

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
1	下品野連区自治会	-	2025/3/3	個人	1	瀬戸市はごみ問題に苦慮している都市である。その瀬戸市に大規模な産廃処分場を許せば、「ごみ処分場の適地」となってしまう。	-	2025/4/3		
					2	「東立テクノクラシーはアンドウ興業とは別法人であり、アンドウ興業が自治会と交わした協定を継承するものではないと認識しています。」という東立テクノクラシーの論理は成り立っているか。	○	2025/4/3	2025/5/9	アンドウ興業が自治会と交わした協定について、アンドウ興業が行っていた事業を東立テクノクラシーが引き継ぐ訳ではない点、売買契約が直接東立テクノクラシーと行われていない点から、協定に書かれている内容に関して、別法人である東立テクノクラシーが遵守しなければならないという法的拘束力がないと言えます。
					3	愛知県は森林法第5条に基づいて厳正に対処しなければならない。また国（国土交通省）は砂防法に基づいて厳正に対処しなければならない。	-	2025/4/3		
					4	瀬戸市は土地利用調整条例に基づいてアンドウ興業と自治会との協定事項を守らせるよう全力を尽くすことを求める。	-	2025/4/3		
					5	事業計画説明会は中止ないし延期されるべきである。	-	2025/4/3		
2	東明連区自治会	-	2025/3/17	個人	6	計画地付近の雨水の一部は表層水、地下水として西谷取水口に流れる地形であり、状況によっては汚染水が西谷取水口に流れ込む可能性がある。また、シートの経年劣化や埋め立て時の破損等により埋め立てた廃棄物で汚染された雨水等が破損箇所から流出する恐れがある。埋め立て完了後の防水シートの破損状況についての確認は不可能である。	○	2025/4/3	2025/5/9	西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					7	当該事業地は土砂災害警戒区域等に指定されていないが、周辺の地形は現警戒区域とほぼ同じ傾斜、形状、地質等の条件は同一であるため、豪雨等による土砂災害の危険性がある。	○	2025/4/3	2025/5/9	頂いたご意見として、県での愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく審査時に指摘があった際は、本内容を加味し、該当する森林法の開発基準に従い、安全な開発を行います。
					8	土地所有者と計画事業者が異なっている。企業の経営状況等によっては維持管理がされないまま放置される恐れがある。	○	2025/4/3	2025/5/9	本件については、法律上、事業者側が維持管理積立金を準備し、万が一事業者が維持管理の対応ができない状況になった場合に、後継事業者の原資として、積立金を使いながら維持管理行うというルールになっているため、放置されるという恐れはないと認識しております。 法令に関する詳しい内容については、廃掃法第8条の5第1項に基づく最終処分場維持管理積立金制度をご参照ください。
					9	瀬戸市による関係地域の設定理由が公表されていない。	-	2025/4/3		
					10	瀬戸市産業廃棄物等対策委員会等において、問題がないと判断した経緯、意見（特に上水道や土砂災害）、業者指導内容を公表してほしい。	-	2025/4/3		
3	東明連区自治会	2025/3/17	2025/3/18	個人	11	3/15の事業計画説明会にて、計画概要説明資料を配布資料に添付すべきと参加者から指摘があった。地元住民への「周知理解」には不十分で、再三の開催の必要がある。	○	2025/4/3	2025/5/9	3月15日の東明連区様での説明会内での質疑応答を受け、説明会内で表示させて頂いていた資料を、瀬戸市のホームページ及び東明連区のホームページで共有させて頂き、書面で必要な方には書面でのお渡しもさせて頂きました。 また、今後実施予定の説明会では、配布資料として準備させて頂くように準備しております。 今後の説明会に関しては必要に応じて開催の有無を検討します。
					12	新規事業計画書提案前に既存事業の廃止申請を行い愛知県側の現地確認・応急対応指示等を確実に処置するべきである。	○	2025/4/3	2025/5/9	アンドウ興業の話だと思いますので、事業者として回答する立場にありません。
					13	前々回の事業計画取下げについて、現在の経営者が把握していない。事業継承者としての姿勢に疑問を感じる。	○	2025/4/3	2025/5/9	意見としてお聞きします。
					14	前任者の締結の「協定書・申請書等」を後任者が承継義務はないとのことであれば、「廃止申請書」を早期に提出して、愛知県側の指示・確認等の完了後「新規事業計画」の提出をおこなうべきである。	○	2025/4/3	2025/5/9	アンドウ興業の話だと思いますので、事業者として回答する立場にありません。
					15	関連諸官省庁との事前協議・修正は行われていない状況で関係住民への周知を行い、短期間で意見書を集める行為は、事業者側のための申請書提出の必須条件を満たすだけである。	-	2025/4/3		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					16	行政側の説明会参加がないことについて理解しがたい。	-	2025/4/3		
					17	土砂採取行為や林地開発行為についての申請書が愛知県知事に提出されている。まずは既提出「申請書」通りの事業を完遂してから「新規申請書」を提出するべきである。	○	2025/4/3	2025/5/9	アンドウ興業の話だと思しますので、事業者として回答する立場にありません。
					18	民間の事業計画であれば、愛知県「最終処分場維持管理積立金制度」の対応が義務化されている。所管の愛知県に申請して、積み立てるべき維持管理積立金額の設定は、環境省の「維持管理費用算定ガイドライン」により今回の事業計画書に追加記載してほしい。	○	2025/4/3	2025/5/9	現説明会完了後に頂いた意見を考慮し、愛知県との廃掃法手続きにおいて、施設の増設・仕様変更などを加味した内容で、積立金がいくらになるのかが確定する流れとなります。県から指定のあった金額での積立となるため、現時点で事業計画書へ追記は行えないと判断しました。 また、概算でも数字を記載するとした際に、間違った情報が記録として残ってしまう恐れがあるため、その点を考慮し、対応を控えさせていただきます。
					19	東海環状自動車道に隣接している本計画の産廃盛土の造成について、国土交通省 中日本高速道路（株）名古屋支社多治見保全センターに確認をしたところ、事前協議の必要があるとの回答であった。事前協議を行い、今回の事業計画書に追加記載してほしい。	○	2025/4/3	2025/5/9	事前協議のタイミングにつきましては、全住民説明会が完了し、皆様からのご意見を踏まえたうえで、事前協議に入らせて頂く流れで進める予定となっております。
					20	最近は「福岡方式（準好気性埋立方式）」が主体であるが、敢えて「嫌気性埋立」の本計画に対して、指導・是正を行わなかったのか。	-	2025/4/3		
					21	最終処分場として想定される「発送地点及び走行ルート・種別数量」及び「搬入車両の総重量・頻度」等の資料を提出・添付してほしい。	○	2025/4/3	2025/5/9	現時点で、決まった発送地点からの搬入予定は無いため、現事業を運用する中での予定としてのお伝えになってしまいますが、東海地方（愛知、岐阜、三重、静岡）をメインに、一部関東からの廃棄物を想定し、搬入ルートに関しては、幹線道路を使用してもらう想定をしております。 搬入車両は、ダンプ車、クレーン車、アームロール車、パッカー車、コンテナ車等で、20t超～2tの大きさと思われます。1日の搬入台数は説明会の通り、往復110台を想定しております。
4	效範連区自治会	-	2025/5/8	個人	22	活断層があり、予定震度7.7が想定されている状況では、「漏水遮断シート」の破断や「産廃盛土及び盛土堤体」の崩壊等の恐れがある。「採石採取事業」の完遂で「敷地復元・緑地化」の現状復帰が地元住民が許容できる限界である。	○	2025/4/3	2025/5/9	本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定最大の震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。 ― 提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、基準に従い安全性を確認しています。 ― 提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。 →断層と南海トラフは別なので削除しました(6/30)
					23	活性炭の交換時期・選択方法（メンテナンス状況）を教えてください。	○	2025/6/5	2025/6/30	活性炭の交換時期は1回/8ヶ月、飽和された活性炭は活性炭メーカーに引き渡します。
					24	キレート材の洗浄時期及び交換時期の選択方法を教えてください。	○	2025/6/5	2025/6/30	キレート樹脂塔は下向通水のみで基本洗浄は行いません。 ただし異物等によるつまりが発生した場合、処理水で洗浄を行い洗浄水は流量調整槽に戻され再処理を行います。 飽和されたキレート材は廃棄物処理施設にて焼却処理する予定です。交換時期については、搬入数量や搬入品目により異なります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					25	廃水処理設備の運転者の有無、管理者の管理時間及び日数を教えてほしい。	○	2025/6/5	2025/6/30	処理設備の運転者は当社の社員で、最終処分場技術管理者の有資格者が管理を行います。 管理者の管理時間及び日数は、原則営業日で行いますが、必要に応じて実施します。 設備は基本的に24時間自動運転で、夜間、休日は重要な故障、異常警報については複数の担当者に通知されるシステムを採用する予定です。 また1週間に1回の点検も行います。
					26	処理水の分析回数が少なすぎる。 ①水銀を含む処理水（汚泥）がある以上、週に1回は必要ではないか。 ②重金属及び有害物質の分析が月1回では不足している。1～2週間に1回以上必要ではないか。	○	2025/6/5	2025/6/30	現時点では、法令基準に従って示させていただいています。 今後の県との協議においてご意見を参考に、分析回数については検討を行っていきます。
5	水南連区自治会	-	2025/5/9	個人	27	馬ヶ城浄水場からわずかな距離に、産業廃棄物の処分場を作ることは反対である。水銀、アスベスト、薬剤などが土壌に染み込む可能性があり、重篤な健康被害が出るかもしれない。	○	2025/6/5	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
6	水南連区自治会	-	2025/5/9	個人	28	瀬戸市には愛知県内の産業施設の約3分の2が集中していて、市内は処分場だけである。これ以上処分場を作らないでほしい。	○	2025/6/5	2025/6/30	意見としてお聞きます。
7	水南連区自治会	-	2025/5/9	個人	29	産業廃棄物処理場を馬ヶ城浄水場の近くに作ったら、市民の水に危害を加える可能性が高い。	○	2025/6/5	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
8	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	30	いかなる理科学的根拠があったとしても反対である。愛知県の産業廃棄物は瀬戸市以外で処分してほしい。	-（関係住民外）	2025/6/5		
9	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	31	馬ヶ城浄水場近くに産業廃棄物処分場計画は反対である。イタイイタイ病のようになると困る。瀬戸市は産業廃棄物が多すぎる。	-（関係住民外）	2025/6/5		
10	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	32	私たちの貴重な水源が汚染の危機にさらされている。水は生命の源であり、一度汚染されれば回復には長い時間がかかる。	-（関係住民外）	2025/6/5		
11	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	33	水源の汚染は健康を脅かす。有害物質が地下水に浸透すれば、飲料水だけでなく農作物にも影響を及ぼしかねない。	-（関係住民外）	2025/6/5		
12	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	34	巨大産業廃棄物処分場が建設されれば、地域の生活に大きな影響を与えることは避けられない。私たちは安全で清潔な水を次世代に残す責任がある。	-（関係住民外）	2025/6/5		
13	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	35	水資源の保護は、法律や倫理の観点からも重要である。企業の利益を優先するのではなく、地域の生活環境の維持と持続可能な発展を考慮した決定が求められる。関係機関には厳正な審査と対応を求める。	-（関係住民外）	2025/6/5		
14	水南連区自治会	-	2025/5/13	個人	36	環境保全対策書内の土地利用計画図の現況（開発前）は造成緑地になっているが、環境保全対策がなされていない。環境保全に対する、特に自然環境の保護をどう考えているのか。	○	2025/6/5	2025/6/30	処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
15	水南連区自治会	-	2025/5/13	個人	37	汚水の処理過程で悪臭等の対策はされているか。	○	2025/6/5	2025/6/30	悪臭が発生するものは受け入れず、即日覆土も行うため、処理過程での悪臭発生は基本的にありませんので、悪臭対策は行っていません。
16	菱野連区自治会	-	2025/5/14	個人	38	説明会資料9pの処理水のpH等の項目を法令基準値以下にすることが最も大切である。	○	2025/6/5	2025/6/30	意見としてお聞きます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					39	説明会資料47p～51pまでの水質で環境予測が示されているが、実際に造成工事が着工され、施設が完成し事業が開始した後の定期的及び迅速な水質検査と公表がされなければならない。	○	2025/6/5	2025/6/30	水質分析結果につきましてはホームページ等にて公表いたします。
					40	説明会資料47pの水質調査地点について、2箇所は最低の数である。特にNo.2の矢田川・屋戸橋付近の水質調査は、山口地区・菱野地区・本地地区の農業地域に影響を及ぼすため、正確・迅速な調査及び調査結果の公表を望む。	○	2025/6/5	2025/6/30	屋戸橋の水質については、供用時には年間を通した調査を実施する計画としております。調査結果は、農事組合様への連絡を予定しております。
					41	説明会資料50pの「農業用水のための維持管理」では「3月から8月に月1回農業用水基準項目の測定」とあるが、出水期であり、稲作に大切な水の供給時期となる「3月から9月末」に最低でも月2回以上の測定をするべきである。 また、その結果を企業のHP等で公表するだけでなく、3地区の農業組合代表（会長）にも速やかに報告されるべきである。	○	2025/6/5	2025/6/30	測定時期や測定頻度、また、測定結果の公表等については、今後、農事組合様と相談して参りたいと考えております。
17	山口連区自治会	-	2025/5/16	個人	42	猿投山断層に対する調査結果は平成21年当時のもので、現在は約1.1kmではなく0.6kmよりも近くに存在しているという情報があった。	○	2025/6/5	2025/6/30	今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。説明会でご指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います。
					43	崩壊土砂流出危険地区に指定されている場所に、人体に有害な15種類もの産廃を保管する計画は恐ろしい。	○	2025/6/5	2025/6/30	開発基準に則り安全な開発、施設整備、施設運営を行います。
18	長根連区自治会	-	2025/5/16	個人	44	水が飲めなくなる心配は大きい。	○	2025/6/5	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					45	瀬戸市内で出るごみを処理しなければならないのはわかるが、県内の3分の2を引き受けていることに納得できない。	-	2025/6/5		
19	本地連区自治会	-	2025/5/19	個人	46	猿投山北断層までの距離について、より精度の高い国土地理院の「都市圏活断層図」で測定したところ、計画位置からは0.6kmの位置を通過しているため適切ではない。	○	2025/6/5	2025/6/30	今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。説明会でご指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います。
					47	国の地震本部の報告によれば「恵那山-猿投山北断層帯では全体が1つの区間として活動する場合M7.7程度の地震が発生する可能性がある。またその時、断層帯の西半部（山路町周辺）では2～3m程度の右横ずれが生じると推定される。本断層帯は今後30年間に地震が発生する確率が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる」と説明されている。令和6年1月1日の能登半島地震（M7.6）では、最終処分場が4箇所被災した。それより大きなM7.7程度の地震が発生する可能性があるとなると、想定被害は能登半島地震より大きなダメージを受けることが予想される。本計画は水源汚染の可能性も含め地震防災上において適切ではない。	○	2025/6/5	2025/6/30	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としまして、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
20	長根連区自治会	-	2025/5/19	個人	48	どのようなシートを敷こうが、「永久に大丈夫」ということはない。なぜ人家も近く、大切な生活用水が流れ、取水口が近いこの場所でなければならないのか。	○	2025/6/5	2025/6/30	処分場を設計できる規模の土地が簡単には見つからないため、現状が最善ではないにしろ、最良であると考えています。 隣接する当社の敷地で、今日までに処分場の運用を2か所で行わせて頂いており、現状も県の審査を受け、優良認定を頂いているため、本件も同等以上の厳密な運用管理により、生活用水や飲料水へも影響なく運用できると考えています。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
21	道泉連区自治会	-	2025/5/19	個人	49	本計画は水道水源集水域（馬ヶ城浄水場）河川に隣接しており、様々な要因で飲用水が汚染させる事態になればその被害は甚大である。持ち込まれる有毒化学物質は様々だが、近年「有機フッ素化合物」（PFAS）が家庭の水道水等から国の暫定指針値を越える汚染が検出され問題となっている。汚染源は様々であるが最終処分場もその一つである。上記物質は様々な製品の製造過程で使用され、汚泥のみならずその他の廃棄物への混入も考えられる。排出事業者が適切な対応をする保証はなく、搬入をチェックすることは現実的に不可能である。	○	2025/6/5	2025/6/30	まず、排出事業者が適切な対応をする保証という点について、搬入前の廃棄物について、法令に基づいた汚染物質の分析を行い、受入基準に該当しないものは、そもそも法令上、契約ができない点。契約内容と違うものが搬入されていることが判明した場合は、法令上の違反行為となるため、その責任を排出事業者側に追って頂き、搬入されたものを持ち帰って頂くことになる点から、現状不安に思われている点にも対応可能だと考えます。 PFASについては、当施設における浄化のフローの中で、活性炭吸着処理により、該当の物質を十分に取り除けると考えております。 また、浄化に利用した後の使用済みの活性炭については、活性炭メーカーに引き渡し、仮置き等も起きない運用を考えております。
					50	問題は東山路川へとつながる東側の小流域で、地形的に東海環状道を挟む処分場敷地の尾根からも地表、地下から水が集まると考える。また、防水シートから汚染水が漏れ出した場合、取水口へと集まる。「漏水検知システム」を設置し、検知した場合どう対処するのか。補修できるのか。	○	2025/6/5	2025/6/30	漏水を検知した場合には、埋立が浅い場所についてはオープン掘削により補修を行います。また、深い位置の補修についてはライナープレートなどによる直掘りを行い破損箇所の補修を行います。
					51	猿投断層はM7.7が想定される活断層で、周期は長いが、内陸型の地震が発生するリスクが高まっている。1キロ離れているから安全というのは過小評価ではないか。説明会でも設備の安全面のみが協調され、事故が起きたときの対応など、危機管理に対する説明は不十分であり、再度説明の機会を求める。	○	2025/6/5	2025/6/30	事業者としましては、断層との距離が1.0Kmだから安全と言っておりません。現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
22	山口連区自治会	-	2025/5/23	個人	52	説明会を受けたが極めて不満足であった。産業廃棄物処理場としての技術的な高さを誇る内容を語って、何も知らない住民を困惑し「安心安全」なのだから受け入れるのは当然という結論にもっていかうとした。弁護士を同席させたのも「威嚇」にみえた。	-	2025/6/5		
					53	人体に害をなす危険な産業廃棄物も搬入される。そのようなものが2～30年で無害化するというエビデンスはどこにあるのか。また、PFASなどの影響も懸念される。その無害化に何年かかるかということの根拠はまだ報告されていないのではないか。	○	2025/6/5	2025/6/30	「処分場の安定化」は、廃止基準に適合したことであることを説明させていただいています。現行法における廃止基準は、処分された廃棄物そのものが無害化することではなく、処分場という施設から基準以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することを確認されたことです。
					54	瀬戸市は既に9つもの処分場を引き受けており、その道義的社会的義務は既に果たされている。なぜ瀬戸市だけが更にこの義務を背負わなければならないのか。	-	2025/6/5		
					55	当該地は土取り後は森林機能を回復すると愛知県に約束して許可を得たはずである。どの会社が開発を行っても同じプロセスを取るべきなのに、アンドウ興業が途中で他の会社売却した途端、新しい会社の方針が「土取り後の森林機能復活は必要なし」でもそれで良しとなるのはおかしい。約束や許認可をどう考えているのか。	○	2025/6/5	2025/6/30	処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					56	今回の説明会は説明が全くされていない。今後、今度こそ誠実な説明会を開催するべきである。その条件はアンドウ興業の責任者を伴うものである。そして森林回復を行う意志があるかどうかを明確に語る会とするべき。	○	2025/6/5	2025/6/30	分かりやすく説明しているつもりですが、ご理解いただけない部分があったことは真摯に受け止めます。 アンドウ興業の責任者を伴わせる権限は私共は持ち合わせておりません。森林回復については埋め立て終了後、行う意思はあります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					57	瀬戸市も住民の安心安全な生活を守るとおいう姿勢をはっきりと示してほしい。「馬ヶ城の水源を守り、市民の飲み水を守り、安心安全な生活を守るために瀬戸市は存在している。」「瀬戸市長及び市役所は市民を守る。」と明確に宣言してほしい。	-	2025/6/5		
23	山口連区自治会	-	2025/5/23	個人	58	東立テクノクラシーは東明連区自治会とアンドウ興業との間で締結された協定の内容を知っているにもかかわらず、説明会でアンドウ興業とは別会社であることを説明して、「事業用地登記情報一覧」と海青との「土地所有者同意書」だけしか公表していない。協定内容を知っているのであれば、瀬戸市民にも内容を公表するべきである。	-	2025/6/5		
					59	事業計画の調整池は名古屋気象台の30年確率雨量のデータでしか容量等の計算がされていない。瀬戸は名古屋より降水量がはるかに多い。山路町の1年間の降水量を測定して、調整池の容量等の計算をするべき。	○	2025/6/5	2025/6/30	過去のデータを統計的に使用するので、データの信頼性が重要と考えます。気象庁による測定が行われている気象台、アメダス等のデータを使用することは妥当であると考えます。
					60	土砂災害マップでは、山路町は土砂災害警戒区域や特別警戒区域が至るところにある。計画地から248号線に通じるあたりにもあり、例外ではない。また、山路川・赤津川付近もあり、大雨による土砂崩れで川がせき止められ決壊した場合は、下流域の矢田川周辺の洪水も想定され、人命に関わる。過去に矢田川流域では洪水も起きている。	○	2025/6/5	2025/6/30	開発基準に則り、関係機関との協議を行って、安全な開発を行います。
					61	計画地近くに活断層がある。南海トラフ地震で活断層が動く可能性があり、事業計画地は最終処分場として安全とはいえない。また、説明会では活断層までの距離は1.1kmとの説明だったが、実際はもっと近い可能性が高い。地震が発生した場合は、能登半島地震のように地面が隆起して車両が通行できなくなる。地震と大雨が重複すれば、土砂崩れも発生して、道路は通行不能となる。近くにある発電所も被災して、電源が供給されなくなる。当然、処分場も被災して稼働できなくなる。	○	2025/6/5	2025/6/30	今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。説明会でご指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います。また、地震については、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定最大の震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					62	処分場設置は、水・空気・土壌等が現在の状態よりも悪化することはあっても、良くなることはない。埋め立てられた有害物質が将来無害化することもない。	○	2025/6/5	2025/6/30	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより廃棄物の安定化、廃止ができるものと考えております。 「処分場の安定化」は、廃止基準に適合したものであることを説明させていただいています。現行法における廃止基準は、処分された廃棄物そのものが無害化することではなく、処分場という施設から基準以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することを確認されたことです。愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより処分場の廃止ができるものと考えております。
					63	小高い埋立地に大雨が降れば、雨水が水源側に流れ出しても不思議ではない。	○	2025/6/5	2025/6/30	愛知県の林地開発審査基準に従い、適切な雨水排水計画を行います。
24	效範連区自治会	-	2025/5/23	個人	64	水源のすぐ近くはアウト。金儲けだけを考えており、市民の健康を考えていない。有害物質が流出し、多くの重病人を生み至死を招く。	○	2025/6/5	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
25	八幡台連区自治会	-	2025/5/26	個人	65	処分場の営業に伴い、瀬戸市・愛知県・国に対する貢献はいかほどになるか。具体的には、事業を完了するまでに税をいくら納める計画か。	-	2025/6/5		
					66	浸出水・地下水に異常を検出した場合の対策はどうするのか。産廃の搬入中止は勿論、既に搬入済みの廃棄物への対応はどうするのか。	○	2025/6/5	2025/6/30	地下水の異常を検知した場合は、即時搬入を停止するとともに、関係機関（愛知県、瀬戸市、地元自治会）に連絡を行います。電氣的濾水検知システムにより遮水工の損傷場所を特定し、具体的な補修方法及び確認方法を関係機関に提示して補修工事を行います。補修工事期間は地下水集水管で集水された地下水を水処理施設へ送水し処理するとともに、処分場内の廃棄物の可能な範囲にシートによるキャッピングを行い、同シート上でポンプ排水を行う等、雨水を極力廃棄物と触れないようにして、外部排水することで、浸出水量を削減します。補修後は県及び市による安全性の確認を経て搬入を再開する計画です。
					67	大地震により保護砂が液状化する恐れがある。液状化した場合、土地の変形により保護マットや遮水シートが損傷する恐れがある。液状化を防ぐ手立てはあるか。	○	2025/6/5	2025/6/30	本施設は常時内部貯留をさせない施設として計画を行っていることから、埋立地内に水位が発生する状況はない為、液状化はないものと判断しております。ただし、東海豪雨のような非常時には一部内部貯留を考慮しております。
					68	液状化により積み上げた廃棄物が崩れる恐れがある。これを防ぐ対策はあるか。	○	2025/6/5	2025/6/30	本施設は常時内部貯留をさせない施設として計画を行っていることから、埋立地内に水位が発生する状況はない為、液状化はないものと判断しております。ただし、東海豪雨のような非常時には一部内部貯留を考慮しております。
					69	「7年程度で無害化する」と説明があったが、有害物質が無害化するとは思えないが、その科学的根拠はどこにあるか。	○	2025/6/5	2025/6/30	「処分場の安定化」は、廃止基準に適合したことであることを説明させていただいています。現行法における廃止基準は、処分された廃棄物そのものが無害化することではなく、処分場という施設から基準以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することを確認されたことです。
					70	「遮水シートの接合部は圧縮空気穴がないことを確認するので大丈夫」と説明があったが、1.5mm厚の遮水シートを現場作業で融着し、通気孔を設けるのは非常に困難と思われる。品質をどのように保証するのか。	○	2025/6/5	2025/6/30	接合幅の両端部を熱風にて溶着し、中間部に未接合部を残し、同部分に空気圧をかけて、確認します。
					71	「搬入される産廃を社員が目視検査で所定のものか検査する」と説明があったが、社員では検査が甘くなる恐れもあるので、第三者の監視が必要である。	○	2025/6/5	2025/6/30	産業廃棄物の処分業を行ううえで、行政の抜き打ちの検査は必ず行われるものになるため、第三者の監視は行われる計画となっております。
					72	「PFASの計測を検討する」と回答をいただいたが、是非実行してほしい。また、PFASが発生しても活性炭により除去できると説明があったが、十分な設備にしてほしい。	○	2025/6/5	2025/6/30	設備については、現状の計画で対応が可能です。測定につきましても、定期的に行うように考えております。
					73	pHは常時監視とのことだが、処理水の検査（BOD、COD、SS、窒素）は月1回のみで、排水基準全項目は年1回となっている。もし異常値が出た場合、最大1年間放置されるのはリスクが極めて大きい。計測ピッチを1週間にする等短縮してほしい。	○	2025/6/5	2025/6/30	現時点では、法令基準に従って示させていただいています。今後の県との協議においてご意見を参考に、分析回数については検討を行っていきます。
					74	瀬戸市内の事業者限定で搬入を許可するよう希望する。	○	2025/6/5	2025/6/30	瀬戸市内の事業者限定とすることは事業性の観点から不可能と考えます。排出場所に限らず、基準に則り維持管理を行いますので、安全性に影響はありません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
26	深川連区自治会	-	2025/5/26	個人	75	取水口から非常に近い場所に処分場が建設されることに対して、水質への影響を懸念している。また、処分場から発生する可能性のある悪臭や粉じんによって、周辺の住環境が大きく損なわれることも心配している。つきましては、次の対応を要望する。1.計画の再検討または別の候補地の選定、2.水質や空気の安全に関する第三者機関による調査と定期的な情報公開、3.地域住民との意見交換の場（説明会など）の設置	○	2025/6/5	2025/6/30	水質、悪臭、粉じんについては、環境保全対策書で検討し、問題がないとの結果を得ております。 他の候補地での建設については、現時点で要望に添いかねます。 行政の抜き打ちの検査が行われるものになるため、第三者の監視は行われる計画となっております。 また、地域住民の方の処分場への立ち入り見学の要望を受け入れる予定です。
27	深川連区自治会	-	2025/5/26	個人	76	取水口から近い場所に建設されると知り、非常に強い不安を感じている。日々の生活では、水道水を料理や飲み水、子どものミルク作りに使っており、家族全員の健康に直結する。子どもは大人よりも有害物質の影響を受けやすく、もしも水が汚染されるようなことがあれば、その健康被害は計り知れない。	○	2025/6/5	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
28	八幡台連区自治会	-	2025/5/27	個人	77	産廃搬入後は毎日シート等で一面を覆い、飛散防止を行うとのことだが、本当に毎日行うことができるのか。	○	2025/6/5	2025/6/30	その日の埋立が終了した時点で即日覆土を行い、飛散防止に努めます。
					78	遮水シート間の漏水検知システムの耐用年数が十分ではない。	○	2025/6/5	2025/6/30	シート間に設置し、交換ができないケーブル、電極については最も耐久性の高いものを使用する考えですが、製品としてのメーカー仕様は最長30年間と考えています。また定期的にメンテナンスを行う必要があり、他の部分は交換等を行います。設備の維持管理と処分場の早期廃止を計画した維持管理により廃止まで計測ができるように対応します。
					79	遮水シートの間に漏水検知システムを入れるとのことだが、かなり高額なシステムらしく、正しく全面に採用されるか不安が残る。	○	2025/6/5	2025/6/30	処分場全体に設置します。
					80	たった1.5mmの遮水シートでズレや加重に耐えられるとは思えない。過去にも破損事例があり、2重ではなく4重・5重にしても心配は残る。	○	2025/6/5	2025/6/30	基準に従って計画しており、適切な施工と埋立管理を行っている処分場では、十分安全性が確認されています。
					81	廃棄物の搬入トラックは全数内容を目視でチェックするとのことだが、本当にチェックできるのか疑わしい。確実に実行できる方法を示すべきである。	○	2025/6/5	2025/6/30	現状、運用する当施設内で、汚染土壌や産業廃棄物の最終処分をする上で、実際に行っている作業となるため、運用上問題なく行えると考えております。搬入があった廃棄物については、埋め立て場所までダンプにより運び入れたあと、ダンプアップすることで敷地内へ廃棄物を降ろします。 その後、その廃棄物を当社管理者および作業員により、パワーショベル等を用い、適切な埋立箇所へ廃棄物を運ぶ際に、展開された廃棄物を目視で確認できるようになっております。また、万が一、異物や不信な物を発見した場合は、すぐに上長へ報告とともに、待機運搬車両に状況確認とともに、荷下ろしした廃棄物を積み込み持ち帰っていただくというフローになっております。
					82	計画地は断層から1.1km離れていると言っているが、国土地理院の正確な発表では0.6kmである。説明会で正しい数値を正確に言うべきである。	○	2025/6/5	2025/6/30	今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。説明会でご指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います。
					83	搬入車両の荷を全台確認するとのことだが、社内でのチェックでは不十分である。第三者を入れて確認作業を確実に行うべきである。	○	2025/6/5	2025/6/30	行政の抜き打ちの検査が行われるものになるため、第三者の監視は行われる計画となっております。
					84	施設の排水が全てしっかり処理されるのか疑問である。他の施設でも溢れた汚水で川が汚染された例がある。	○	2025/6/5	2025/6/30	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ(名古屋)のデータを用いて検討を行っております。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証（内部貯留を考慮）についても行い安全性を確認しています。
					85	取水口と処分場の放流地点は150mしか離れていなく、高低差も7mしかないため、毛細管現象などで影響がでる。	○	2025/6/5	2025/6/30	放流先は常に流下している河川であり、取水地点はその上流側に位置します。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、基準に則した維持管理を行うことで、地下水に対する安全性は確保されることから、ご懸念のようなことはないと考えます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					86	取水口と現場が非常に近く、工事期間中の粉じんなどの影響が懸念される。	○	2025/6/5	2025/6/30	工事中の粉じんの影響については、環境保全対策書で検討し、問題がないとの結果を得ております。工事に当たっては、同書で取り上げている環境保全措置を真摯に実行し、さらに影響の軽減に努めます。
					87	能登半島地震では断層から離れている最終処分場でも4箇所被災している。それを考えると今回の計画の耐震には非常に不安。もっと基準を上げるべきである。	○	2025/6/5	2025/6/30	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					88	断層までの距離が1.1kmでも0.6kmでも影響は変わらないと言っているが、その根拠が示されていない。科学的根拠を示すべきである。	○	2025/6/5	2025/6/30	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
29	深川連区自治会	-	2025/5/30	個人	89	処理水の検査項目について懸念がある。月1回の検査項目として提示された項目以外にも、昨今はPFASやマイクロプラスチック等、水質に関する懸念が多々ある。説明会でPFASについて現状は基準値の設定がないため管理しないという旨の回答があったが、「基準値のないものは考慮しなくてよい」という姿勢でいることに不信感を感じる。	○	2025/6/5	2025/6/30	本件は、意見としてお伺いさせて頂き、県との協議の際に、愛知県としてルールをどうするのかを伺い、当社としてどのようにしていくべきかを検討させて頂きます。
					90	処理水下水域は農業用水として広く利用される水であり、ひとたび土壤汚染につながれば取り返しがつかない。説明会では水質に関して予測値が提示されたが、予測値にどれほどの信憑性があるか疑問である。また、提示された項目で十分とは考えられない。	○	2025/6/5	2025/6/30	水処理施設を適切に管理することにより、予測値を守ることができると考えております。予測結果として示した項目以外についても、水処理施設では基準省令の基準値を下回るように処理することから、水の環境基準等を守ることができると考えております。また取水時期に先だって農業用水基準項目を測定し、確認いたします。
					91	廃棄物自体からの飛散による周辺地域の空気、水質、土壌への影響も強く懸念している。	○	2025/6/5	2025/6/30	飛散の可能性のある廃棄物はあらかじめ加湿等の処置を行って搬入いたします。また必要に応じてダンプ時の散水を行います。一日の作業終了時は即日覆土を実施し、飛散防止に努めます。また今後強風時の搬入制限等も検討してまいります。
					92	希少な生物の多い地域であると思うが、保存がきちんとなされるとは考え難い。	○	2025/6/5	2025/6/30	重要な種として確認された生物のうち、本事業による影響が大きいと考える種については、事業者として環境保全措置に基づき、保全して参ります。
30	山口連区自治会	-	2025/5/30	個人	93	処分場の建設によって、水源地域の豊かな自然、景観が損なわれ、有機的につながっている動植物への影響に重大な懸念がある。	○	2025/6/5	2025/6/30	重要な種として確認された生物のうち、本事業による影響が大きいと考える種については、事業者として環境保全措置に基づき、保全して参ります。 本計画地を対象とした眺望点はありませんでした。周辺には残置森林、造成緑地は配置し、景観の保全に努めます。
					94	本来この計画地は、土砂を採掘したアンドウ興業が植林をして戻すべきところを、たとえ法的に問題がないとしても、東立テクノクラシーが事業を継続して施設をつくるべきではない。	○	2025/6/5	2025/6/30	ご意見は受け止めますが、私共は法律に則って事業を継続して施設を作る予定です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					95	水銀やアスベストの処理について、説明会で「一般論としてブルーシートを2枚梱包して特定の場所に置く。」と回答があったが、本当にそれだけで水銀やアスベストが外に漏れ出すことはないのか。	○	2025/6/5	2025/6/30	最終処分できる水銀廃棄物は環境省からリストアップされており、水銀が使用されていたまたはその可能性がある製品廃棄物と溶質試験で0.005mg/L以下のばいじん等であり固形物です。アスベストについても飛散の可能性がある吹付材をはがしたもの等が主体です。これらはすべて運搬段階で飛散しないように二重梱包されて搬入されます。通常処分場側はその形状のまま、場所を特定して吊り降して処分します。運搬業者に対する容器指定等も含めて検討してまいります。
					96	有害物質やダイオキシンの検査等は、わずか1年に1回行うのみである。また、監視井戸も2本しかない。水道水や農業用水等の汚染によって健康被害が出るのではないのか。	○	2025/6/5	2025/6/30	基準に則った頻度、井戸の設置であり、施設の安全性確認は可能と考えておりますが、ご意見を踏まえまして、検討してまいります。
31	本地連区自治会	-	2025/5/30	個人	97	花崗岩は土砂災害に弱い「まさ土」が生まれやすい。計画地周辺に位置する東山路川・山路川の上流部も花崗岩から構成される溪流であり、土砂流出の供給源になる。2000年の東海豪雨では、東山路町で浸水災害が発生したとの記録がある。こうした状況を踏まえ、「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」が計画地に隣接する区域に設定されている。また、計画地は、山腹の崩壊または地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、災害が発生する恐れのある「崩壊土砂流出危険地区」に位置している。「崩壊土砂流出危険地区」内に巨大な処分場を設置することは、土砂を流出させる危険性を増大させ、今までの治山効果を低減させる。事業計画書には東海豪雨の時に東山路町で浸水災害が発生した記録はあるが、上記のリスクに対する言及がない。 「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」には、最終処分場候補地選定の考え方の中で、災害等に対する安全性として「最終処分場は、平地での用地確保難から山間部に建設されることが多く、樹木の伐開・伐根などによる雨水流出の増加をひきおこす危険がある。…地すべり地帯、崖くずれ危険地帯は避けるべきであると同時に、地震、水害に対しても安全でなければならない」と指摘している。「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」に隣接し、「崩壊土砂流出危険地区」の流域内に巨大な処分場を設置することは適切ではない。また、「崩壊土砂流出危険地区」を管理する愛知県尾張農林水産事務所の見解はどうか。	○	2025/6/5	2025/6/30	本施設の設置におきましては、林地開発許可が必要になることから、ご指摘の農林水産事務所との協議を行うこととなります。本施設の設置には廃棄物処理法等の法令に従って、安全性の確認が求められており、これが「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」に記された、「地震、水害に対しても安全でなければならない」ことを確認することとなると考えています。
32	西陵連区自治会	-	2025/6/2	個人	98	PFAS類は、環境中で分解されにくく、生態系に長期的な悪影響を及ぼす可能性がある。また、処分場で受け入れられる廃プラスチック類、汚泥、ばいじんにはPFASが含まれている可能性があり、水源や河川への影響が懸念される。以上のことから、未規制の化学物質に関する検査を義務化し、規制を強化することを求める。	-（関係住民外）	2025/7/7		
					99	水銀は生物濃縮を通じて魚介類や農作物に蓄積し、人体に悪影響を及ぼすリスクが高いため、慎重な監視と管理が必要だが、事業計画書では水銀などの有害物質の検査頻度は年に1回のみである。長期的な環境汚染のリスクに対応するため、①水銀や有害物質の監視頻度を増やし、定期的な検査を義務化すること②環境監視体制を強化し、監視結果をすべて市民に公開すること③第三者機関による独立監査を導入し、環境安全性を確保することを求める。	-（関係住民外）	2025/7/7		
					100	産業廃棄物の中には微量の放射性物質が含まれる可能性があるが、現行の事業計画には明確な監視体制が示されていない。①放射性物質の検査を義務化し、その結果を市民へ公開すること②放射性物質が検出された場合、適切な廃棄物管理計画を確立し、環境への影響を最小限に抑えること③瀬戸市の自然環境への影響を調査し、保全対策を講じることを求める。	-（関係住民外）	2025/7/7		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					101	万が一本処分場の運用によって環境汚染が進行し、健康被害が発生した場合、事業者・瀬戸市・関係機関の環境責任の所在が明確にされていません。①被害が発生した場合の責任の所在を明確にし、補償制度を確立すること②事業者に対し、環境リスクと安全対策に関する十分な説明を義務付けること③瀬戸市の環境保全を最優先とし、より厳しい規制を導入することを求める。	-（関係住民外）	2025/7/7		
33	長根連区自治会	2025/5/13	2025/6/3	個人	102	産業廃棄物最終処分場を他の場所ではなく瀬戸市山路町を適地として選定したことの必然性を明確にしてほしい。また、瀬戸市以外で発生した産業廃棄物を瀬戸市を適地として選定している理由についても明確にしてほしい。また、総じて自然環境や生活環境の観点で説明してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	現時点で、瀬戸市山路町内で、産業廃棄物中間処理施設を２施設および最終処分場を２施設保有しております。隣接する土地である点や非常時に別施設からのフォローが可能であると考ええる点から、適地として選定しました。 瀬戸市以外で発生した産業廃棄物を瀬戸市に搬入することが適地として選定されるかどうかは、当社が決められることではなく、正しく運用しているという実績から、当社を選定して頂けているのだと受け取っております。 自然環境という観点では、現状の運用実績から、大きく新たに影響を与えることなく実施が可能かと考えております。 また生活環境の観点では、耐震および法令の基準よりも高い水準で運用上の維持管理規定を策定し、本内容で、県の認可を取得する計画にあります。 運用開始後も、近隣住民の方と相談し、何か気になる点があるようでしたら、日々改善を行っている点から、生活環境へも安全性を担保できるであると考えております。終了後は緑化を計画しており、自然環境に配慮いたします。
34	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/3	個人	103	現地調査のとりまとめ方に疑問がある。今回示された事業計画の環境保全対策書には私が過去15年間にわたって収集した情報とはかなり異なる調査結果が示されている。なかでも絶滅危惧種とされる動植物は相当数漏れている。現地調査に当たられた方たちは短い日数の中でも精一杯の調査をされたはずだが、公開された調査結果は手書きの原票ではなく、パソコンなどでリライトしたものだった。前回の計画で提出されたものは手書きの原票だったため、入力作業を経てなく、間違いや漏れが混入する余地がなかった。今回はパソコンでリライトされたものだけが公開されているため、そこに漏れや間違いがあったとしても検証の仕様がなない。行政機関は手書き原票と公開されたパソコンデータとを比較し、そこに漏れや写し間違いがないかを確認するべきである。それができない場合は調査に当たられた方に詳しく尋ねたいため、今後開催される説明会場のいずれかに来ていただくことを求める。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。そのタイミングで、尾張県民事務所廃棄物対策課と環境保全対策書の記載結果について協議し、間違い等については、必要な訂正をさせていただきます。訂正内容については、瀬戸市環境課にも連絡させていただきます。
35	山口連区自治会	-	2025/6/5	個人	104	馬ヶ城浄水場の水汲み場上流70mの所に予定しており、下流に住む私達は汚染水が流れてくる危険がある。排水する下流域では広範囲で農業用水を使用しており、小学校の給食で食べるお米も作っている。また、説明会をもう一度開催してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。 また、説明会をもう一度開催してほしいという件につきましては、１６連区全ての説明が終了後に検討させていただきます。
					105	予定地は猿投山北断層から0.6kmの距離にあり、地震への対策が不安である。また、豪雨で汚染水が溢れて流れたら下流に住む人たちは汚染された水しか使用できない。	○	2025/7/7	2025/8/13	地震への対策については、提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。また、処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					106	意見書について、環境課はメールでも対応できるようにしてほしい。	-	2025/7/7	2025/8/13	
36	山口連区自治会	-	2025/6/5	個人	107	産廃反対である。	-	2025/7/7	2025/8/13	

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
37	山口連区自治会	-	2025/6/5	個人	108	産廃反対である。	-	2025/7/7	2025/8/13	
38	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	109	水銀含有の廃棄物の危険の程度は一般の廃棄物の比ではない。最近では名古屋市中川区の富田ゴミ焼却場事例がある。たとえ高低差のある地形とはいえ、地下水脈の恐れ或いは粉じんの危険性も考えられる。	○	2025/7/7	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。また、粉じんについては、環境保全対策書で検討し、問題がないとの結果を得ております。地下浸透についても処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、更に電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					110	多額の銀行借入を予定しているが、このような有害物質を取扱う公害企業を支援する銀行があるとすれば、銀行の「社会的責任」・「貸し手責任」が問われる。支援銀行の説明責任を求める。	-	2025/7/7	2025/8/13	
					111	「万が一の事故保障には、損害保障保険にも加入する」と説明があったが、万が一の事故に備えて、損害保険に貸付設定ぐらいのことはしておくべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	保険会社と相談して検討させていただきます。
39	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	112	環境的に見ても上水道取水口のそばに施設を設置することは、どんな装置をだろうが気持ちのいいものではない。「クソ溜めの横から上水道を引っ張るようなもの」である。	-	2025/7/7	2025/8/13	
					113	福島の子原子力発電所における地震津波の事故のように、自然の災害により崩れる恐れがある。その保障も甚大なものと推測される。	○	2025/7/7	2025/8/13	起こりうる自然災害として地震・豪雨は視野に入れ、設計を進めさせて頂く予定です。 皆様からのご意見を加味し、愛知県から更なる対策が必要と指摘があるようでしたら、その指示に従い、設計させていただきます。
					114	採掘したあとの埋立ては土でもって埋めるという約束が、いつの間にやら産業廃棄物の処分場になってしまった。取水口から離れた下流であればまだ余地はあるが、山の上流部では話にならない。また、上水道の取水口のそばというのが致命傷である。設置する場所が悪すぎる。	○	2025/7/7	2025/8/13	林地開発行為はアندوق興業の話だと思しますので、事業者として回答する立場にありません。馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					115	瀬戸市内ならまだしも、他市や県外からの流入であれば、犠牲を強いられることも懸念される。物が「産業廃棄物」であるため余計に感情をあおる。	○	2025/7/7	2025/8/13	産業廃棄物の処理および運搬については、発生先が他県であれ、法律上の確に処理しなければならない規程となっております。現在も的確に処理させて頂き、優良認定を頂いているため、今後も皆さまにご迷惑をおかけするようなことがないように対応させて頂く所存です。
					116	会社の従業員が該当する連区に住んでいるのか。誰もいない場合は対岸の火事的な考えで進めてもらっては困る。	-	2025/7/7	2025/8/13	
40	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	117	なぜ取水口が近くにある場所に処分場を建設するのか。通常考えではできないことが簡単にできるのかが知りたい。他の場所へ変更することはできないのか。必要な施設だから反対はしないが、他の場所を探してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	もし、立地上の認可が下りないのであれば、愛知県との協議時に申請が通らないという流れになるかと思います。 上記のようなことにならないよう、安全性を担保できるだけの設計・運用ルールの策定を行っていきます。 他の場所へ変更するという考えについては、設営できる土地が容易に見つかることがない点。現状、運用している施設が隣接していることで、万が一のことがあった場合の運用フォローがすぐに行える点から、現状の場所が最良と判断しております。
41	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	118	なぜ水源地に近い場所に産廃なのか。一度廃案になった所。同じ場所に会社が変わっただけ。	○	2025/7/7	2025/8/13	現在の計画地は親会社所有であり、技術者育成や管理面などを考慮し適切な維持管理が妥当性を考慮し判断いたしました。
42	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	119	施設開発計画では、造成に伴う建設発生土50万m ³ を場外搬出とされているが、カーボンニュートラルの観点から場内再利用を計画されるよう再考を求める。	○	2025/7/7	2025/8/13	建設発生土につきましては、埋立地内の中間覆土、最終覆土等に再利用を考えております。使用土量としては40万㎡程度を見込んでおります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					120	遮水構造・電氣的漏水検知システムによる漏水検知をすると説明されているが、漏水を どういう方法で検知するシステムなのかを説明してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	上部遮水シートと下部遮水シートの間に電極を設置し、漏水した 場合には電気が通じ検知するシステムとなります。
					121	遮水構造が破損し同システムが漏水を検知した場合は、どのように漏水個所を特定し、 どのように補修する想定か。環境に影響を及ぼす為、対策の事前策定が必要と思慮す る。	○	2025/7/7	2025/8/13	漏水検知箇所については1m程度の範囲で特定が可能となっており、補修については素掘りによる掘削、検知場所が深い場合には ライナープレート等による掘削を行い破損箇所の補修を行います。補修方法については設置許可申請書内に記載を行います。
					122	説明会で、受け入れ品目の中に「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」 が含まれている説明があったが、中間処理施設として受け入れ、硫化施設において粉末 硫黄による硫化、改質硫黄による固型化を行うことを行うかどうかの説明がなかった。 説明を求める。	○	2025/7/7	2025/8/13	水銀含有ばいじんについては、含有する水銀が1000mg/kg以上 の場合は、回収再生利用が法的に義務付けられています。硫黄に ついてはそのような基準はありませんが、我々としても処分場を 安全に大事に使いたいのので、製品に含まれており、リサイクルが 難しくかつ処分場に悪影響を及ぼさない範囲での受入れを考えま す。
					123	硫化施設において粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固型化を行う施設計画を示して ほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	122回答に同じとなります。
					124	最終処分場と中間処理施設が併設することになるのか説明してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	中間処理施設は併設しません。
					125	固型化したもの(廃水銀等処理物)が、埋立判定基準を満たす場合の埋め立て方法につい て ①処分場の一定の場所において、かつ、埋め立てる処理物が分散しないような措置 ②その他の廃棄物と混合するおそれのないよう、他の廃棄物と区分する措置③埋め立て る処理物が流出しないようにする措置④埋め立てる処理物に雨水が浸入しないようにす る措置などをとる必要があるが、説明がなかったため説明してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	水銀や石綿などを含む廃棄物については、流出や雨水と触れ合う ことを防ぐため、二重梱包を行います。また、処分場内の特定の 場所に埋め立てを行い記録管理を行います。
					126	「活断層から約1.1km離れており、直下には断層が存在しないことから、構造物が断層 の隆起やずれが生じる可能性は小さく、現行基準の耐震設計、構造基準に従い計画して いることから、安全な施設が建設できると考えている」との説明だが、福井県にある日 本原子力発電の敦賀原子力発電所2号機について、原子力規制委員会は、原子炉建屋の 真下の断層が将来動く可能性が否定できないとして、再稼働の前提となる審査に不合格 となった事例のように、活断層が直下でないからと言って、地球規模から考察すればわ ずか1kmの隔たりで新たに発生しない保証はない。さらに、東日本大震災では、福島第 一原子力発電所が津波により冷却システムが停止し、燃料が溶け落ち、放射性物質が放 出された。安全であるところで作った原発でさえ事故を起こしている。設置個所の選定 を含め、耐震設計の再考をされたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	現時点では、断層と南海トラフの連動は科学的に明確な知見がご ざいません。現行の耐震設計レベル2（震度6程度）で設計し、 安全率は常時、地震時ともに1.2を確保。想定震度6強に対しても 十分対応可能と考えています。
					127	「対象事業実施区域における地下水の流動に対する影響は小さく、周辺の地下水水位の 大きな変化はないと考えられる」と説明されているが、変化がなく浸出水が絶対に地下 水を通じて外部に流出しないと断定されていない。事業開始後に、遮水構造が破損しシ ステムが故障し、流出を検知できない事態は容易に想定されることから、水道水源取水 口上流区域での定期的な水質(地下水)監視をされたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	処分場内には漏水検知システムを導入いたします。遮水シートに 破損があった場合、検知システムにより1m範囲内での破損場所 の特定が可能です。特定の場所については補修を行います。ま た、処分場の上流側、下流側に監視井戸を設置いたします。取水 口付近への監視井戸の設置につきましては、検討を行う予定で す。
					128	地下水の流動は、地震でその地盤に亀裂や断層が生じた場合は、設置前に調査した結果 と異なる水脈が生じ、周辺に影響を及ぼす恐れがあることから、設置時の調査だけでな く、年1回の継続的な調査を行なわれたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	県との協議の上、検討させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					129	自然環境(植物、動物、生態系)・計画地は、「海上(かいしょ)の森」に隣接しており「愛・地球博」ではオオタカの営巣が確認され万博開発が中止となった。オオタカの営巣、飛来の確認はされなかったようだが、オオタカは非常に広範囲に不定領域を行動しており、設置時のみならず処分場運営中も継続的な調査を望む。	○	2025/7/7	2025/8/13	事後調査については、今後、行政、地元住民の方々とご相談させていただきます。
					130	本計画では、浸出水の無害化処理が最重要施設管理となることから、施設の維持管理マニュアル、施設能力管理基準を策定公表するべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	配置や構造等から当社独自の運営方法やノウハウを容易に推測されるおそれがある点、これらは当社にとって重要な企業秘密であり、第三者による模倣や不正利用を招くリスクが高いと考えられる点から、広く公表することについては対応できかねます。
					131	水処理施設故障時などに施設能力が低下しないようなバックアップ施設及び冗長対策を策定するべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	万が一、事故が発生した場合は、修繕が完了し問題なく稼働できるまで、受入をしない点と、水処理施設が一定期間停止した場合でも、貯留するのに問題のない設計で運用する点から、問題ないと考えております。
					132	水処理施設管理記録を年1回公表するべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	公表の方法も含めて、検討させていただきます。
					133	水処理施設の改修、更新等の施設整備をする場合は、愛知県知事、瀬戸市長に届け出し承認を得るとともに、「生活環境保全上利害関係を有する者」に説明会を開催するべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	尾張県民事務所廃棄物対策課に届け出ます。説明会については管轄部署と協議し検討いたします。
					134	「処理水の検査(pH、BOD、COD、SS、窒素)を月1回行います。(pHは常時監視)」との説明であるが、天候による浸出水の水質・水量の変化に対応できない。BOD、COD、SS、窒素についても連続測定する水質計器を設置し、常時監視されたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させていただきます。
					135	「排水基準全項目は、地下水・処理水ともに年1回行います。(有害物質やダイオキシン類の検査等)」との説明であるが、搬入される廃棄物量・質が随時変化する状況から月1回の頻度で行われたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させていただきます。
					136	浸出水源水の水質を知ることが適切な施設運営を行う上で必要なものであり、浸出水源水の性状が排水処理施設で処理可能な水質であるかを確認することが常用であることから、浸出水源水の水質測定も同時に、月1回の頻度で行われたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させていただきます。
					137	処分場廃止の場合は、廃止基準：【保有水(浸出水)の水質が以下の排水基準水質を2年間以上保持していること。地下水水質が地下水基準に適合していること。】とされているが、地震、混合された廃棄物の化学反応により未知の化学物質が生成される可能性があることから、廃止2年間を経過した以後も年1回の水質検査を行われたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、廃止後の水質の管理について検討させていただきます。
					138	水質データを常時、市役所、県環境部、地元が取り込めるよう外部に常時データ送信するシステムを構築し常時モニタリングが可能とされたい。また、事業者は、本事業のモニタリングを外部委託し、その費用を負担するべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させていただきます。
					139	瀬戸市役所は水質データをモニタリングする機関の監理・指導をされたい。	-	2025/7/7	2025/8/13	

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					140	事業者は、取水口に本施設から排出される排水水又は地下水の影響がないことを確認するため、取水口上流部で月1回水質検査(pH、BOD、COD、SS、窒素)だけでなく、水道原水に必要な水質基準に適合していることを確認する水質検査をされたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、地下水水質の管理箇所について検討させていただきます。
					141	水質測定にかかる検査は、自主検査はもとより公的な外部検査機関によるサンプリングと分析、検査結果の公表を行ない水質監視の信頼性を担保されたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させていただきます。
					142	事業運営は、外部監査を受け事業活動の透明性と公正性を高められたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	産業廃棄物の処分業を行ううえで、許可更新の審査を行政に受けます。その際に事業運営についても審査されます。
					143	「検査結果は公開します」とされているが、時期、方法が不明である明示されたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	公開方法については、ホームページでの公開を検討しております。 本内容についても、県と協議の上、法令上問題の無い方法により公開する予定になります。
					144	「検査結果は公開します」とされているが、事業者に義務付けられている排水処理備の維持管理状況、水質に関する資料は随時、ホームページに公表するとともに、官公庁、市民の求めに応じ情報公開されたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	開示の希望があった場合、愛知県情報公開条例に合わせた申請に沿って、対応させていただきます。
					145	「検査結果は公開します」とされているが、施設設置時だけでなく、最終処分場運用中は廃棄物の受け入れ状況、施設の運営状況、浸出水源水及び排水水質の分析結果、設備の稼働状況、施設維持管理状況を年1回、「生活環境保全上利害関係を有する者」に運営状況説明会を開催し説明されたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	公開する義務があるのであれば、公開方法を検討させていただきますが、必要性に関しては、県との協議の上、検討させていただきます。
					146	事業者は、愛知県「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(平成15年制定)第10条に基づき、瀬戸市長と「生活環境の保全に関する協定」の締結を行うべきである。また、寄せられた意見に沿うような協定を締結されたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市条例に従い、協定書の締結までのフローは進めさせていただく所存です。 今回ご意見頂いている市との協定については、市ならびに県からの指示に従い、検討させていただきます。
					147	事業者社長は自動車の保険にたとえ、自賠責保険と任意保険を当事業においても保険をかけており、自賠責保険として「最終処分場維持管理積立金制度」と任意保険として何かしらの保険をかけているとの説明を受けたが、「最終処分場維持管理積立金制度」の主旨と、自賠責保険と任意保険の運転者が被害者や物損に対する補償とは性格が異なるものと思われるが、事業者の言う事業活動により生じた、地域住民に及ぼした健康被害や物的資産の損害に対する補償はどのような範囲、規模、を想定され実際に契約する予定の保険名称を説明されたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	例えが悪く、申し訳ございません。義務と任意の説明を申し上げたかったものになります。維持管理積立金制度は義務であり、賠償責任保険は任意となります。条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
					148	地域とのコミュニケーションを図るため地域行事に積極的に参加し地域との融和を事業活動として行うべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	可能な限り参加させていただきます。
					149	地域の雇用を創出し地域経済に貢献するべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	地域の雇用は行っておりますので、引続き雇用拡大に向けて努力します。
					150	メセナ活動を通じて産業廃棄物処理業のイメージ改革に努めるべきである。	-	2025/7/7	2025/8/13	
					151	本件最終処分場が東立モデルと呼ばれるような先進的で最も環境配慮に優れた計画、運営、廃止、そしてその後のアフターケアまで含めた100年先に先人の偉業と称えられるような事業とされたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	尽力いたします。
43	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	152	年数がたてば施設が古くなり、恐ろしい水が染み出てくる。命の水を汚さないでほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	運用開始後から、廃止届が受理され、安定化が完了するまでのメンテナンス計画を立て、問題が起きないような運用を行ってまいります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
44	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	153	産廃処分場は毒物を含む永久施設であるため、子や孫の世代まで影響の恐れがあるから反対である。	○	2025/7/7	2025/8/13	ご意見として承ります。
					154	市内には既に産廃処分場が多数あるから反対である。	-	2025/7/7	2025/8/13	
					155	馬ヶ城浄水場の取水口に隣接しているから反対である。	○	2025/7/7	2025/8/13	ご意見として承ります。
					156	自然災害（南海トラフ地震等）による損壊の恐れがあるから反対である。	○	2025/7/7	2025/8/13	ご意見として承ります。
					157	長期の施設管理・監視が重要である。また、工作物修繕・更新も重要である。	○	2025/7/7	2025/8/13	運用開始後から、廃止届が受理され、安定化が完了するまでのメンテナンス計画を立て、問題が起きないような運用を行ってまいります。
					158	会社は過去の経緯から信用できない。	-	2025/7/7	2025/8/13	
					159	将来の会社・瀬戸市・愛知県の責任体制が不明である。	○	2025/7/7	2025/8/13	長く続く企業となれるよう尽力致します。瀬戸市と愛知県の責任体制については、私達では回答できかねます。
45	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/6	個人	160	昆虫類確認種のなか(P851 17/19)にアリ科の確認種も報告されているが、そこにヒゲナガアメイロアリとヒラセムネボソアリがあることに驚いている（これらの種は本来瀬戸市にいないはず）。「日本産アリ種全種図鑑」(学研)によればヒゲナガアメイロアリの分布は鹿児島以南と東京都と大阪府に限られ、ヒラセムネボソアリの分布は九州以南である。今回、事業計画地でこれらのアリが確認されたということは、これらの地域から国内移入したものと考えられる。つまり現在、営まれている産業廃棄物処分事業や土砂採掘業のなかで他の地区の廃棄物や土砂が運ばれてきた際、それらにこの2種のアリが混入していた疑いが濃厚である。アリのなかには人的影響により本来の生息地から離れてさまよい、世界的に広がりつつある種がいくつも含まれている。愛知県でもアルゼンチンアリ等が定着し、駆除に四苦八苦している。廃棄物の搬入方法を見直し、これらの種の侵入を阻止する策を講じなければ、瀬戸市に侵略的外来種であるアリによる害が及ぶことが懸念される。外来種に関しては侵入されてから駆除するという後手に回る仕組みが制度に内包されており、事業者の自主的な取り組みがカギを握る。ところが別紙1の17ページの処分場受け入れ基準には目視で性状等を確認するとされている程度で、アリなど目視では同定できない外来生物の移入を止める具体策は書かれていない。事業者は受け入れる産業廃棄物の移動経路にアルゼンチンアリなど特定外来生物の汚染地区が含まれている場合、その廃棄物を受け入れないようにする必要があるものとするのがどうか。	○	2025/7/7	2025/8/13	「日本産アリ種全種図鑑」(2003)以降の文献では、ヒゲナガアメイロ・ヒラセムネボソともに本州で分布しているという知見があります。 アルゼンチンアリ等の侵略的外来種への対応については、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。 尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					161	環境保全対策書では表1-3-1-54 P103で蘚苔類、地衣類、キノコ類について重要種が選定されている。しかしP336で突然、「シダ以上の高等植物」についてしか現地確認が行われないことになり、実際に蘚苔類、地衣類、キノコ類が調査されていない。このことについて意見を述べる。蘚苔類や地衣類はシダ以上の高等植物とは異なり、低温でも光合成をおこなって二酸化炭素を固定することができるため、物質循環に重要な役割を果たしているほか、はげ山化した土地に最初に土壌が形成されるためにも必要といわれている。キノコ類も枯れ木などを分解して物質循環で大きな役割を果たすほか、植物と共生関係を結び、いわば森林を育てる働きをしているとされている。これらの分類群は生態系の構造や機能を把握するうえで重要であるにもかかわらず、443ページに示された図ではそれらが欠落していて、生産者と消費者のみがあって分解者がいない奇妙な図になっている。隣県で分類群を絞り込まない厳重な調査が行われ、厳密な環境保全対策が講じられる一方で、瀬戸市では分類群を数少なく絞った簡単な調査で環境影響評価が行われ、環境保全対策が簡素なものになっている。蘚苔類、地衣類、キノコ類の調査をしないまま開発を行った場合、重要種の存続だけでなく生態系全体やまちづくりにも大きな影響を与えてしまう危険性が高いと懸念する。事業者が真に環境への影響を低減したいなら、禁じられているわけではないため、蘚苔類、地衣類、キノコ類についても調査を行い、環境保全対策を立てるべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	蘚苔類、地衣類、キノコ類の現地調査については、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させていただきます。
					162	瀬戸市は産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針を改定し、蘚苔類、地衣類、キノコ類なども調査対象に追加する必要がある。	-	2025/7/7	2025/8/13	
46	長根連区自治会	-	2025/6/9	個人	163	気象データが古すぎる。近年は地球温暖化の影響が顕著で、集中豪雨が頻発化し激甚化してきている。最新のデータを基に、地球温暖化の影響を加味した資料を示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	条例手続き提出時点のデータになります。今後愛知県への申請資料についてはデータの更新を行い協議を行っていきます。
					164	計画地の南約100mに猿投山北断層がある。また、南海トラフ地震は30年以内に80%の確率で発生するとされている。大規模な地震が発生すれば、敷設される2重の遮水シートが破断し汚染水が地下に漏れ出る可能性は少なくない。高い確率で予想される地震への対応方法を示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定 の最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。
					165	水源から約70mの距離に産廃最終処分場を計画しているが、飲み水や農業用水が汚染されることはないか。激甚化している自然災害や何らかの原因で有害物質が流出することはないか。水源の近くにあえて処分場を計画することを非常に危惧している。	○	2025/7/7	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
47	長根連区自治会	-	2025/6/9	個人	166	計画地から南へ約100mの地点には、猿投山北断層が存在している。また、今後30年以内に約80%の確率で発生すると予想されている南海トラフ地震は、発生時期の特定が困難であり、いつ起きてもおかしくない状況である。このような大規模地震が発生した場合、施設に設置される予定の二重構造の遮水シートが損傷を受ける可能性は否定できず、結果として有害物質を含む汚染水が地下へ漏出する危険性も考えられる。こうした地震リスクを踏まえた上で、予見される自然災害に対する備えや施設の安全確保策について、具体的な対応方針と技術的対策の内容を明らかにしてほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定 の最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い斜面の安定解析において安全性を確認しています。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
48	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/9	個人	167	植物の調査結果として事業計画書の745ページにミヤマタムラソウ（ <i>Salvia lutescens</i> var.crenata）を報告している。しかし「ミヤマ」という種名が暗示するとおり、事業者による同定は疑わしいものである。おそらく事業者はナツノタムラソウの変種とされていて、ミヤマタムラソウと同様に毛深いシマジタムラソウを誤認したのでしょうか。シマジタムラソウは瀬戸市内の湿地には比較的多くみられる。環境保全対策書の参考文献リストを拝見すると、タムラソウ <i>Salvia</i> の仲間は650ページにあり、シマジタムラソウ（ <i>Salvia isensis</i> ）、ナツノタムラソウ（ <i>Salvia lutescens</i> var.intermedia）、アキノタムラソウ（ <i>Salvia japonica</i> ）の3種が報告されていますが、ミヤマタムラソウ（ <i>Salvia lutescens</i> var.crenata）はそのリストに含まれていない。参考文献を参考にしておよミヤマタムラソウとするならば、この事業計画地の自生地は県下の新産地であり、注目すべきものである。シマジタムラソウは環境省のレッドデータブックではVUである。ミヤマタムラソウは分布域が広く、環境省はランク外にしている。保全対策を講じる必要があるシマジタムラソウをミヤマタムラソウとすることで、事業者は本来果たすべき責務を回避している可能性があるため、事業者が報告したものを標本などにより再確認する必要がある。	○	2025/7/7	2025/8/13	今後、行政機関と協議の上、検証させていただきます。
					168	分子系統学的な分析手法をとらない理由について質問する。分子生物学の発達とともに、いままでよく知られてきた生物がとつぜん複数の種に分かれるのはよくあることで、それが判明したときには緊急に保護が必要になることもある。複数の分かれた種のうちいくつかは、これまで考えられていたよりも個体数が少ないことが判明したり、生息域が狭いことが判明したりすることがあるからである。環境影響評価を行ううえで少なくとも重要種については塩基配列を確認し、既存のデータと照合して特異な個体群ではないことを確認するなど、慎重に行う必要がある。本環境保全対策書にはそのような予防的配慮が見られない。ヒメタイコウチは本調査では調査区域の8か所で確認されている。そのうち4か所は改変区域で、残りの4か所は非改変区域にある。430ページでも認められている通り、本種は飛翔できないことから移動性に乏しく、開発区域の4か所ではどこにも逃れることができないまま全滅することになる。ところがヒメタイコウチは翅が退化して飛ぶことができない昆虫であるため、地域ごとに分化が進行しているとも考えられ、今後、複数の種に分けられる可能性がある。この環境保全対策書はヒメタイコウチの個体群が消滅しても問題ないとの立場ですが、おそらく事業者は開発により消滅する種の地域個体群がいずれも他の地域の個体群と比較して何ら特異な集団ではなく、遺伝的に異ならないことを前提にしておられるようである。その失われる個体群の中に他の個体群には存在しない遺伝的多様性はないのか。もしそうならば、その科学的根拠を示してほしい。環境保全をうたう対策書では予測原則に基づいた配慮が必要である。それを示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	周伊勢湾地域におけるヒメタイコウチの分子系統地理学的解析（中村ら、2013.湿地研究 Wetland Research Vol.3, 29-38（2013））を参考にすると、東海地方でのヒメタイコウチの分化が記述されていますが、「地質学的イベントや地形的な変化と関連している可能性がある」とされており、広くない調査範囲ではそのような違いがあるとは考えていませんが、今後、行政機関等の協議の上、必要な場合には移植等を検討させていただきます。
49	水南連区自治会	-	2025/6/10	個人	169	説明会での意見、説明での気づきが多いため、各地域で2回目の説明会の開催を要望する。	○	2025/7/7	2025/8/13	説明会をもう一度開催してほしいという件につきましては、16連区全ての説明が終了後に検討させていただきます。
					170	説明会資料p16 埋立方式：廃棄物3m毎に覆土50cmとされているが、p54悪臭②では即日覆土とされている。説明が矛盾している。	○	2025/7/7	2025/8/13	説明不足で申し訳ありません。 日々の廃棄物が搬入された後、一日の業務終了時点で、即日覆土として10cm程度の覆土を行い、翌日業務開始時に、即日覆土された分を撤去した後に、廃棄物を搬入する流れとなります。 埋立られた廃棄物が3mに達した時点で、覆土を50cm実施する流れとなります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					171	説明会資料p18 浸出水集水管：能登半島地震（M7.6）では、水管破損・施設破損・ビット破損等の被害が発生し、修復まで施設は停止となった。今回の施設について、同規模の震災時対策の説明がなく教訓が生かされていない。	○	2025/7/7	2025/8/13	能登地震による処分場の浸出水集水管への被害は、埋立が行われていない処分場で発生したものであり、補修されその後使用が開始したと認識しています。水処理施設においては、ご指摘の通り、配管の脱落等の被害があったことは把握しており、本施設においては接合部をフレキシブルなジョイントとすることや、サポートの強化等の対策をとっていく考えです。また処分場からの浸出水はポンプアップで処理施設に送水され、自然流下ではないため、処理施設側への送水は即時に停止することが可能な設備としています。
					172	説明会資料p40 猿投山北断層の調査について、国土地理院最新データでは、施設外縁部から距離が600mとされており、説明の1.1kmと異なる。なお、施設設置基準では断層からの距離は500mとされている。古い調査データを用いた理由の説明がない。	○	2025/7/7	2025/8/13	古い調査データを用いたわけではありません。今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。
					173	説明会資料p56 農業用水のための維持管理について、3月から8月の測定値が基準値を超過した場合、原因廃棄物の搬入を制限としているが、制限のレベルの説明がない。搬入自体をストップすべきではないか。また、事業者として第3者機関のデータ取得、県への報告のスピードの説明がない。意図的に遅らせれば自体が悪化し手遅れになる。また、下流域の尾張旭市、名古屋市へ影響が及ぶ場合の対応の説明がない。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、水質管理の方法及び緊急時の体制についてどのようにするべきかを検討させていただきます。
					174	説明会資料p70 処分場の構造について、防災調整池がオーバーフロー時、埋め立て地を貯水とする（東海豪雨想定+15％）と説明を受けたが、埋め立てが進行すれば貯水量が減少し貯水できなくなるのではないか。	○	2025/7/7	2025/8/13	浸出水調整槽の容量計算において、東海豪雨を対象とした場合の検討も行っている説明かと思います。埋立が終了している状況で廃棄物の間に貯水できる量で検討を行っています。
50	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/11	個人	175	イトモとヒメタヌキモの保全対策について質問する。瀬戸市の産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針によれば「環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置をまず検討し、これらの検討結果を踏まえ、これが不十分な場合又は困難な場合には、代償の措置を検討しなければならない」としている。ところが、回避や低減を検討した経緯が書かれていない。イトモについては355ページに予測結果が示されているが、「本種は対象事業実施区域の水溜りに生息しており、直接改変を受け、盛土・掘削等の土工事による生息環境への影響は大きいと予測されることから」としたあとで、本来ならば施設設計の変更や縮小などによる回避低減措置が検討されるべきだが、その検討の報告がされないまま「個体の移植や代替地の創出が必要である」としている。また、ヒメタヌキモの予測結果は358ページに示されていますが「「改変区域内に生息する個体群は窪地の水たまりに生息しており、直接改変を受け、工事による生育環境への影響は大きいと予測されることから」と述べた後に、いきなり「個体の移植や代替地の創出が必要である」としている。これは瀬戸市の産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針を2段階省略してしまう短絡論法である。代替措置を講じる場合には「環境影響を回避し、又は低減させる措置をまず検討し、これらの検討結果を踏まえ、これが不十分な場合又は困難な場合」であることを環境保全対策書に報告する義務があるのではないか。	○	2025/7/7	2025/8/13	イトモとヒメタヌキモの生育が確認された水たまりは、雨水及び滲みだし水が隣接する工事用通路（土盛）を造成したときにできた窪地に溜まりできたものです。この窪地はこのままでは自然に崩壊し、やがて埋まってしまうと考えられます。このため、イトモとヒメタヌキモについては移植し、人為的に保護することが適切であると考えました。
					176	イトモとヒメタヌキモの保全対策について質問する。この対策書は「本種は対象事業実施区域の改変区域内に生息しており、工事により消失すると予想されることから個体の移植や代替地の創出が必要である」としているが、計画図には代替地が描かれていない。代替地を計画図の範囲にない場所に予定しているのか。いつ、どこにどのような規模の代替地を何か所造成するのか、わかる計画図を示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	代替地については、今後、県との協議が進み、計画の確度が上がりましたら、弊社の敷地内で適地を選定する予定です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					177	この保全対策書にはイトモやヒメタヌキモが生息している環境について水質を分析した記録がない。また、日照条件や水温についても記録がない。どのような水質でもこれらの種が生育できると思っているのか。事業者はこれら重要種が生育していることを単なる偶然と見なしているのか。現状分析を踏まえた代償措置を示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	イトモとヒメタヌキモの生育が確認された水たまりは、雨水及び滲みだし水を水源としており、周辺は開けた環境でした。動植物の調査会社の専門家指導の下で適期に移植を実施予定です。
					178	今回の環境保全対策書を拝見すると哺乳動物の調査でムササビが見つかっていない。しかし参考文献には周辺地域での生息が報告されている。この環境保全対策書によると8日間の現地調査がされたのみであるため、通り一遍の調査で終わっているきらいがある。もう少し調査の機会を増やして、生息を前提にした調査をする必要があるのではないか。ムササビは夜間活動するため昼間の調査では目撃することができない。樹上を行動圏とするため地上に足跡を残すこともない。鳴き声も発することは少なく、巣の近くでしか聞くことはできない。手掛かりは食痕と直径5ミリ程度の小さな糞である。しかし、ポイントを押さえて調べれば意外に簡単に糞が見つかり、生息利用が判明するものである。なお現在も計画地の近傍に巣穴らしいものがある。生息を前提とした調査をしてほしい。瀬戸市ではムササビは珍しくない。海上の森だけでなく雲興寺、ねむの森、岩屋堂、下半田川など多くの場所が生息地になっている。2006年7月には大目神社に1匹のムササビがいることが分かり、中日新聞で大きく取り上げられた。当時、大目神社は東側が東海環状自動車道の赤津インターチェンジの建設によって他の樹林から切り離され、完全に孤立した状態だった。孤立したムササビは寿命が尽きたのか、まもなく見られなくなり、その後大目神社の森にムササビはいない。このような悲しい出来事が起こった原因は、当時の環境調査が不十分で、保全対策が取られなかったためである。同じ轍を踏むことがないように慎重な調査をしてほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	ムササビは主に大木の幹や枝にできた樹洞や神社の屋根裏等に営巣しますが、特に高速道路から西側の調査範囲にはそのような環境は存在しないため、現地調査で実施した4回の夜間調査（春季・夏季・秋季・冬季）で十分と考えます。
51	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/13	個人	179	環境保全対策書P414以下で事業者は工事による影響にたいして移動能力のある動物は開発区域外に逃避するものと見なしている。哺乳動物、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類などその表現は見境なく用いられている。生物が生きて子孫を残していくために食料、交尾、子育ての場を確保するため縄張りをもつことがあるのは常識である。縄張りがある以上、生物の密度を無制限に高めることは限界がある。開発区域外に常に十分な逃避先があることを前提とした環境保全対策書の判断は常識外れで、結果に対して無責任と言わざるを得ない。なぜならば逃避先には同種の生物がすでに生息していて、そこはすでに新規の参入者を受け入れる余地がないかもしれない。そのような環境に移植が行われ、許容量を超えた場合は、縄張り争いが発生して数を減らし、結果的に絶滅の危機が増大してしまう。もし先住者がいない場所があったとしても、そこには天敵がいるかもしれない。天敵がいる場所への移入も失敗があきらかである。また重要種を移入した結果、既存の他の種が生息地を奪われることも考えられる。これらの懸念を払しょくするためには「逃避先」となる地域の面積や植生、既存生物の密度などを調査したうえで、受け入れ可能な個体数を定量的に示す必要がある。ところが環境保全対策書はこれらのデータを提示していない。科学的根拠を示さない環境影響評価は単なる願望に過ぎない。科学的データを収集し、保全策の有効性を検討するのが環境保全対策書の役割ではないか。もし域外への逃避や移植を前提にするなら、それが成功するための根拠を定量的に示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	生態系の基盤環境の変化として、落葉広葉樹林-5.22% 減少はするが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					180	今回の調査で確認されながら環境保全対策が講じられない19種の重要種について意見を述べる。19種とはアズマモグラと思われるモグラ属の一種、ヒナコウモリ科の一種でモモジロコウモリの可能性があるもの、ノウサギ、ニホンリス、カヤネズミ、カモシカ、サンショウクイ、トノサマガエル属の一種(トノサマガエルまたはナゴヤダルマガエル)、オオゴキブリ、オオアメンボ、ヒメタイコウチ、ギフチョウ、キツネ、イタチ、アカネズミ、タヌキ、シジュウカラ、ホオジロ、ニホンカナヘビである。これらについて共通して「事業の実施に伴い、対象事業実施区域内の環境が改変されることから、本種の生息環境が減少することが予測されるが、周辺に同様の樹林環境が存在することから、本種の生息環境への影響は小さいことが予測される」としている。3月15日説明会の質疑で「周辺に存在する樹林環境」とは具体的にどこからどこまでを指し示しているのかという質問に対して、事業者は環境調査が行われたエリアで、事業区域から200mまでの範囲と回答された。調査がされていない場所にどのような環境があるかは分からないので、当然の回答だと思うが、当該200mの範囲の土地を事業者がすべて所有しているわけではない。それなのに、周辺に開発が及ばないことを前提としているため、この環境影響評価の根拠は薄弱である。海外では一定の面積を開発する際に、代償措置としてビオトープなど新たな緑地を創設したり、一定の面積の樹林を保護したりするなどの仕組みがあるが、本計画ではそれはない。そもそも所有地の境界近くまで開発するため残置森林すら確保されていない。その意味で上記19種の環境影響評価は無効であり、評価の修正と実効ある環境保全対策の新たな立案が必要である。	○	2025/7/7	2025/8/13	生態系の基盤環境の変化として、落葉広葉樹林-5.22% 減少はするが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。
52	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/16	個人	181	コウモリへの環境影響評価について P769以下に掲載された調査票によると、コウモリの調査は夜間2時間半の調査が3回行われている。方法はバットディテクターによる聞き取りで、調査地点の項目には「夜間調査」とのみ書かれている。そのためルート上のどこで聞き取ったか不明である。しかしその調査からヒナコウモリ科の一種(モモジロコウモリの可能性)の存在があきらかになっている。その調査からは当該コウモリが餌場として訪問しているのか、営巣地として利用しているか、その両方なのかは分からない。しかし、それ以上の調査は行われていないにもかかわらずP421で「対象事業実施区域およびその周辺を餌場として利用していると考えられる」と結論付けられている。調査日数が少ない事情もあるが、あまりにも短絡的ではないか。調査地に営巣地がある可能性が出てきたため、ふつうに考えれば次の段階では営巣地が域内か、域外かを知るために、移動経路などを調査するところだが、その調査は行われていない。何を根拠にしてそこに営巣地がないと判断されたか説明不足である。説明を求める。	○	2025/7/7	2025/8/13	計画地内での営巣地の可能性は少ないと考えており、生態系の基盤環境の変化として、落葉広葉樹林-5.22% 減少はするが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。
					182	コウモリの環境保全対策について 環境保全対策書は飛来する生物に関しては域内に営巣地がなければ問題はないと楽観しているようだが、その先入観は危険である。もし営巣地が域内にはなかったとしても、まだ問題が残っている。愛知県のレッドデータブックではこの種の【現在の生息状況／減少の要因】として「森林の大面積伐採や単一樹種の植林による生物多様性の減少が本種の良好な採食場所を減少させている」として餌場を保全することの重要性を訴えている。環境保全対策書は餌場として利用しているだけなら、そこを開発しても問題はないとの立場のようだが、愛知県レッドデータブックは減少の要因として餌場の減少を問題視している。この愛知県レッドデータブックは環境保全対策書の参考文献になっているので、ぜひレッドデータブックの警告を受け入れて、餌場の保全策を示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	計画地内での営巣地の可能性は少ないと考えており、生態系の基盤環境の変化として、落葉広葉樹林-5.22% 減少はするが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					183	アズマモグラについて質問する。本環境保全対策書はP420でアズマモグラの環境影響評価を行っている。そこでは重機の稼働によりアズマモグラはすでに忌避行動をとっているとされている。それなら西側の樹林にも退避している可能性があるのではないか。西側の山域は北が山路川に遮られ、西から南は道路に遮られ、周囲の山林から分断されてる。モグラは泳ぐこともできるが、山路川の北側は赤津インターチェンジが障害になり、それより北には移動できない。東側はアンドウ興業が採掘を行っていますが、調整池以北は樹林が残っていて高速道路の高架下をくぐることができる。しかし計画地で汚水処理施設の工事が始まると完全に周囲の樹林から孤立することになる。孤立した個体群は遺伝的多様性が低下し、絶滅する危険性が増大する。愛知県レッドデータブックでは「土壌条件の悪い丘陵地や山地での開発の際は、アズマモグラの生息する可能性を常に検討し、本種の生息が確認された際には、生息域の分断を回避し、土壌条件を改変しないように留意すべきである」としているが、これはそのことを懸念したものと思われる。つまりアズマモグラの個体群を保全するためには西側の山域に生息する可能性を常に検討することと生息域の分断を回避することが重要だが、この環境保全対策書はアズマモグラが西側の山域にいる可能性を無視し、生息域が分断される危険性を回避していない。まず調査範囲を西側の山域に広げる必要があるのではないか。	○	2025/7/7	2025/8/13	高速道路の西側についても調査範囲に含めて調査を行っております。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。
					184	両生類・爬虫類・哺乳類の調査結果はP769から現地調査票が16件分収録されている。そこにヤマアカガエルが報告されているが、開発予定地の沢筋はタゴガエルにとっても繁殖に適した環境であり、山路付近ではタゴガエルはもっとも普通の種である。両種はよく似ている。捕獲して腹面を見れば判別できるが、P990に掲載された写真は背面しか見えない。捉えて確認したのは1回だけのようであるが、タゴガエルを見落としているか。同様のことはヌマガエルについても言えて、背面からの写真ではツチガエルと区別できない。どのように同定されたのか。	○	2025/7/7	2025/8/13	ヤマアカガエルとヌマガエルともに、形態を見て現地で同定しています。両種ともに同定可能な写真は撮影しております。
					185	2022年に名古屋市の東山地区に生息している両生類が新種であることが判明し、オワリサンショウウオと名づけられた。この種はもともと瀬戸市内に広く分布する種で、トウキョウサンショウウオの隔離分布とされていた。その後、研究が進み、2006年にはカスミサンショウウオとされ、さらに2019年にはヤマトサンショウウオとされ、2022年にオワリサンショウウオに変わった。また本年3月13日付け新聞で報道されたが、ニホンアマガエルはヒガシニホンアマガエルとニホンアマガエルに分かれていることが判明した。この地域のアマガエルはヒガシニホンアマガエルのようなのである。両生類に関してはこの環境保全対策書にかかわる調査が行われた後に大きく研究が進んでいるため、調査結果自体を見直すべきではないか。	○	2025/7/7	2025/8/13	記載しているのは、調査時での結果です。瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、必要な場合には再調査等検討させていただきます。
					186	アカハライモリの渥美種族は永く絶滅したものと考えられてきたが、2023年に再発見の報告が行われ、ほぼ同時に愛知県条例に基づく指定希少野生動植物種に指定されている。アカハライモリの渥美種族は事業計画地に隣接する森林にもいるようであるため、慎重な調査が必要である。本事業での環境調査では報告されていないが、現地調査はわずか8日間しか行われていないので見落とされているかもしれない。近年では水中にあるDNAを増幅して特定の生物の存在を検知するPCR検査も実用化されているため、試すべきではないか。	○	2025/7/7	2025/8/13	記載しているのは、調査時での結果です。瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、必要な場合には再調査等検討させていただきます。
53	水南連区自治会	-	2025/6/17	個人	187	水源からわずか70mしか離れていない場所に産業廃棄物最終処分場は、川に有害物質が流出した場合、健康に及ぼす影響が全くないとは限らないため心配である。	○	2025/7/7	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
54	山口連区自治会	-	2025/6/18	個人	188	説明会で「産廃搬入後に毎日10cm覆土をして水をかけ、シートで一面を覆い、飛散防止を行う。」そうだが、計画書に記載されているか。	○	2025/7/7	2025/8/13	即日覆土については毎日の埋立作業終了後に行い飛散防止に努めますとご説明をさせていただいております。シートで一面を覆う計画はございません。記載につきましては今後の県への申請書内に記載を行います。
					189	説明会で「強風が吹いているときは搬入を中止する。」と言ったが、具体的に風速がいくつ以上で中止するのか。そのための機器が施設内に常備されるのか。本当に実行可能なのか。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、強風時の埋立について検討させていただきます。 例：平均風速15m/s以上の強風時（台風・荒天等を含む）を基準とし、受け入れの判断を行う。
					190	粉じんの飛散による水源汚染、大気汚染、悪臭等によって、近隣住民の生活環境の悪化が心配である。	○	2025/7/7	2025/8/13	即日覆土を行うことで、該当の事象の発生を抑えられるため、ご安心下さい。
					191	山口連区の説明会で産廃施設建設による住民へのメリットを問われたとき、社長から「みなさんにメリットはありません。」との回答があり驚いた。瀬戸市民憲章の1番初めに「自然を大切にし、産業を伸ばし、豊かなまちをつくりましょう。」とある。瀬戸ではすでに50か所以上の産廃処理場がある。瀬戸市は産業廃棄物処理分野の産業推しているのか。現在の状態が「豊かなまち」なのか。私の願いは、市民憲章の3つ目「若い力を育て、希望と安らぎのあるまちをつくりましょう。」である。これ以上瀬戸市に産業廃棄物処分場を建設させないでほしい。	-	2025/7/7	2025/8/13	
55	長根連区自治会	-	2025/6/19	個人	192	予定地は取水口から70mしか離れていないが、「処分場の方が7m土地が低くく、さらに処理水は浄水場とは反対の南側の山路川へ放流するから心配はない。」との説明があったが、その根拠は何か。地下汚染はないとするエビデンスを明示し、説明してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					193	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱第11（立地基準）に、最終処分場を設置しようとする者は、立地に関する基準を遵守するとされている。その立地基準として、「①上水道や簡易水道等の飲用水への影響の恐れがないこと②河川、水路、湖沼及び地下水の汚濁による生活環境の恐れがないこと」とある。県の指導要綱に従い、この土地に処分場を作ることは取上げるよう求める。	○	2025/7/7	2025/8/13	愛知県への要望のようなので、当社の回答は控えさせていただきます。
					194	計画地は、愛知県尾張農林水産事務所管内において山腹の崩壊または地すべりによって発生した上砂等が土石流となって流出し、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区として「崩壊土砂流出危険地区」に指定されている。猿投山・山路川一帯は花崗岩でできており、著しく風化作用が進んでいるそうで、そのような場所に巨大な産廃処分場を設置することは、災害時に土砂を流出させる危険性が増大する。説明会において、土石流が発生した場合における想定される被害や対策について、何ら言及されておらず、災害に対する安全性について強い懸念を覚える。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。
					195	処分場計画地の南東には猿投山北断層があり、説明会では1.1km離れているから安全といわれたが、平成9年の産総研のデータで古く、令和2年の国土地理院によれば、0.6kmの位置に横ズレして移動しており、南海トラフ等地震の災害リスクが増々懸念される。説明会で提示された資料データは古く、直近でのデータを示し、何を根拠にわずか1.1kmもしくは、0.6kmの距離があるから安全といえるのか、地震における災害リスクを払拭できるエビデンスを提示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	古い調査データを用いたわけではありません。今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。事業者としましては、断層との距離が1.0Kmだから安全と言っておりません。現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					196	水質(地下水)の調査結果は全て基準値を満たしていたと資料P51にあるが、いつの計測か。また、地下水の調査地点が計画地の南北2ヶ所のみで、東海環状自動車道を狭んだ取水口近辺でされていない。処分場の方が立地が7m低いとあったが、地下水はどこでつながっているかわからない。なので、取水口近辺の地下水の水質調査がされてしかるべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	測定については、冬季：2021年1月16日、夏季：2021年8月20日に測定した結果となります。 地下水の水質調査については、県との協議の上、検討させていただきます。
					197	まだ事業が行われていない段階での調査で、事業が行われれば当然水質汚染が心配される。現時点でのこの説明の信憑性を疑う。	○	2025/7/7	2025/8/13	水質汚濁防止法より厳しく自社基準を設け、その基準をクリアするための施設を設計するため、自社基準を下回る水質のもののみが排水される流れとなります。 この基準をベースとし、環境への影響をシミュレートして、調査を実施させて頂いているため、事業が開始された後も同じ結果になることから、信びょう性にも問題はないと考えます。 検討している自社基準は、BOD20mg/ l、S S 30m g/ l、ダイオキシン類 8 pg－TEQ/Lを検討しております。
					198	水銀やアスベスト等の危険廃棄物の処理の仕方が納得できない。説明では「ブルーシートで二重梱包しガムテープでぐるぐる巻きにして、指定場所を特定して埋める。場合によっては専用容器で埋めるというやり方もあるかもしれないが、まだ詳細は決まってない。」と説明を受けた。水銀やアスベストが及ぼす人体への悪影響に対して、この時点で詳細が決まっていない。ブルーシートとガムテープの梱包が、何十年持つわけがない。ブルーシートやガムテープが劣化することは素人でもわかる。ブルーシートには微細な隙間があり、何重に巻こうが年月の間にシートの子レにより、スキマから水銀やアスベストの流出のおそれがある。一節には、PFASの処理でコンクリートに入れて処理したが、コンクリート自体に染み出し、そのコンクリート自体処理できずになっている所もあると聞く。科学的見地でのエビデンスをもって対策がされない限り容認できない。	○	2025/7/7	2025/8/13	ご説明した方法は法令基準に適合していると考えていますが、具体的な対応の仕方については今後事業者が県に提出する維持管理計画書内で示し、その順法性、妥当性について審査、指導をうけることとなります。
					199	悪臭の臭気指数は、3地点で基準値未満とあるが、調査日が2021年8月と9月ある。今から4年前であるが、この工事は認可がおける以前から始まっているのか。現在県の認可はおけてないので、この調査日の意図は何か。アندوق興業の掘削状況での数値ではないか。だとするならば、埋立時の産廃15種類の臭気とは比べものにならない。	○	2025/7/7	2025/8/13	この調査結果は、現在の状況を表しております。この調査結果に基づき、埋立時における予測を行っております。予測結果は、即時覆土等の保全対策を実施することにより基準を守るものと考えております。
					200	産廃埋立てでガスが発生するため、ガス抜き管を設置するとある。当然産廃のガスが、ガス抜き管から大気中に飛散することになり、悪臭が基準値を越えてくることは容易に想定される。現に、他の最終処分場を見学した人は目がチカチカしたり、のどがいがらっぽくなったりと、発生するガスによる人体への影響がみられる。また、カラスが毎朝群れている等聞く。環境悪化の懸念が払拭できない。どう具体的な対策を立てるのか。	○	2025/7/7	2025/8/13	ガスについては発生した場合ということになります。ガスを発生させない対策として、埋立地内に浸出水を内部貯留させない計画、ガス発生のおそれのある廃棄物を埋立低位部に埋立ない等、対策を行うことによりガスの発生防止に努めます。
					201	10tトラックの廃棄物運搬車両が往復110台/日搬入すると550t/日の搬入になる。説明では「3m積み上げて50cmの土をかぶせる。そのくり返しをして、容量まで行う。」とあったが、3m積み上げる間、野ざらしになり、トラックから降ろす時の埃や、積み上げられた廃棄物の劣化による飛散、目に見えないレベルの成分も含め、天候によっては半径3kmよりも飛散する可能性もある。飛散したものが、周辺に降りつもり、雨でその成分が溶け出し、土壌汚染や地下水や川の水の汚染につながり、飲み水や農業用水に多大な影響を与える恐れがある。説明会では「毎日10cmの土をかぶせる。」と聞いたが、わずか10cmの覆土ではデコボコの廃棄物のスキマに落ちて、重しの役割を果たすとは思えない。さらに、それをこの広大な面積で毎日行えるとは思えない。納得できる対策を示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	即日覆土につきましては10cmとしていますが、廃棄物が露出しないように覆うものです。露出箇所があれば追加で覆土を行います。また、1日の埋立範囲は限られた範囲で埋立を行うことから、廃棄物の露出範囲もこの限りになりますので埋立が終了した後に即日覆土処理を行い飛散防止に努めます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					202	計算すると、ピーク時の工事車両は60台/時間＝1台/分、廃棄物運搬車両は11台/時間＝1台/5分通ることになる。これだけの10tトラックが行き来することによる騒音レベルがNo.3の地点では基準値を越えており、No.4（塩草団地）やNo.5（太子町）では基準値ギリギリである。このような台数の運搬が行われることは、近隣住民の住環境に配慮されているとはいいがたい。環境保全協定を結ぶ予定とあったが、多くのトラックが毎日通り、騒音のみならず砂ぼこりや振動にどう対処するのか。	○	2025/7/7	2025/8/13	地元車両の走行を優先し、工事車両台数はピーク時には、交通誘導員を配置する予定です。また、通勤通学時間帯には、特に交通安全に配慮し、歩行者優先、一時停止等の励行を指導いたします。その他、運転手、作業員に、騒音、振動、砂埃の教育を行い極力おこなさないようにいたします。
					203	説明会資料p61では、廃棄物運搬車両は110台/日と記載されていたが、説明会では往復110台/日と「往復」が付け足された。2倍数が違うことになるが、どちらが正しいのか。	○	2025/7/7	2025/8/13	言葉足らずで申し訳ありません。 資料内の内容を即時変更してしまうと、縦覧している資料との差異が出てしまうため、説明会内で、より分かりやすい説明をするため、往復という表現を付け加えさせて頂きました。 正しい表現としては、往復110台/日となります。
					204	工事車両や運搬車両の主要走行ルートが国道248号線を超え、瀬戸設楽線に入り、バス停(万徳寺前)を100m超えた所までしか示されていない。瀬戸設楽線を道なりに走るとにじの丘学園があり、大勢の児童・生徒の通学路になっている。交通安全上、通勤・通学時間帯には、極力通行しないように配慮するとあるが、下校時間は小・中学校や学年で異なり、ピーク時の工事車両300台/日や運搬車両往復110台/日の運行台数では、通勤、通学に配慮した運行ができるとは思えない。主要走行ルート of 全貌を明らかにし、具体的な交通安全に配慮した計画を明示すべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	248号線からせと赤津I.C西（交差点）を直進して、そのまま県道22号/県道33号へ進む、約290m先の信号のない交差点を左折して 赤津山口線 に向かう、約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入る、約600m先の信号のない交差点を左折して山路海上線に入り、約1.7kmで工場となります。高速道路を使用した場合も、赤津I.C西（交差点）を右折して同様のルート进行することとなる。瀬戸赤津線付近を利用して通学されているのは、現在、35名程度と考えられる。通学も瀬戸赤津線ではなく赤津川の歩道を使用しているため、ピーク時には、交通誘導員を配置する。通勤通学の時間帯には、特に交通安全に配慮する等の対策で問題ないと考えます。
56	長根連区自治会	-	2025/6/27	個人	205	昔からの貴重な馬ヶ城浄水場、貯水池および近隣の田畑、川、海への水質汚染が心配である。	○	2025/7/7	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					206	PFAS・PFOS・水銀等を含んだ金属も埋められる。PFAS等が浸出しても、国でまだPFAS等の基準ができていない段階では今のところ検査しないという回答だったが、危険なことはすでに分かっているので、それらを除去する対策を現時点で入れてほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	現状の運用を検討している活性炭による処理を実施することで、基準値以下にまで抑えることができるため、PFAS等に関してはご安心下さい。基準値については水道水の暫定目標値である50ng/L（2026年4月に水道法の「水質基準」に追加変更施行予定） また、水銀についても、キレート塔により吸着処理する計画となっているため、ご安心下さい。
					207	水質検査は年1回のみとの回答。汚染水が流れていても検査日までは垂れ流し状態になる。せめて月1回の全水質検査を要望する。また、結果を市が公表してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	県との協議の上、検討させていただきます。
					208	現在の規程である震度6レベルは1回程度、震度5レベルは数回耐えられる規程に従って施設の建設が計画されている。しかし最低の規程であり、南海トラフに対応しているものではない。また、近くに猿投断層も走っている。揺れがあるたびに廃棄物の重みでシートに亀裂ができる可能性は大きい。もし地震が起こった場合、産廃施設が壊れても、インフラの優先順位から対応してもらえない可能性が高く汚染物質が流れ続ける。市民の飲料水である馬ヶ城浄水場が復旧しても産廃からの汚染水で水道が長期使用不可の可能性もある。災害の時に一刻も早く市民に水を届けるためには、この場所に産廃施設を作ってはいけない。	○	2025/7/7	2025/8/13	本年の3月に公開された南海トラフを想定した震度予想では、瀬戸市内では最大震度6強とされており、現行の耐震設計のレベル2での対応範囲と考えております。 設置場所の適性についてはご意見として伺います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					209	未来の瀬戸市民に健康や費用などの負の負担をさせてはいけない。産業物の埋め立てが終了し、廃棄物が安定化して2年後、廃棄規準をクリアしていれば業者は引き上げるとの回答があった。しかし、産廃は植物と違い永久に残り続けるため、劣化とともに汚染物質は出続けるのではないかと。将来その地域の汚染が判明したとき、誰が後始末をするのか。責任は誰になるのか。業者・瀬戸市・県は責任をもって施設や廃棄物を撤去し安全なものにすることができるのか。問題は現在から15年間ではなく、そのあとの人に健康被害が出ないに責任がもてるのか。膨大な費用を後から投入することのないようにできるのかである。	○	2025/7/7	2025/8/13	当社は法に則り対応させていただきます。愛知県や瀬戸市の責任については、私どもでは回答致しかねます。 汚染物質が出続ける場合は、廃止ができません。廃止届を提出し、廃棄物対策課に、受理された時点で、汚染は無いものと判断されます。廃止後の責任は、土地の所有者となります。
					210	瀬戸市のみでなく他市の膨大な廃棄物を埋め立てることに納得がいかない。	○	2025/7/7	2025/8/13	ご意見として承ります。
					211	愛知万博で環境都市宣言をした瀬戸市が、宣言と逆行するようなことを認めるのは反対である。宣言を継続し、環境に根ざした市運営をすることを望む。	-	2025/7/7		
57	水南連区自治会	-	2025/7/1	個人	212	水源から近いところに処分場ができることが心配だ。	○	2025/8/7	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
58	山口連区自治会	-	2025/7/4	個人	213	2,009年に同じ場所での事業計画を自治連合会等の反対により取り下げた経緯がある。再度の事業計画を説明するにあたって、前回に指摘された事案改善での同意要請ではなかったのが残念である。しかも今回は産廃の種類もアスベスト、水銀、廃プラスチック類等が追加されている。当該事業への賛同は程遠い。	○	2025/8/7	2025/8/26	前回の計画を取り下げた理由は反対によるものではございません。 前事業計画につきましては、本計画とは敷地面積・取り扱い品目も異なるため、前回の内容に関するお話ではなく、新規事業として改めて住民説明会を進めさせていただいた次第となります。
					214	海青が東立テクノクラシーの親会社であることが問題。海青は愛知県から産廃業者の許可を取り消された会社であるとの情報あり。相当悪質な事があったので事業許可を取り消されたと考える。産廃事業を東立テクノクラシーを隠れ蓑にして事業を行うのではないかと。利益優先の為に子会社に相当な(違法)指示があるのではないかと。この問題は行政指導でなければ難しい。	-	2025/8/7		
					215	馬ヶ城浄水場西谷取水場が近接しており、土砂崩壊カ所周辺に存在している当該地域は、保安林(水源酒養保安林、土砂流出保安林)に指定されているのではないかと。	○	2025/8/7	2025/8/27	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。 尾張農林水産事務所林務課にて確認を行い、8月27日時点で瀬戸市山路町には保安林はないと確認済みです。
					216	配布された説明資料の文字が小さく見難い。プロジェクターに映して説明してもらったが理解が追いつかず、後で見ようとしても小さくて見えない。	○	2025/8/7	2025/8/26	本説明会の資料は、瀬戸市環境課のホームページで事前に公開させて頂いている資料となりますので、ご確認頂ければ幸いです。
					217	地元住民軽視と思われる発言。当該事業の許可申請には地元住民の同意事項ではない旨の発言あった。県の許可申請では地元住民の同意書を求められるのではないかと。(森林法に基づく大規模開発の許可申請の場合では必ず地元住民及び隣地地権者の同意を求められる。)	○	2025/8/7	2025/8/26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の産業廃棄物処理施設の設置許可について説明をさせていただきました。林地開発等の他法令については別途となります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					218	行政(申請窓口)とは当該事業許可申請について全く相談をしていないとの説明があった。この様な大きな事業を許認可の見通しが無く計画だけを進捗することは考えられない。事業計画を立案するには専門のコンサルタントに委託するのが通常である。民間会社は見込みのない事業にコンサルタント費用は掛けない。コンサルタント会社は仕事柄県庁の担当者とは顔見知りのはず、事前相談をしないはずはない。何故隠すのか理解が出来ない。	○	2025/8/7	2025/8/26	事業を行いたい旨については県に話をしております。ただし、地元説明会でもお話している通り、瀬戸市の条例手続きが終了後に協議を受け付けることとなっております。
					219	事業金額から計算しても設備費等が2～3億円でも十分ペイ出来る収益で何としても実施したいはず。 埋立容量1,463,400m3 処分費30,000円/m3 収入金額43,902,000,000円 管理型混合廃棄物の処分費の相場12,000～30,000円/m3(廃棄物の種類や処分業者の相場によって大きく変動) この事業では石綿と水銀を含むので相場は更に高額になるのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	埋立容量1,463,400m3は、廃棄物以外の保護土および覆土も含まれますので、廃棄物の埋め立て処理量は受入容量より少なくなります。そのため、この計算の収入金額にはならないと思います。受入容量の割合によっては、高くなる場合もございます。
59	山口連区自治会	-	2025/7/4	個人	220	ごみを埋めるだけという手法は、最善の手法を考えて欲しい。例えば、焼却などでそのエネルギーで発電や発熱して利用する。	○	2025/8/7	2025/8/26	もともと最終処分場が、埋立をし、適切な管理を行いつつ、埋め立てた廃棄物が自然環境上、害がない状態になるまで、無害化処理をし続けるという施設となっております。 本事業内容も法律上、最善の手法として認められているものである点だけは、今一度ご理解頂きたいのでお伝えさせていただきます。
					221	ごみを埋めて安定化しても、それは汚染された土壌が残り続け、今後その土地は使えなくなると感じた。後生にも使える土地を残す手段を取るべきと考える。	○	2025/8/7	2025/8/26	廃止届が受理された時点で、埋立地は無害化処理が完了したことになるため、汚染された土壌が残るわけではありません。
60	山口連区自治会	-	2025/7/4	個人	222	シートの耐久性と管理が永久的でないのが不安である。埋めたら終わりのと管理企業と住み続ける近隣住民とは考え方が違う。最後の埋め立てが終わり安定化するまでは責任を持って管理すべきだ。	○	2025/8/7	2025/8/26	遮水シートについては一般的に紫外線が直接当たる状態で耐用年数が35年～50年と言われております。埋立におおよそ15年、その後安定化が認められ廃止届が受理されるまで、おおよそ10年を想定しており、シートの耐用年数内での計画となっております。 また、埋立が終わり、安定化するまでは、当然当社が責任を持ち、管理・運営をしていきます。
					223	建設中も第三者機関がチェックする必要があり、完成後も水質チェックは第三者機関がやるべき。自動で結果がホームページにあがるようなシステムを作ってもよい。	○	2025/8/7	2025/8/26	ご意見として検討させていただきます。
					224	地面より上に廃棄物を積むことは、豪雨等で崩れる可能性がある。シートをしいているところからはみ出してしまうことも考えられる。廃棄物が流出しない対策をすべき。	○	2025/8/7	2025/8/26	廃棄物の流出対策とし遮水シート天端より高い位置に埋立を行う場合には2.5mの押え盛土（土堰堤）を構築し埋立を行う計画としております。
					225	前回棄却された地盤と川への放流について、物理的な対策は何もされていなかったので地震への備え、停電時など南海トラフ大地震まで想定した具体的な対策をすべきである。	○	2025/8/7	2025/8/26	現時点では、断層と南海トラフの連動は科学的に明確な知見がございません。現行の耐震設計レベル2（震度6程度）で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保しており、想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。 発電機を常時設備し、停電時には発電機で対応いたします。 停電時などの対策については、今後の県との協議により非常用電源として発電機等の設置を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
61	山口連区自治会	-	2025/7/4	個人	226	川に流す水は人に害のない水なのか。事業終了後、管理が終わっても害のない水にしてほしい。川遊びができるくらいにしてほしい。その水を飲んでも死なないか。小学生にもわかりやすく説明してほしい。 その水は飲んでも体に異常は起きないか。微生物は停電で1週間程度で死んでしまうなら、大きな地震が起きて2週間程度停電が続いたら、その水はどうなるのか。微生物はどうなるのか。微生物の寿命はどれぐらいか。	○	2025/8/7	2025/8/26	処理後の排水については、排水基準値を下回るものしか排出しないため、川遊びには問題がないものとなります。 飲料水として利用する場合、浄水設備を介し浄化された水が対象となるため、排水基準を満たしていたとしても、飲める水であると断定はできません。 また、現時点の川の水についても、上流で川遊びをしていることで、何かしらの影響を与えてしまう可能性があると言えるため、下流の方が飲んでも問題ないものなのか断定できないと考えます。 上記の点から川の水は飲めるのかという返答については、一般的に飲まない 排水基準が守られた水であるなら水を飲んでしまったとしても即座に死に至ることはないと思います。 2週間程度停電が続いた場合、微生物が死滅し処理水は悪化しますので、放流せず流量調整槽に戻し再処理を行います。死滅した微生物は引抜、脱水処分し新たな微生物を投入します。 微生物の寿命は1～3週間程度です。本施設での微生物は細菌類、原生動物などから構成されており、微生物は浸出水中の有機物をたべて増殖します。
62	山口連区自治会	-	2025/7/7	個人	227	市への申請時の事業計画に非現実的なスケジュールが含まれていた。今後、県に提出する段階で事業計画が修正される場合には、その内容を改めて住民に説明する場を設けるべきである。計画の変更は、新たな説明責任が発生すると考える。2回目以降の説明会スケジュールを早急に提示するべきかと思うがいかがか。	○	2025/8/7	2025/8/26	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。県へ提出する事業計画については、県との協議のうえ、その後の対応を検討します。 2回目以降の説明会については、10月11日に実施として、現在準備を進めております。
					228	工事期間中、一日100台以上の大型車両の通行が想定され、騒音や粉じん、通学路の安全が心配されている。にじの丘学園に通学される児童が何名通学路として利用する道路なのか、知っているのか。主要な運搬ルートや運搬時間帯、走行車両の台数などの詳細な情報を速やかに市民に提示するよう強く求める。	○	2025/8/7	2025/8/26	248号線からせと赤津I.C西（交差点）を直進して、そのまま県道22号/県道33号へ進む、約290m先の信号のない交差点を左折して赤津山口線に向かう、約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入る、約600m先の信号のない交差点を左折して山路海上線に入り、約1.7kmで工場となります。高速道路を使用した場合も、赤津I.C西（交差点）を右折して同様のルートを走ることとなる。瀬戸赤津線付近を利用して通学されているのは、現在、35名程度と考えられる。通学も瀬戸赤津線ではなく赤津川の歩道を使用しているため、ピーク時には、交通誘導員を配置する。通勤通学の時間帯には、特に交通安全に配慮する等の対策で問題ないと考えます。
					229	現在の説明会は十分に周知されておらず、住民が参加できないケースが目立つ。SNSなど、多様な広報手段を使って周知を徹底してほしい。御社はInstagramのアカウントをお持ちなので、そこで住民説明会が開かれていることを周知してはいかがか。社長の日常やゲームを使った面接も情報として大事かと思うが、住民は企業がきちんと説明会が行われているか気になっている。	○	2025/8/7	2025/8/26	SNSは採用活動で利用しているものであり、瀬戸市の該当地域以外の方の閲覧も多いため、SNSでの周知はできかねます。 2025年1月から、瀬戸市環境課のホームページにて縦覧を開始させて頂き、各連区の自治会様と相談のうえ、できるだけ多くの住民の方へ周知できるよう、案内文の配布方法を検討させて頂きました。 説明会については、3月～9月にかけて、連区および農事組合にて合計14回実施させて頂きましたので、当社としてはできる限りの対応はさせていただいていると考えております。
					230	説明会に参加できない住民も多数いる。インスタライブやYouTubeなどを活用し、説明会を配信で視聴できるようにしていただけないか。御社は、Instagramのアカウントをお持ちなので、インスタライブはすぐに導入できるかと思う。情報の平等な共有の観点から、ネット配信の導入について市と協議し、積極的な検討をお願いします。	○	2025/8/7	2025/8/26	条例上、瀬戸市長が定める関係地域への住民説明が必要とされております。関係外地域の方も視聴可能となるオンライン上での配信につきましては、検討いたします。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					231	住民から「環境課」「水道課」など市の担当部署にも説明会に出席してもらいたいという声が多く上がっている。これについて貴社としてはどう考えるのか。市民と行政が直接情報を共有できる場を設けることで、説明会の信頼性や透明性が高まると考える。	○	2025/8/7	2025/8/26	当社としても参加いただきたいと考えておりますが、市の関係部署を説明会に参加させる権限を持ち合わせておりません。市民の方から行政へ直接ご依頼を頂きましたら幸いです。
63	水野連区自治会	-	2025/7/8	個人	232	瀬戸は緑の美しい所とされているが、その緑が破壊され、そこに「特別管理産業廃棄物」を含む15種類の廃棄物が処分される。地球環境、瀬戸の環境、いのちと暮らし、水の汚染を守るため計画に絶対反対する。	-（関係住民外）	2025/8/7		
64	西陵連区自治会	-	2025/7/8	個人	233	水銀・石綿などの特別管理産業廃棄物によって健康被害が出るのではないかと心配である。	-（関係住民外）	2025/8/7		
65	西陵連区自治会	-	2025/7/8	個人	234	有害物質が流出した場合、飲み水、農業用水の汚染が心配である。健康被害が出てからでは遅すぎる。	-（関係住民外）	2025/8/7		
66	西陵連区自治会	-	2025/7/8	個人	235	搬入車両が増えると子供や高齢者の安全が心配である。水銀、アスベストなど健康への被害が気になる。悪臭・騒音・生活環境が損なわれないか心配である。	-（関係住民外）	2025/8/7		
67	西陵連区自治会	-	2025/7/8	個人	236	日本は水道をひねればすぐおいしい水が飲める。ところが今計画されている処分場のすぐ近くに水源地がある。環境は汚染されると取り返しのつかないことになる。	-（関係住民外）	2025/8/7		
68	水野連区自治会	-	2025/7/8	個人	237	アスベスト水銀などの廃棄物が含まれるのは危ない。瀬戸市の土地を汚さないでほしい。飲み水、農業用水にも影響があり、大変危ない。	-（関係住民外）	2025/8/7		
69	水野連区自治会	-	2025/7/8	個人	238	水銀や石綿などの特別管理産業廃棄物により健康被害が出る事が心配である。すぐ近くに水源があり、有害物質が流出した場合に、飲み水や農業用水の汚染が心配である。	-（関係住民外）	2025/8/7		
70	八幡台連区自治会	-	2025/7/8	個人	239	運び込まれる産廃の量は膨大で、有害物質が含まれることは計画書にも記載されている。石綿、水銀など、明記されてはいないがPFASなどの有害物質を含むこともあり得る。	○	2025/8/7	2025/8/26	現状の運用を検討している活性炭による処理を実施することで、基準値以下にまで抑えることができるため、PFAS等に関してはご安心下さい。基準値については水道水の暫定目標値である50ng/L（2026年4月に水道法の「水質基準」に追加変更施行予定） また、水銀についても、キレート塔により吸着処理する計画となっているため、ご安心下さい。
					240	・水道水水源からわずか70メートルしか離れていない。敷かれるプラスチックシートは厚さわずか1.5ミリメートルを2枚とのこと。こんな薄いシートでは何トンもの産廃を1回投棄ただけで容易に破れると想像される。瀬戸でも震度1~3程度の地震は年間何回も経験する。産廃で穴が埋まり底に薄いシートが固定された状態で、この薄いシートは地震の揺れの加速度何ガルまで耐えられるのか。説明はない。 ・わずかな揺れでも底のシートは容易に破れ、裂けるのは明らかと思われ、産廃で埋まった処分場の底はシートが穴だらけになる。穴の有無はどうやって確認するのか。 ・雨水で有害物質が溶け込み、水源の水に溶け込む恐れが十分に予想され、永久の汚染水滲出源になる。さらに地下水脈がどうなっているかも明らかではない。汚染水が地下水として地下からも水道水源水に混入するのは十分考えられる。農業用水汚染も懸念される。	○	2025/8/7	2025/8/26	処分場内には漏水検知システムを導入いたします。遮水シートに破損があった場合、検知システムにより1m範囲内での破損場所の特定が可能です。特定の場所については補修を行います。 地震の加速度については今回計画に用いている基準書には記載がありませんが、耐震設計レベル2（震度6程度）で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保。想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。 地下水については地質調査報告書より、現況地形の岩盤状況より防災調整池下流の東山路川へ流下する形状となっていることから、水源地側への影響はないものと判断しています。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					241	豪雨にでもなれば処分場からの汚染水が周辺地域に溢れ出るのは明らかだ。	○	2025/8/7	2025/8/26	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ(名古屋)のデータを用いて検討を行っております。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証（内部貯留を考慮）についても行き安全性を確認しています。
					242	猿投山北断層帯が近くにあり、大地震で産廃場の土砂崩れも予想される。	○	2025/8/7	2025/8/26	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としまして、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					243	子々孫々に至るまで市民の健康被害が懸念されるが、日々そのような不安を抱きながら生活を強いられるのは、住民として耐えがたい。	○	2025/8/7	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
71	祖母懷連区自治会	-	2025/7/11	個人	244	事業計画2項維持管理手順について観測用井戸の監視・測定について、外部計量証明業者の測定で異常があった場合、再確認するとなっているが、再確認は誰が行うのか。通常は自社が日常的に行ってる測定結果が正しい事を確認する為、定期的に外部計量証明業者に測定を依頼する流れのはず。外部機関での測定を月一で行なうなら、自社では毎日、毎週の計測を行うべき。	○	2025/8/7	2025/8/26	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、水質の管理方法について検討させていただきます。
					245	災害防止計画に書かれている13件が本件についてのリスクマネジメントの結果であれば、あまりに粗末である。別に詳細なリスクマネジメント資料が存在するのであれば開示して欲しい。現在の計画書に載っていたのは起こり得る事象のみであり、起きた事象によって引き起こされる危害についての分析がおこなわれていない。起こり得る事象として挙げている産廃の流出、河川の汚染、火災全てに危害の程度、影響範囲があるはず。説明会での話を聞いたが、ワーストの危害想定がなされ、それを防ぐ為の施策を検討した結果が現在の計画とは到底思えない。法的要求事項への対応は当たり前、最低限の事であり、敢えて水源、住宅地の近くに産廃処分場を作るというリスクを選択したのであれば相応のリスクマネジメントの結果である事を示さないと近隣の住民とても納得できるものでは無い。	○	2025/8/7	2025/8/26	ご意見を踏まえ尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、災害防止計画について検討させていただきます。
					246	海青、東立テクノクラシー、アンドウ興業の関係についてどこの説明会でも結局この部分が1番問題になっている。やましい事がないのであれば詳細な会計情報を開示し、東立とアンドウ興行との間に疑われる様な点がない事を明らかにした方が場が荒れる事なく建設的な話し合いができるのは自明なのに何故やらないのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	当社と海青は資本関係がございますが、アンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。 会計情報は機密情報となるため、公開はしておりません。今後手続きを進める上で、行政には開示いたします。
72	山口連区自治会	-	2025/7/11	個人	247	祖母懷・萩山の説明会で、環境影響評価の方法の説明について指摘があった。「全体の個数がわからないのに、少しくらい減ってもいい、という考え方はおかしい。」という内容であり、同感する。また、調査の対象に蘚苔類が含まれていない。マイコアカネなど20種近くの貴重な種が存在している。きちんと調査をして、市民に報告ほしい。	○	2025/8/7	2025/8/26	貴重な種については、環境保全対策書内で調査範囲内での確認個体数等を記載しております。蘚苔類の現地調査については、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					248	産廃は何mの高さまで積む計画なのか。萩山台の説明会で参加、発言されていた議員さんの話では、50mも積むようである。私は、説明会の資料から予測して21m位を予測していたので驚いた。例え21mでも西谷取水口より高くなるのではないか。当然「粉じんが、取水口より高い森林に飛散し「表流水」が汚染されることが心配である。飲料水、農業用水が汚染されたら、私達の生活、子ども達の健康、生命が損なわれる。そのような危険性を伴う情報を説明会で言わない。	○	2025/8/7	2025/8/26	粉じん（降下ばいじん）については、環境保全対策書P3.1-35（図3.1-12～図3.1-15）に示すとおり、1.0t/k㎡/月程度と影響は小さいものと考えております。
					249	萩山台の説明会で、P16周辺環境を守る対策として、「即日覆土をかけて、翌日取り除く」と説明があった。ブルドーザーかなにかでその作業をするのか。作業中に粉じんが飛散しないのか。そして覆土を取り除いたら産廃が露出して粉じんが飛散しないか。サンドイッチ方式の覆土である50cmまで取り除くのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	即日覆土はバックホウ等の建設機械を用いて取り除く予定です。粉じんが飛散する可能性がある場合は、散水を行います。50cmの中間覆土は取り除きません。
					250	7/6萩山台の住民説明会で、参加者からの質問「事業計画地が崩壊土砂流出危険地区ですよね?」に対し、犬飼社長は「認識していない。」と答えたのに大変驚いた。それで周辺住民が安心して暮らせる事業計画、対策が出来るとは思えない。私が参加した数回の説明会で、上記のリスクに対する言及・説明はなかった。崩壊土砂流出危険地区内に高さ50mにも及ぶ巨大な巨大な産業廃棄物処理施設を設置することは危険以外の何者でもない。	○	2025/8/7	2025/8/26	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。
73	水南連区自治会	-	2025/7/15	個人	251	活断層はいつ地震を引き起こすかわかりません。そんな場所で大量に産業廃棄物を埋めたてるなど普通の感覚では考えられない。活断層直下でしか地震は起きないと誤解しているのか。たった1 k m程しか離れていないのであればほぼ震源地と同じ揺れが処分場をおそう。	○	2025/8/7	2025/8/26	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					252	御社のSNSを見た。「地球をきれいにする会社」とプロフィールに掲げながら、実際には地元住民の不安や安全性を置き去りにした巨大埋立計画を進めている。投稿内容は写真でボードゲーム会社説明会といった社内の楽しげな話題が中心。しかし、地球環境を守るためどんな取り組みをしているのか、地域の声にどう寄り添っているのか、そうした発信はほとんど見うけられない。その結果、御社は「この地域を任せられる会社なのか。」と疑念が膨らんだ。御社がこの計画にどのように責任を持って取り組んでいるのか伝わってこない。	○	2025/8/7	2025/8/26	意見としてお聞きします。
74	山口連区自治会	-	2025/7/15	個人	253	6/29祖母懐の住民説明会で「工事・運搬車両のルート・台数・通学路への影響が不明確で心配である。」との意見が出された。想定ルートをきちんと出すべき。今のままではにじの丘学園の子どもたちの通学の安全は保障されていない。	○	2025/8/7	2025/8/26	248号線からせと赤津I.C西（交差点）を直進して、そのまま県道22号/県道33号へ進む、約290m先の信号のない交差点を左折して 赤津山口線 に向かう、約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入る、約600m先の信号のない交差点を左折して山路海上線に入り、約1.7kmで工場となります。高速道路を使用した場合も、赤津I.C西（交差点）を右折して同様のルート进行することとなる。瀬戸赤津線付近を利用して通学されているのは、現在、35名程度と考えられる。通学も瀬戸赤津線ではなく赤津川の歩道を使用しているため、ピーク時には、交通誘導員を配置する。通勤通学の時間帯には、特に交通安全に配慮する等の対策で問題ないと考えます。
75	古瀬戸連区自治会	-	2025/7/15	個人	254	私は、馬ヶ城浄水場の一年に一度ダムの開放日に見学に行っている。すぐ近くに住んでいる者として近くの人だけではなく遠くから楽しみに来ている人も多い。安全では無い事業を行なうことは大変不安である。	○	2025/8/7	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
76	西陵連区自治会	-	2025/7/15	個人	255	生活にかかせない水を汚されるのは、たまらない。日本の技術で、有害物質をのぞく方法を研究して欲しい。そのための補助金を予定してほしい。	-	2025/8/7		
77	道泉連区自治会	-	2025/7/15	個人	256	瀬戸にはすでに５０か所以上の産廃施設があり、異臭がする等周辺の住民が困っていると聞く。今回はアスベストや水銀等も含まれている。計画地は崩壊土砂流出危険地域でもあり、猿投山北断層から６００ｍしか離れておらず、今、地球温暖化の影響で大規模な自然災害が起こるリスクが高まっている。豪雨や地震などで埋められている産廃が崩れた土砂とともに流れ出す危険性が高い。とても恐ろしい危険なリスクを抱え込むことになる。	○	2025/8/7	2025/8/26	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ(名古屋)のデータを用いて検討を行っております。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証（内部貯留を考慮）についても行い安全性を確認しています。また、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
78	深川連区自治会	-	2025/7/16	個人	257	説明会の中で、水生生物の保全についての話があったが、具体的な保存方法は検討されていないようであった。そもそも説明会ではどういった生き物が生息しているかの説明がなかった。現状、計画地に何が生息していて、どのように保存するのか、再度説明会を開き、説明する必要がある。	○	2025/8/7	2025/8/26	計画地内には水域として沈砂池、小規模な沢、湿地が存在し、これらの環境には、両生類ではヌマガエルやウシガエル、昆虫ではキイトンボ、ショウジョウトンボ及びネキトンボといったトンボ類、アメンボ、コマツモムシ及びハイイロゲンゴロウといった水生昆虫、植物ではガマ、ヨシ、イヌホタルイ、ミゾソバ、モウセンゴケといった種が、それぞれ確認されています。このうち重要種として、南側の池でダルマガエル類とタヌキモ類を、湿地でヒメタイコウチをそれぞれ確認しています。保全には計画地内での水域の確保、移殖、その後のモニタリングを提案していますが、事業計画の確度が上がり次第、詳細に検討する予定です。
79	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	258	瀬戸市に産廃施設が集中しているので、別の場所にしてほしい。これ以上増やさないでほしい。	○	2025/8/7	2025/8/26	意見としてお聞きます。
					259	施設が稼動中は水質の検査はされるが、埋立完了後はどのように管理するのか。永久的に検査するのか。廃棄物はなくなるらない。汚染された水が３０～５０年後に流出しないのか。不安である。	○	2025/8/7	2025/8/26	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより廃棄物の安定化、廃止ができるものと考えております。 「処分場の安定化」は、廃止基準に適合したことをであることを説明させていただいています。現行法における廃止基準は、処分された廃棄物そのものが無害化することではなく、処分場という施設から基準以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することを確認されたことです。愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより処分場の廃止ができるものと考えております。
80	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	260	土砂流出危険地区であることから、災害時に強い不安を感じる。	○	2025/8/7	2025/8/26	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。
81	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	261	水源の近くにあり飲み水等への汚染が心配である。水質汚染を懸念する。	○	2025/8/7	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					262	なぜこの場所に産廃処分場を計画しているのか。活断層も近く、土砂災害危険地区でもあり、さらに水源に近いことから、その場所に建設する意図がわからない。	○	2025/8/7	2025/8/26	処分場を設計できる規模の土地が簡単には見つからないため、現状が最善ではないにしろ、最良であると考えています。 隣接する当社の敷地で、今日までに処分場の運用を2か所で行わせて頂いており、現状も県の審査を受け、優良認定を頂いているため、本件も同等以上の厳密な運用管理により、生活用水や飲料水へも影響なく運用できると考えています。
82	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	263	すぐ近くに水源があり飲み水や農業用水、動植物への影響が心配である。	○	2025/8/7	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
83	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	264	浄水場のそば、市民の飲み水に関わる場所に水銀などの有害な物質をうめるのはありえない。安全性は確保しているとのことだが、資料を見ると3cm程度の遮水シートとのこと。活断層が近いということもあり、地震など自然災害が起きた時めだす危険性は十分にあるのではないか。福島原発のように汚染されて、市民の安全が妨げられてからでは遅いと思う。また経年劣化も心配。今はよくても年月とともにめだす危険性もあるのでは。	○	2025/8/7	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。 遮水シートは3センチではなく1.5ミリと説明しております。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					265	ねむのもりや瀬戸の川は美しく子どもとよく遊びに行く。生き物も多く、きれいな水の中を安心して遊ばせることができるが、産廃処分場ができると、安心して遊ばせることもできなくなるのでは。浸出水を集めるとのことだが、きちんと処理できるのか。うめたてた後何十年も何百年も廃棄物がめだす危険はあるわけだけでも、永久に浸出水を処理し続けるのか。埋め立ての利益だけを得て、処理水の処理をきちんとやり続けなという可能性もあるのではないか。	○	2025/8/7	2025/8/26	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより廃棄物の安定化、廃止ができるものと考えております。 「処分場の安定化」は、廃止基準に適合したことをであることを説明させていただいています。現行法における廃止基準は、処分された廃棄物そのものが無害化することではなく、処分場という施設から基準以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することを確認されたことです。愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより処分場の廃止ができるものと考えております。
					266	汚染されて健康被害がでた時に、賠償金などを支払える規模の企業なのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
84	山口連区自治会	-	2025/7/18	個人	267	安心安全な飲料水を 私は、知人に土地を借りて農作業をしている。農地の隣にダンプ駐車場がある。ダンプの出入りの時は砂埃が立ち上がり、強い風が吹いたときは旋風となって土埃を巻き上げてくる。粉塵は70メートルをはるかに超え広範囲にまき散らされる。また、赤津地区では、強風で葉の裏の白い部分が見られ「猿投山が笑う」と言われているほど強い風が吹きつける。飛散防止対策として散水を行うとか土を被せるとの対応を取るとの説明があるが、休業中の管理や自然現象に万全の体制が取れるとは考えられない。産廃の中には、アスベスト(特別管理産業廃棄物)や水銀なども含まれており、有害物質飛散の不安が募るばかりである。計画地は、馬ヶ城の西谷取水場に隣接しており、リスクを背負うこの地に産廃処分場を作るべきではない。逆に、樹木を植え、海上の森につながる自然の森をつくることこそ求められている。	○	2025/8/7	2025/8/26	意見としてお聞きます。
					268	食の安全・憩の場の保障を 産廃施設からの有害物質の流失が心配される。近年大雨による土砂災害で産廃場が流され下流域に甚大な被害をもたらしたことも報じられている。下流の山口・幡山地域の多くの農家が山口川の水を農業用水として利用している。「心配です。今でも上流の各施設からの汚水が農業水路に流れ込み、泡を立てていることもある。これ以上、川を汚さないでほしい」と、下流の農家の方にお聞きした。また、浅瀬での川遊びができるように整備されている場所もあり、市民の憩・交流の場になっている。この地に永住を決めた方々とお話すると、子や孫の代に「負の遺産」を残したくないと口々におっしゃっている。自然環境に恵まれた山口・幡山地域の良好な環境の恒久的維持を強く望む。	○	2025/8/7	2025/8/26	
85	效範連区自治会	-	2025/7/18	個人	269	巨大産廃施設ができることによる環境の悪化、自然破壊は、回復不可能なものである。特に水源地が近いことに大きな不安を感じる。汚染が起きないという保証は不可能なはずである。	○	2025/8/7	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
86	陶原連区自治会	-	2025/7/22	個人	270	「水源から7 0 m」「活断層から約6 0 0 m」の場所に産廃処分場をつくることは子や孫の飲み水や命を守るためにも反対。	○	2025/8/7	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
87-1	祖母懷連区自治会	2025/6/29	2025/7/22	自治会	271	埋め戻しが進み深い位置で破損や劣化が発見された際でも掘り下げて修理するのか。また修理できるのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	処分場内には漏水検知システムを導入いたします。遮水シートに破損があった場合、検知システムにより1m範囲内での破損場所の特定が可能です。特定の場所については補修を行います。
					272	遮水シートの耐性は担保されているのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	遮水シートについては一般的に紫外線が直接当たる状態で耐用年数が35年～50年と言われております。埋立におおよそ15年、その後安定化が認められ廃止届が受理されるまで、おおよそ10年を想定しており、シートの耐用年数内での計画となっております。 また、埋立が終わり、安定化するまでは、当然当社が責任を持ち、管理・運営をしていきます。
					273	この計画は民間事業で愛知県が許認可を出すとの事だが、この計画地でなくてはならない理由は何かあるのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	現在の計画地は親会社所有であり、技術者育成や管理面などを考慮し適切な維持管理の妥当性を考慮し判断いたしました。
					274	この計画が実施された場合に瀬戸市及び瀬戸市民にメリットあるのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	申し訳ございませんが、特段メリットはございません。 雇用が少し生まれるということであれば、メリットという形になるかと思っています。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					275	この事業計画予定地は全て取得済みか。	○	2025/8/7	2025/8/26	計画地の地権は親会社である株式会社海青が保有しております。当社が土地を保有しているわけではございません。
					276	南海トラフ地震が発生した際に地震で遮水シートや処分場の各施設が破壊され有害物質が流出すると考えられるが持ち堪える事ができるのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					277	猿投山北断層が動いて地震が発生したら、瀬戸市東山路町地域にはどんな影響があるのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	断層の動きによるによる山路町地域への影響については回答できませんが、事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					278	搬入車両受け入れ時の飛散防止対策はどのようにするのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	飛散の可能性のある廃棄物はあらかじめ加湿等の処置を行って搬入いたします。また必要に応じてダンピング時の散水を行います。一日の作業終了時は即日覆土を実施し、飛散防止に努めます。また今後強風時の搬入制限等も検討してまいります。
					279	埋め立て期間15年、有害基準値以下の排水安定化までに約20年(都合約35年)を要するとの事だが、その先想定外の原因で有害物質流出が発生した際、対応及び社会的責任は御社(東立テクノクラシー)がとるのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	廃止届が受理されるまでは、事業者として責任を負います。
					280	周辺山林には人以外に多くの動植物が生息しているのでとても心配。生息し続けられるのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	生態系の基盤環境として、落葉広葉樹林5.22%が減少しますが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					281	愛知県自然環境保全地域に指定されて、東海地方でも独自の植物が点在している。また、海上の森とも隣接しているがどのような対応をとるのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	生態系の基盤環境として、落葉広葉樹林5.22%が減少しますが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					282	処分場が稼働を始めると搬入トラックが増加して、道路舗装の傷み維持修繕費が増える事が予想でき、瀬戸市の税負担増加は明らかである。それは転入を検討している方や住民にとって大きなマイナス要因である。それらに対して事業者は何をするのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	搬入ルートを通る運搬車両は当社の車両だけではございません。当社が原因と因果関係がはっきりしているものに関しましては、事業者の責任として道路の補修をさせていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					283	14年前に東日本大震災が発生した影響から当時計画を断念しているが、南海トラフ地震がまじかに予想懸念している今、この建設計画が再度申請されるのは理解に苦しむ。地震規模から想定される以上(想定外)の被害を受けて汚染物質が流出した際の危機管理対応について、我々住民が理解できるように説明して頂きたい。	○	2025/8/7	2025/8/26	東日本大震災が発生したことに伴う経済状況の変化により、計画を一度取り下げたものとなります。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					284	埋め立てが進んだ断面図では、水処理設備側の低い位置に水が溜まるように見える。特に線状降水帯を伴う集中豪雨時ではあふれるように思えるが、住民が安心して理解できる説明を聞きたい。	○	2025/8/7	2025/8/26	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ(名古屋)のデータを用いて検討を行っております。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証（内部貯留を考慮）についても行い安全性を確認しています。
					285	当該建設事業の資金調達はもとより維持管理についての資金計画や安定化後の想定外事故が発生した場合、汚染物質流出等に対して資金対応を提示して頂かないと我々住民は安心できない。我々でも理解できるよう資金力及び資金調達を証明する資料でご説明頂きたい。	○	2025/8/7	2025/8/26	稼働期間中に県が指定した一定の金額の維持管理費を国の再生機構に積立を行います。 万が一事業者が倒産した場合などには、積立金で維持管理を継続することになります。 資金の調達方法につきましては、銀行から借り入れる予定ですが、その資料は機密情報になる為、公開しかねます。
					286	事業計画書では財務諸表等が公開されていないが、公表されていない現状では安心して理解納得できない。Webページ「公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団」に公開されている直近3年の財務諸表を基に、不測の事態に根拠を明確に説明して頂きたい。	○	2025/8/7	2025/8/26	不測の事態に対応する為、条列手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
					287	（意見番号6の事業者見解への追加意見） 監視は常時実施できるシステムか。異常発生時の報告ルートはどのようになっているのか。異常時の処置方法はどのようになっているのか。地域住民が見て安心できる内容なのか精査するためにも内容の公開を求める。	○	2025/8/7	2025/8/26	報告ルートとしましては、異常検知時には管理者に通知がいきます。 遮水シートに破損があった場合、検知システムにより1m範囲内での破損場所の特定が可能です。特定の場所については補修を行います。
					288	（意見番号21の事業者見解への追加意見） 20t超の車両が処分場に入った時、保護砂50cmの厚さの中に漏水センサが埋め込まれている状態でセンサが壊れることはないのか。無いといえるならその根拠を示す事処分場工事時は通行車両が3倍、1台/min(8時間稼働として)通ることになる工事現場までの道には歩道は無く広い道でもない住民や登山客が事故に遭う危険性をどう考えるのか。歩道設置等の対策が必要と考えるが見解は。	○	2025/8/7	2025/8/26	電気による損傷検知システムの設置位置については、底面保護土の中に設置するのではなく、遮水シートの上部と下部の間に設置を行います。その後、遮水シートの上に50cmの保護土を敷設します。ご懸念の埋立初期の破損は発生確率が高いことから、破損が確認された場合については補修を行います。交通については地元車両の走行を優先し、工事車両台数はピーク時には、交通誘導員を配置する予定です。また、通勤通学時間帯には、特に交通安全に配慮し、歩行者優先、一時停止等の励行を指導いたします。その他、運転手、作業員に、騒音、振動、砂埃の教育を行い極力おこさないようにいたします。
					289	（意見番号23の事業者見解への追加意見） 活性炭交換インターバルを8カ月と決めた根拠を示すこと。	○	2025/8/7	2025/8/26	活性炭使用量：250㎡/日 × （COD40mg/l-30mg/l） × 10 ⁻³ ÷ 0.1 kg・COD/kg・活性炭 = 25kg/日 活性炭充填量6000kg（活性炭吸着塔2塔） ÷ 25kg/日 = 240日
					290	（意見番号55,56の事業者見解への追加意見） 処分場完了後自然保護の観点から緑化計画を「検討している」「行う意思はある」ではなく「行います」の回答が出来ないのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	緑化以外にも選択肢がございます。 現段階では緑化を検討しております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					291	（意見番号59の事業者見解への追加意見） 地球温暖化が進む中、豪雨災害も年々増えてきている。過去のデータは気象庁が発表しているもので問題ないが今後十数年の予想は気象庁でも無理。原発事故の時のように”想定外の事態が発生した”とは言わせない。そのためには十分なマージンが必要。自信を持って大丈夫ですと言える前提条件とシュミレーションデータの提出を求める。	○	2025/8/7	2025/8/26	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ(名古屋)のデータを用いて検討を行っておりま す。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証（内部貯留を考慮）についても行い安全性を確認しています。
					292	（意見番号61の事業者見解への追加意見） 堤体盛土や廃棄物埋め立て形状に関しては・・・安全性を確保していますとあるが土台となる周辺土壌の状態によっても変わるもの。安全性を確保しているのであればシュミレーションに用いた構造物含め全ての仕様と前提とした条件、そしてその結果のエビデンスを公開すること。	○	2025/8/7	2025/8/26	現況地盤の把握につきましては事業計画書の地質調査報告書P5-1により現況地層の推定しております。この地層断面をもとに計画断面を重ね安定計算を行っております。コンクリート等の構造物については各々構造計算を行い安全性の確保を行います。
					293	（意見番号64の事業者見解への追加意見） 地中の中の出来事、地表面でたった数m(7m)の高さが高いから大丈夫だなん判断をしてほんとにいいのか。絶対ないと言えるのなら工事開始前に瀬戸市に対し大丈夫です問題発生時はすべて責任を産廃業者が負いますと言えるはず。この誓約書の提出を求める。	○	2025/8/7	2025/8/26	意見としてお聞きします。
					294	（意見番号66の事業者見解への追加意見） 地下水の異常検知はリアルタイムなのか。異常検知した後の対策フローチャートは。検知後処置完までの期間は地下土に汚染水が蓄積されることになり豪雨の際など地下水脈を通して長期間に亘り汚染水が川に流れ出る危険性がある。このことを周辺また下流住民が認識出来る様公表すること。市側も広報誌や災害メールに危険情報として発信すること。	○	2025/8/7	2025/8/26	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、水質管理の方法及び緊急時の体制についてどのようにするべきかを検討させて頂 きます。
					295	（意見番号67の事業者見解への追加意見） 一部内部貯留を考慮しているとあるがどのように考慮しているのか具体的内容を開示し、より多くのひとが精査できる状態にすること。	○	2025/8/7	2025/8/26	処分場は250t/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。 また、東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることになります。廃棄物中の間隙は通常10%で計算することが多いですが、今回は7%で検証しております。 水槽＋廃棄物中の間隙(7%)の貯留容量合計約19895㎡に対し、洪水量は約18171㎡で溢れないことを検証しております。
					296	（意見番号70の事業者見解への追加意見） 具体的な印加空気圧と印加圧の低下がみられない時間を規定しているはず。その数値はどうなっているのか。防水シートは完全ではない。汚染水の水分子は極小。ペットボトルの水も数年で中身が少しずつ減少する防水シートだから問題ないの回答ではなくもっと正確な説明を求める。また試験時空けた未接着部を熱力シメした後、その部分が漏れなく完全に密閉されているか確認方法とその良否結果の判断基準を明確にすること。	○	2025/8/7	2025/8/26	一般的にLLDPEシートでは0.10Mpaの加圧を行い、30秒後の圧力値が20％以内の減圧であれば合格となります。加圧時の穴の補修等も含め遮水工の詳細施工計画書を作成し工事を行います。本施設は常時内部貯留をさせない施設として計画を行っていることから、埋立地内に水位が発生する状況はない為、ご懸念の状況は発生しないものと判断します。ただし、東海豪雨のような非常時には一部内部貯留を考慮しております。
					297	（意見番号75の事業者見解への追加意見） 環境保全対策書で検討し問題ないとの結果を得ておりますとあるが、検討結果はあくまで机上での話、現時点でそれしか言えないなら結果を出した詳細条件を提示しどのような考察で問題なしとしたのか技術的説明を求める。	○	2025/8/7	2025/8/26	表流水については、現地調査結果と水処理施設の能力から予測しております。水処理施設については、処分場稼働時には随時測定を行い、水処理施設の維持管理に努めます。地下水については、遮水シートの設置、地下水監視用井戸、漏水検知システムの設置により検討しております。
					298	（意見番号77の事業者見解への追加意見） 飛散防止に努めますではなく飛散防止を行いますと明記すること。即日、覆土やシートとあるが雨や雪の日も台風も天候に関係なく毎回実施するのですね。	○	2025/8/7	2025/8/26	飛散の可能性があるものは、天候に関わらず飛散防止対策を実施いたします。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					299	（意見番号78の事業者見解への追加意見） シートメーカー仕様は最長30年とあるが保証期間ではない。また、最短では10年以下で不具合が起きる恐れはないか。保証期間が30年なら納得できるが仕様で最長30年は何の保証も得られない。30年持つものと信じているだけでは。地域住民に対し安心と安全を届けるべく産廃最終処理業者としていい加減な判断をせず科学的根拠のある説明を求める。	○	2025/8/7	2025/8/26	遮水シートの耐用年数は一般的に、紫外線が直接当たった状態で30年～50年と言われております。処分場内のシートには直接紫外線が当たらないように、紫外線をカットするようなマット等対策を行うことが、法令上で決まっております。シートの耐用年数内に無害化し、廃止をさせるというのが処分場の考え方でございます。
					300	（意見番号81の事業者見解への追加意見） 埋め立て造成地の斜面に加わる滑り方向の力は、例えば傾斜角が45度であった場合、斜面に垂直方向荷重と斜面に水平方向との力に50%づつ加わることになるが、ダンプカーやショベルカーの質量が20トンもあれば斜面の部分的に滑り力が $\sqrt{2}0 \div 14$ トンもの大きな力が働くことになる。この時ガラス破片や長めの木材端材も搬入されており、押しつぶされた際シートへのダメージ漏水センサへのダメージを保証できるのか。大丈夫だと言える技術的説明を求める。	○	2025/8/7	2025/8/26	廃棄物の受け入れ時点で埋立施設に影響の出るものについては最大径おおむね15cm以下に破碎、切断等の処理がされてくこと、遮水シートに直接廃棄物が触れないように50cm保護土を敷設することにより遮水シートへの影響を軽減させています。
					301	（意見番号95の事業者見解への追加意見） アスベストの飛散防止で二重梱包し場所を特定し、つり降ろして処分、とあるがその後、その上に別の産廃を搬入、地ならし時、二重梱包した物を押し潰して暴露する恐れはないのか。ないのであればないと言い切れる根拠を示すこと。	○	2025/8/7	2025/8/26	同エリアへの処分の際は、ダンピングを禁止し、重機クレーンやユニックにより、玉掛け作業有資格者が作業して吊り下ろし処分をする。通常の転圧作業、即日覆土は行わず、作業終了後はシート掛けにより、飛散防止を行う。中間覆土を行う場合は、バックホウにより50cm以上の巻き出しを先行した後に、重機による敷きならしを行うことで、中間覆土を確保する。このことから、転圧等により梱包が破壊される事は無いと考えるが、万が一梱包が損傷したとしても、潰された梱包が表面に露出することはない。
					302	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 説明会用資料 6 頁 豪雨の際、埋め立て部から外部へ雨水が漏れ出すことはないか。特に埋め立て終盤における山盛りに近くなった状態においてシートを伝って ・埋め立て面積:64300m ² (平面で考えたとき) ・浸出水処理施設能力:250m ³ /D ※埋め立てが完了するまでは表面を完全に覆うシートは被らない 埋め立て面積内に4mmの降雨があった場合 64,300×0.004=257.2m ³ の雨量になる→処理水施設能力限界値 1日で100mmの降雨量は十分ありうる条件である この場合、処理水施設能力を大きく超える(25倍)ため処理場から漏れ出す汚染水、また処理しきれない汚染水は外部に流れ出し周辺・下流域へ悪影響を及ぼす処理能力に問題が無いといえるならその技術的根拠を示すこと ★考えられる最悪のケースで検証し誰もが納得できる説明を求める	○	2025/8/7	2025/8/26	管理道路（埋立地外周）より高く盛り立てる部分については、押え盛土H=2.5mの土堰堤を設置することにより廃棄物及び浸出水の流出防止を行っていることから、埋立地外へ浸出水が流出する恐れはないものと判断しております。浸出水発生量の計算については事業計画書P4-287～をご確認ください。浸出水量の最大値については日最大降雨量で決定するのではなく、発生雨量と浸出水処理量の差で処理できない量の累積が最大となる値を採用しています。
					303	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 10頁 防火調整池の水質検査は行わなくて良いのか。監視井戸とは経路の異なる地下水脈が流れ込んでいる可能性があるため。	○	2025/8/7	2025/8/26	ご意見を踏まえ尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、水質管理について検討させていただきます。
					304	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 漏水検知システムのセンサは漏洩抵抗の変化をとらえて漏れ危険性の判断をしているものと察するが、適正閾値で異常判定出来るリアルタイムの監視体制が整っているのか。また異常時には判定に至る経緯を記録として残し(エビデンス)公開を求める。	○	2025/8/7	2025/8/26	本施設の電気による損傷検知システムについては、遮水シートに異常があった場合に使用し破損位置の確認を行う計画としておりますので、24時間監視は考えておりません。また、地下水の異常を検知した場合は、即時搬入を停止するとともに、関係機関（愛知県、瀬戸市、地元自治会）に連絡を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					305	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 産廃埋め立て終了後、全体を覆うシートの耐久性(対候性)は。埋め立て完了後2年間は地下水、処理水の水質検査を行い基準値内なら施設は解体し後は管理なしとのことだが有機材シートは温度・湿度・圧力・電磁波(太陽光)・機械的外力等で劣化が年々進みやがて十数年後には閉じ込めた有害物質が地下水や表層水となり外部に漏れ出す危険性は十分あるが「そんなこと知ったことか」というスタンスをとるのではないですね。その様な危険性があることを今後また開かれるであろう説明会でしっかりと住民に説明してほしい。根拠のない安全です・大丈夫です、はいらないですから危険が伴うことも住民説明会ではっきりと説明してほしい。	○	2025/8/7	2025/8/26	危険の可能性があることとしては、遮水シートが破れたことによる漏水や、地震による崩壊などが考えられますが、漏水に関しては電氣的漏水探知システムを導入することにより、危険の無いように対応し、地震に関しても現行の耐震設計で安全性を確保していると考えております。そのため、根拠のある安全と、ご説明していると考えております。説明が足りないという方については、10/11に追加説明会を実施予定ですので、そちらへご参加ください。
					306	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 42頁 放流地点と取水地点との標高差は放流地点が約7m引くっているとあり、安定計算において基準を満たしているとあるが安定計算を行った際の条件を明示の事。産廃埋め立て場周辺地下の状態をどのように仮定して導き出したものなか識者が見て納得できる条件で算出しているのか検証したい。	○	2025/8/7	2025/8/26	現況地盤の把握につきましては事業計画書の地質調査報告書P5-1〜より現況地層の推定しております。この地層断面をもとに計画断面を重ね安定計算を行っております。安定計算結果については事業計画書P4-7〜を参照ください。
					307	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 45頁 大気質の現状値は基準を満たしているとあるが表中はなぜ計算値となっている。見ている住民はいい加減な資料だと感じているのでは。	○	2025/8/7	2025/8/26	45頁の記載は現地調査結果を記載しております。現地調査結果と本事業による影響を加味した予測結果（計算値）は次頁(46頁）に記載しております。
					308	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 46頁 事業への実施による大気質への影響は基準を満たしているとあるがこの予想結果を導き出した根拠である条件を示すこと。自然界では気温・湿度・風速・風向・季節(偏西風)・天候(晴・雨・曇・雪等)・など様々な条件が入りまじり合うもの。これら自然界で起こり得る条件の中でどのケースで二酸化炭素や浮遊粒子状物質、降下ばいじんが最大化すると考えたのかを明示してほしい。その条件で住民が納得いくのか。シュミレーション条件とその結果を提示の事。識者が精査することで信憑性を判断したい。	○	2025/8/7	2025/8/26	予測の詳細条件については、環境保全対策書に記載しております。大気質の予測にあたっては、気象条件を名古屋地方気象台の1年間のデータを用いて、評価基準に合わせた予測を実施しております。
					309	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 47頁 現状の表流水の値を明示すること。大事な事は産廃埋め立て開始前の状態と開始後の変化がどのようになっていくのが重要 ※規格に入っているからOKではダメ。住んでいる環境が悪くなっていく度合いを時系列的に住民が把握できる環境を作り(見える化)監視できる体制が整わないとダメ ※現状低レベルの汚染が産廃持込後規格値は満足するが何倍にも跳ね上がっていても問題なしと言われかねないため現状の数値明示が大事である。	○	2025/8/7	2025/8/26	予測の前提条件となる詳細な現況の水質調査結果については、環境保全対策書に記載しております。
					310	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 48頁 浮遊物質予想結果が出ているが、これについてもどのように算出したかの詳細を公開の事。乾燥状態が続き工事車両の出入りが多く風速も高めなど想定している最悪で判断すること。	○	2025/8/7	2025/8/26	予測の詳細条件については、環境保全対策書に記載しております。大気質の予測にあたっては、気象条件を名古屋地方気象台の1年間のデータを用いて、評価基準に合わせた予測を実施しております。
					311	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 48.49頁 猛毒のダイオキシン濃度が冬季でNo.1とNo.2で6倍も違う予測はどこから来るのか。また基準値(C類型)の1以下に対しても余裕のない数値になっているのが問題と考えないのか。ダイオキシンの現状レベルを示さないと産廃搬入後の影響がどう変わってきたのかわからないため明示すること。これについても予測した時の条件を明確に示すこと。	○	2025/8/7	2025/8/26	No.1とNo.2のダイオキシン類の予測濃度の違いはそれぞれの地点の流量による影響が大きいです。水処理施設については、処分場稼働時には定期的に処理水の測定を行い、水処理施設の維持管理に努めることから、評価基準を守れるものと考えております。予測の前提条件となる詳細な現況の水質調査結果については、環境保全対策書に記載しております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					312	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 50頁　Cuのイオン濃度が高くなると稲の葉に黒褐色の斑紋が表れることがあり米の収穫量が減少する恐れや人体への健康被害も心配される。予想値をどのように算出したのか。基準値としている0.02以下に緊迫詳細の公開を求める。また、自主基準1.8mg/Lは何を言っているのか要説明すること。水素イオン濃度(ph)・全窒素・電気伝導も基準値に全く余裕なし。基準値をオーバーする条件が他にあるのでは。どのような条件で算出したのか詳細を示すこと。また、基準値に余裕がないのに1回/月の測定判断で良いのか。基準値超過の場合、原因産廃の搬入を中断しても当分基準値オーバの汚染水垂れ流しは続くそれでも1回1月の測定で良いと考える根拠を示すこと。	○	2025/8/7	2025/8/26	Cuについては、農業用水基準を守るためには、排水基準値を自主基準値1.8mg/Lにする必要があると判断して設定したものです。水質の予測は現況の水質濃度と排水基準値から流量を勘案し、算出しております。水処理施設については、処分場稼働時には定期的に処理水の測定を行い、水処理施設の維持管理に努めることから、評価基準を守れるものと考えております。
					313	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 51頁　地下水が高い水位で維持されていると言うことは産廃からに汚染水がにじみ出た場合、容易に流域河川へ流れ出す恐れが大ということか。またそれを産廃業者として認めるということか。	○	2025/8/7	2025/8/26	本事業では、遮水シート、漏水検知システム、監視用井戸の設置により地下水の汚染を防止します。
					314	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 54頁　悪臭10未満でなく数値を示すこと。産廃搬入後の状態と比較する場合、現状の数値が明確になっていないと比較できない。また測定日および測定日の数日前までの気象条件(天候・風向き・風速・温度・湿度等)がどうだったのかを明示すること。測定条件的には降雨時後の晴天時や冬季より夏季、無風よりやや風があった場合などいろんなケースを想定して測定すべきで産廃搬入前後のデータで比較する場合、条件が異なっているとデータ値の差が何によって生まれたものなのかわからなくなる恐れがあるため。	○	2025/8/7	2025/8/26	測定をする計量証明事業所において、測定には"定量下限値"という設定があり、この数値未満の場合は測定結果が保証できないため、定量下限値未満と表示します。臭気指数はこの数値が10であり、現地の測定結果が定量下限値未満であったため、"10未満"と記載しております。調査当日の気象条件は環境保全対策書に記載しております。
					315	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 55頁　具体的に誰がどのように(盛土量や仮シート?など)行いそれを誰がチェックし記録に残すのか、を明確にすること。産廃が運び込まれた日は毎日実施する作業なのでいい加減にならない様、責任者を明確にしておくこと。	○	2025/8/7	2025/8/26	具体的な対応の仕方については今後事業者が県に提出する維持管理計画書内で示し、その順法性、妥当性について審査、指導をうけ、許可を得た通り維持管理いたします。
					316	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 56頁　産廃搬入により動植物に影響大きいと確認された種については移植を行うとあるが、この範囲に存在する人家の住民や工場関係者も同様の影響を受ける恐れがあると言うことになるがどのように対処するつもりか。	○	2025/8/7	2025/8/26	周辺民家等の影響は、大気質、騒音、振動、悪臭等について検討してご説明しております。
					317	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 57頁　自然環境的に見て産廃場を作る前後で市街地が21%増、落葉広葉樹林が11%減、常緑広葉樹林が43%減と変化度合いが大きい。何十年と続いてきた環境が急激に変化することで生態系への影響は甚大だと考えざるを得ないが、どのように生態系への影響を軽減しようとしているのか具体案と効果度合いを示すこと。	○	2025/8/7	2025/8/26	生態系の基盤環境として、落葉広葉樹林5.22%が減少しますが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。 処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					318	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 60頁 防災の評価基準で安全率が1.2でOKと言うのはどこから出てきたものか。安全率が1.1や1.2と言うのは航空機や宇宙関連の機器で用いられるものである。これらは最新鋭のコンピュータシュミレーションで考えられる最悪の条件で構造設計や材料選定、製造に至るまで全てのバラツキを考慮し設計されたもので、実際それを基に制作した実物（実機）で評価試験を行い確かにシュミレーションで確認した信頼性が得られたと確信出来たものに対し安全率1.1や1.2が保証できるのである。今回の様な山地を削り穴を掘って平らにしそこへ遮蔽シートを貼り付けた様な構造体として確固たる信頼性が保証された部分は全く見当たらない。山地の状態も乾地/湿地状態あり、地質も均一とは限らない。シート材や保護材についても使用条件により耐久性、対候性の劣化度合いが異なってくる。このような不確定要素が多い状況でどんな検討をして安全率を出したのか詳細説明を求める。アバウトな検討で安全率を小数点3桁まで出していること自体安全率の意味が理解できていない証拠。また、地震時のストレスをどう考えているのか。（下のセルに続く）	○	2025/8/7	2025/8/26	本地区の安定計算においては道路土工指針より安全率を採用しております。常時1.2、地震時1.0という基準で記載されてはいますが、地震時についても安全を考慮し1.2とさせていただいております。また、現況地盤の把握につきましては事業計画書の地質調査報告書P5-1～より現況地層の推定しております。この地層断面をもとに計画断面を重ね安定計算を行っております。
						・想定震度は。 ・縦揺れの場合は。横揺れの場合は。振幅幅は。 ・振動周期は。振動持続時間は。 ・余震、本震、余震と何度か続くケースもあるがどのパターンで想定しているのか。 ・産廃場の容積詰まり具合や中身の雨水浸透状態でも変わってくるはずだがどの条件で考えているのか。その時底面や側面がどのように変形するのか。変形幅は。シート材は破れや剥がれがないのか。などなど。また、そもそも安全率といっているが何に対しての安全率なのか。埋め立て部の崩れに対する安全率なのか。汚染水遮蔽防水シートの破れ、破損による汚染水漏れに対する安全率なのか。どんな破損事象に対しての安全率なのかを明示すること。このような構造物においては安全率10、最低でも5以上必要と考えるが見解を求める。	○	2025/8/7	2025/8/26	意見としてお聞きします。地震については、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定最大の震度分布」にあてはめると、震度5強から6強地域に該当します。提体盛土や廃棄物物理形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					319	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 61項 工事期間は何か月を想定しているか。工事車両が通行する道路は何処か。8時間/日稼働として1分間平均で1.25台(300×2/8/60=1.25)のダンプは、歩道のない通学路がある場所を通る道路では危険すぎる。交通誘導員を何処の区間に何人配置するのか。誰が見ても良し、と思える人員配置を求める。産廃運搬車の台数も110台/日(27.5台/時間)が毎日続く。この様な状態を考えると騒音や土煙で地域住民は窓も開けられない生活が長期間続き、気が滅入ってしまうが、それに対する対策は何か考えているのか。地元車両を優先する・ピーク時には誘導員配置する・通学時間帯は極力通行にする・歩行者優先、など書いてはいるが、誰がどのようにチェックし対処するのかを明確にすること。また地域住民から苦情が出たとき違反者を特定できるのか。 これらのことがないよう ・管理指導者が誰なのかを決めて公開すること ・工事および産廃搬入業者全てに対し指導を定期的(工事車両については期間内に1-2回、運搬車両には2回/年程度は)に行い、そのエビデンスを公開すること。	○	2025/8/7	2025/8/26	着工から完成までは約2～3年を想定を想定しておりますが、詳細なスケジュールは今後の許認可や状況により変動いたします。工事車両は往復300台/日となりますので、150×2となります。248号線からせと赤津I.C西（交差点）を直進して、そのまま県道22号/県道33号へ進む、約290m先の信号のない交差点を左折して 赤津山口線 に向かう、約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入る、約600m先の信号のない交差点を左折して山路海上線に入り、約1.7kmで工場となります。高速道路を使用した場合も、赤津I.C西（交差点）を右折して同様のルート进行することとなります。 大気質や騒音につきましては、環境影響調査により本事業の影響を加味した上で基準値を満たしております。 現在運用している処分場でも搬入業者への指導を実施をいたしております。 現在保有している施設においても、搬入業者に対する安全教育を年1回は必ず行っております。 違反者の特定は、情報により特定できる場合とできない場合がございます。 地域住民からの苦情や管理指導につきましては、当社管理部が担当しております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					320	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 万が一汚染水漏れの影響による被害発生時に当該業者はもちろん被害を補償する対象となるものでよいか。また申請許可した愛知県側も被害を補償する対象となるものでよいか。	○	2025/8/7	2025/8/26	処分場が原因であると因果関係ははっきりしているものにつきましては、事業者として補償いたします。また、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険にも加入する予定です。県の補償対応につきましては、事業者として回答できるものではありません。
					321	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 工事車両および産廃車両がタイヤに付いた泥を洗い落とす洗車場を設けているか。また、洗車で流された泥水は汚染されている危険性があるので垂れ流しではなく処理水場で処理する様になっているか。	○	2025/8/7	2025/8/26	タイヤ洗浄は設置予定でございます。 洗い流された泥水は処分場内で管理を行い、飛散防止の散水等に再利用いたします。
					322	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） この事業に対する瀬戸市の立ち位置はどれか。 ・事業主からの税金が入るので計画が実行されることを望んでいる？・市民から沢山の苦情や建設反対の声が上がっているので中止を望んでいる？・市民の動向を見定めている状況で今は賛成でも反対でもない？ いずれにしても産廃場建設のOK、NG判断は愛知県側にあり、県は業者からの申請書類に不備がなければ工事案件を了承する立場にある。県がどのような判断基準で判定するのか詳細は解らないが意見書で述べたような技術的疑問に対しての見解が必ず貰えるよう要望します。県としても不具合発生の起きる危険性を事前に察知しながら了承したということは避けたいはずで業者に対しての行政指導も厳密になり、言った聞いてないという水かけ論もなくなる。	-	2025/8/7		
					323	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） そもそも我われ人間が文化的生活を望んで大量生産・大量消費してきたことによる負の遺産で発生したものの一つが産業廃棄物である。大多数の人間が現在の様な生活水準を手放す覚悟があればこのような議論(産廃処理施設建設に反対する)はおきてこないだろうが現実には困難か。瀬戸市でなくとも何処かの市で受けざるを得ない状況にある。建設予定地の住民はどこも来てくれるなど懇願するはず。そうした中で何処かで受け入れなければ社会生活は成立しない。受け入れしてくれる地域に安心・安全を担保出来るようなちゃんとした技術的裏付けを持った検討結果とそれを示す根拠やデータを示さないとこの問題は解決しないと考える。住民を適当にいなすようないい加減な資料を出すのではなく真摯に向き合い住民目線での説明を強く求める。	○	2025/8/7	2025/8/26	意見としてお聞きします。
					324	交通安全への影響への心配 処分場への搬入車両が増加する事で、通学路や生活道路の交通量が増え、子供や高齢者の安全が脅かされる事への危惧が大きい。又搬入車両が走行する道路には歩行者用道路自転車道路の整備もなく、又大型車のスレ違いも出来ない道路であり車両両同志の事故も心配である。他県、他市町村からの車両が多く、通行時間帯や、交通法規(スピード)を守らない車両が多く見られ積載物の落下などもある。有害物質などの運搬となると環境汚染が心配である。	○	2025/8/7	2025/8/26	通勤通学時間帯は極力通行しないよう配慮し、車両台数のピーク時などには交通誘導員を配置する予定でございます。 廃棄物の運搬に関しましては、県から収集運搬業の許可が必要になります。廃棄物の落下や飛散がないよう決められた方法で運搬を行います。
					325	産業廃棄物最終処分場のすぐ近くに水源があり処分場から有害物質が流出した場合に飲水や農業用水の汚染が心配である。	○	2025/8/7	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					326	産業廃棄物最終処分場から発生するガスをガス抜き管より大気中に何の処理もせず放出する事になっている。有書物質が大気中に飛散され周辺住民の健康に害を加えるか心配である。	○	2025/8/7	2025/8/26	埋め立て廃棄物について有害ガスの発生の恐れのある物質は埋め立てないことから、ご懸念の事象は発生しないものと判断しております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					327	産業廃棄物最終処分場への産廃受入れ時何がどれだけ受入れされるのか、又されたか確認するシステムが説明になく心配である。又車輛から降す時、屋外で降しアスベスト等大気への飛散がされないか心配である。	○	2025/8/7	2025/8/26	搬入前に「WDS廃棄物管理シート」と「マニフェスト」で情報を確認いたします。信頼できる業者のみと契約を行い、不適正な業者とは契約を行いません。万が一契約上やマニフェストに記載のない物が搬入された場合には、持ち帰っていただくことになります。 アスベスト等につきましては、運搬段階で飛散ないように二重梱包されて搬入されます。通常処分場側はその形状のまま、場所を特定して吊り降して処分します。
					328	猿投山北活断層が存在して、その内容についても今回の処分場周辺の断層調査をしたか。報告もなく、過去の知見のみで判断されており最終処分場付近での影響について科学的調査もされてない(報告もされていない)ので、心配である。防水シート2重(1.5mmのシート)で破損されないという保証はされているのか心配である。廃棄された産廃物の重さや圧力でシートが破損されないか心配である。地震による液状化現象は起きないか心配である。シートが波打ち現象で破損されないか心配である。	○	2025/8/7	2025/8/26	本施設は常時内部貯留をさせない施設として計画を行っていることから、埋立地内に水位が発生する状況はない為、液状化はないものと判断しております。ただし、東海豪雨のような非常時には一部内部貯留を考慮しております。遮水シートの基盤面について沈下層ではないことから、遮水シートの耐水圧については考慮していません。今回の計画にあたり断層の現地調査については行っておりません。
					329	大雨による污水处理機能オーバーで汚水雨水が流出しないか、周辺の川へ流入し下流域の広範囲の自治体へ汚染が広がらないか心配である。線状降水帯による長時間に渡る豪雨は、十分今後起こりえるので時間当り雨量130m/mが1日(24時間)降ったらどうなるか心配である。汚水の処理能力の限界ではないか。	○	2025/8/7	2025/8/26	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ(名古屋)のデータを用いて検討を行っております。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証（内部貯留を考慮）についても行い安全性を確認しています。
					330	災害リスク最終処分場の動力源やシステムダウン時のバックアップシステムの説明がなかったので心配である。電源の途絶　福島原発事故の様な事にならないか心配である。→・水の処理不能に陥る。・コンピューター処理不能に陥る。 人材の教育・どれだけ知識を有した管理出来る人材がいるのか説明がなく心配である。	○	2025/8/7	2025/8/26	法令基準に決められた人数の有資格者を管理者として、配置を行います。 停電時などの対策については、今後の県との協議により非常用電源として発電機等の設置を行います。
					331	存続リスク　(株)東立テクノクラシーの企業の財務力が心配である。産廃処理事業の経営的なリスクをどのように考えているか説明がなく心配である。環境保全をしていく上で大変重要である。	○	2025/8/7	2025/8/26	当社は産業廃棄物処理業以外にも汚染土壌処理業や建設業も担っていることから経営的なリスクは現状では問題ないと考えております。産廃のみであれば、廃掃法第8条の5第1項に基づく最終処分場維持管理積立金制度を利用するため、問題ないと考えております。
88	陶原連区自治会	-	2025/7/22	個人	332	馬ヶ城の水はととてもおいしく瀬戸の自慢の水であり私自身も昔から飲み続けてきたおいしい水、大切な水である。その水源の近くに産廃処分場を作ってしまうと、せっかくのきれいな水が汚染されてしまう危険があり、とても心配になる。農業にも使われるのでその作物に有害物質がたまることがとても心配である。	○	2025/8/7	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					333	土砂くずれが民家に迫ってきて災害が起こらないかと心配になる。 なのでここに産業廃棄物処分場を作らないでほしい。	○	2025/8/7	2025/8/26	意見としてお聞きします。
89	古瀬戸連区自治会	-	2025/7/22	個人	334	各地で絶滅危機におかれているマイコアカネの追加情報がありましたが、他の希少種についても移植を前提としており、現地に生息するいきものの生態系を考えれば、現環境の維持が不可欠であり一部のいきもの、植物等を移植するのみでは命を繋げていくことは難しいのではないかと。	○	2025/8/7	2025/8/26	大部分の種は改変区域外でも確認されており、事業による影響は大きくないものと考えております。イトモ、ヒメタヌキモ、トノサマガエル属については環境保全措置を実施することにしております。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図り、処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					335	近年は猛暑と突発的な豪雨により水害や土砂崩れが頻発しており、今年も早々に梅雨明けした事により各方面での水不足が懸念される。西谷取水口が計画処分場放流水の放流位置から約150mしか離れておらず、標高差が7mあっても近年の豪雨の様子では放流水が越水して西谷取永口に流入する可能性があるのではないか。	○	2025/8/7	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
90	本地連区自治会	-	2025/7/22	個人	336	水源の近くで災害リスクも高いこの場所に処分場をつくることには強く反対する。	○	2025/8/7	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、水源への影響はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
91	本地連区自治会	-	2025/7/22	個人	337	水源の近くで災害リスクも高いこの場所に処分場をつくることには強く反対する。	○	2025/8/7	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、水源への影響はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
92	陶原連区自治会	-	2025/7/23	個人	338	猿投山活断層の存在は以前から知られており、愛知万博でも問題になった。そのような危ない場所に処分場をもってくるのはやめてほしい。	○	2025/8/7	2025/8/26	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
93	山口連区自治会	-	2025/7/24	個人	339	農業委員として、株式会社東立テクノクラシーによる瀬戸市山路町での産業廃棄物最終処分場(埋立地)設置計画に強く反対する。世界的に気候変動の影響が深刻化し、天候不順による農作物の不作や食糧不足が現実味を帯びている現在、私たちが守るべきは安全で持続可能な食料供給体制と、それを支える健全な農地である。ところが、本計画はその農地環境に対して重大な脅威となるものである。仮に産業廃棄物の埋立によって地下水や土壌が汚染された場合、その影響は周辺農地にも及び、作物の安全性や生産性に深刻な悪影響をもたらしかねない。一度汚染された土地は、回復に長い年月と莫大なコストを要する上、農業利用が困難になる可能性もある。これは、農業従事者にとってだけでなく、地域全体の食と暮らしの安全を脅かすことにつながる。本来、該当の土地は「採取後は山林に戻す」という前提で使用されてきたはずであり、今回の転用計画はその約束を反故にするもので、地域社会との信頼関係を損なうものである。今、我々が守るべきは、地域の未来と食の安全です。将来の世代に汚染された土地を残すような選択をしなくてはならない。農業委員としての立場から、本産業廃棄物埋立地の設置計画に対し、断固として反対する。一度このような施設が設置されてしまえば、健康被害や自然破壊のリスクは世代を越えて続く可能性があり、いったん埋め立てられた廃棄物は二度と回収できない。 私たち地域住民は、この土地を次世代に安心して引き継ぐ責任を強く感じている。よって本件に関し、次の点を強く求める。 ・当該計画の即時中止すること。許可申請の不承認すること。	○	2025/8/7	2025/8/26	意見としてお聞きます。
					340	・地域住民への十分な情報公開と意見反映の場の確保すること。	○	2025/8/7	2025/8/26	
					341	元々の契約通り、砂利採取後は山林に戻すことの履行すること。	-	2025/8/7		
87-2	祖母懷連区自治会	2025/6/29	2025/7/28	自治会	342	すぐ近くに水源があり処分場から有害物質が流出した場合に飲み水や農業用水の汚染が心配である。	○	2025/8/7	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
94	八幡台連区自治会	-	2025/7/28	個人	343	地球温暖化による異常気象で日本では毎年各地で線状降水帯が発生し、想定外の記録的豪雨と集中豪雨は年々増加している。気象庁データ参考。 防水シートのある廃棄物処分場は巨大なため池と同じである。屋根のない処分場には直接降る雨水と周りの斜面からも大量の水や土砂が流入すると考えられる。この大量の水をろ過機能付きの浸出水集排水管で集めて浸出水調整ピット（廃棄物処分場に比べて極めて小さな容量）を経由し浸出水処理施設で処理して河川に放流するとのこと。しかし、豪雨の時には浸出水処理施設の能力をはるかに超える雨水が処理場に集まると考えられる。その場合には処理場から外部に浸出水処理施設で処理されない汚染水が溢れ出るのではないかと考えられる。 ・浸出水処理施設の処理能力の設計値は1時間あたり最大何ミリの雨量で1日あたり最大何ミリの雨量でさらに1週間あたり最大何ミリの雨量か。 ・浸出水調整ピットの耐水圧はいくらですか。 ・記録的豪雨で廃棄物処分場に溜まる雨量の水圧に耐えられずに漏れ出しませんか。 ・廃棄物処分場の防水シートは耐水圧、耐荷重はいくらですか。	○	2025/8/7	2025/8/26	処分場は250t/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。 また、東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることとなりますが、水槽＋廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895㎡に対し、洪水量は約18171㎡で溢れないことを検証しております。水処理施設の処理能力は日最大量250㎡と設定しております。時間当たりの設定はしておりません。浸出水発生量の計算については事業計画書P4-287～をご確認ください。浸出水量の最大値については日最大降雨量で決定するのではなく、発生雨量と浸出水処理量の差で処理できない量の累積が最大となる値を採用しています。 浸出水調整ピットについては内部水位を考慮して構造計算を行い安全性の確保を行っています。また、遮水シートの基盤面について沈下層ではないことから、遮水シートの耐水圧については考慮していません。
					344	設計値を提示して頂くとともに再度の説明会開催を要求する。	○	2025/8/7	2025/8/26	説明が足りないという方については、10/11に追加説明会を実施予定ですので、そちらへご参加ください。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
95	東明連区自治会	-	2025/7/30	個人	345	こんなにリスクのある事業とは思わなかった。水源のこと、活断層のことなど全て心配である。	○	2025/8/7	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、水源への影響はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。また、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
96	古瀬戸連区自治会	-	2025/7/30	個人	346	トノサマガエルの環境保全対策について質問する。環境保全対策書ではトノサマガエル属について「移植」という表現で保全を行うとされている。愛知県下のトノサマガエル属にはナゴヤダルマガエルとトノサマガエルがいることは参考文献から明らかだが、環境保全対策を立案する前に、まず現地に生息しているものがいずれであるのか、あるいは両方であるのかを再調査によって明らかにする必要がある。対象種が不明のままの環境保全対策書は未完成品であり、この段階の文書を環境保全対策書として取り扱うことには問題がある。本事業にかかわる環境保全対策書は再調査の上、再提出すべき。その際、当然のことですが、ナゴヤダルマガエルとトノサマガエルとは生息環境に違いがありますので、それに応じた保全対策を盛り込むべき。その際、過去に行われ、成功した事例があるならばそれを示すこと。ちなみに2022年に刊行された書籍「ダルマガエル生態を知って農業で守る」(農文協2022)には次のように書かれています。ダルマガエル類について「大きな問題は、保護・保全のために自然条件を考えて環境を復元し、そうした場所に導入しても、個体群はなかなか定着、増大しないことで、そうした試みは各地で行われているが、ほとんどの場合失敗している。その原因は不明である」。成功する見込みがないにもかかわらず、あたかもそれが有効であるかのように装うのではなく、過去の失敗の原因を解明し、これまでの知見を覆すような対策を示すこと。	○	2025/8/7	2025/8/26	移植前にトノサマガエル属の捕獲調査を行い、ダルマガエルとトノサマガエルのいずれの種に該当するかデータを取ったうえ、保全対策を検討します。両者とも水辺に生息しますがダルマガエルはトノサマガエルよりも水域への依存が強いことから（愛知RDB）、年間を通して水がある、抽水・沈水植物が豊富な水辺の創出が不可欠になると考えます。
97	效範連区自治会	-	2025/7/30	個人	347	新聞記事を見る限りとうてい賛成できない。前回計画よりもアスベストなどを含んでいる、面積も大きい。県内の産業廃棄物の最終処分場が瀬戸に集中しすぎている。	○	2025/8/7	2025/8/26	前事業計画につきましては、本計画とは敷地面積・取り扱い品目も異なるため、前回の内容に関するお話ではなく、新規事業として改めて住民説明会を進めさせていただいた次第となります。
98	效範連区自治会	-	2025/7/30	個人	348	水源地から70mしか離れていなくて飲み水の影響が心配である。	○	2025/8/7	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					349	猿投山活断層から近く災害リスクも高まる。	○	2025/8/7	2025/8/26	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
99	本地連区自治会	-	2025/7/30	個人	350	自分自身も瀬戸市に産廃施設が多く有との事。皆さんも知っているか。	-	2025/8/7		
					351	県の申し来に応じてばかりで反対意見をもっと取り上げてほしい。	-	2025/8/7		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					352	御社の現在の処分場が何か所有するか知りたい。今はどうなっているか、もう満杯なのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	現在2つの最終処分場を保有しております。 1つは既に埋め立てが終了し、廃止手続き中でございます。もう1つは現在も運営しておりますが、受入可能容量に達するため受入制限をかけております。
					353	私達もゴミを少しでも減らす努力が必要。終活をする歳になり自分達もゴミを出す事になり心配。	-	2025/8/7		
100	祖母懷連区自治会	-	2025/7/31	個人	354	瀬戸市の狭い土地に県外からの産業廃棄物を捨てることは市民の健康が心配であり反対する。	○	2025/8/7	2025/8/26	意見としてお聞きます。
101	祖母懷連区自治会	-	2025/7/31	個人	355	私の家には井戸があり地下水の汚染の心配がある。	○	2025/8/7	2025/8/26	浸出水が地下に漏れていかないよう、処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					356	産業廃棄物を出した企業の責任において処分すべき。廃棄物を捨てるのではなく安全な他の利用法はないものか。	-	2025/8/7		
102	萩山台連区	-	2025/7/31	個人	357	水源から70mこれはまさに同一地と同じ。そこへ大規模な産廃施設を作ることは、大変危険なことである。愛知県内の全産廃施設の4割を瀬戸市は受け入れている。これ以上引き受ける必要はない。瀬戸とその住民を大切にしてほしい。	○	2025/8/7	2025/8/26	意見としてお聞きます。
103	萩山台連区	-	2025/7/31	個人	358	企業の良心に問う。全くの素人である。風聞によると、旧土地の所有者と地元の自治会との間において「産業廃棄物は持ち込まない」と言う約束があったと聞いた。従って、その土地を譲渡された(株)東立テクノクラシーは、その約束を含めた物件を手に入れたと思う。その約束を反故にする為に、他企業に売却されたのか、「アンドウコウギョウ」と同ビルに事務所がある東立テクノクラシーへ譲渡されたのは、「悪だくみ」な事業計画ではないか。貴社に良心はあるか。あえて聞くと、その付近に家族、親戚の住居を建て、生活できるのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	当社とアンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。 その為、アンドウ興業が結んだ協定書の継承義務はないと考えております。 また、アンドウ興業と同ビルに弊社事務所はございません。
104	萩山台連区	-	2025/7/31	個人	359	瀬戸には今でも沢山の産廃がある。もうこれ以上危険な産廃はいらない。	-	2025/8/7		
105	祖母懷連区自治会	-	2025/7/31	個人	360	地元との約束で森林復元地域を守って頂きたい。愛知県は県有林が多いので（別の土地を）探して頂きたい。	○	2025/8/7	2025/8/26	意見としてお聞きます。
106	山口連区自治会	-	2025/7/31	個人	361	かつてオオタカが営巣する森として、愛知万博の開発から守られた海上の森に隣接する場所に産廃場が造られるのは、驚きである。貴重な動植物もあると思う。生態調査は行われているのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	調査では、年間を通してオオタカの確認はありませんでしたが、計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図り、処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					362	近年は震度6強以上の地震が頻発している。瀬戸市にも猿投山北活断層があり、もし大きな地震がおきれば産廃場も被害を受ける。有毒物質を含む産廃場の遮水シートが破れた場合汚染水が川や地下水へ流れ出すことが考えられる。川は子供たちが入って遊んだり農業用水としても利用されている。	○	2025/8/7	2025/8/26	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
107	品野連区自治会	-	2025/7/31	個人	363	愛知県内の産廃施設の約4割が瀬戸市に集中しているとの事。なぜ瀬戸市ばかりが、犠牲にならなければならないのか。どうして他の地域の人達が出した産廃を、瀬戸市に持ってくるのか。	○	2025/8/7	2025/8/26	適した土地というのは非常に限られており、簡単には購入できないのが現状です。その中でようやく適地を確保することができた為になります。 隣接地には現在運営している工場があり、技術者もいるので技術の継承や管理体制もしっかり築けるものと考えております。
					364	健康被害が心配である。 産廃施設は瀬戸市にとって何の益もないと思います。このままでは瀬戸市のイメージが「陶器の街」「藤井くんの出身地」そして「産廃の街」となる。いや、もはや現在もそうです。そうなると、若い人口は、ますます流出して、新しい人達の流入が減少する。街は、今以上に繁栄から遠ざかっていく。瀬戸市民の土地価格も下がっていく。私達の資産が失われていく。絶対にこれ以上産廃は作るべきではない。	○	2025/8/7	2025/8/26	意見としてお聞きします。
108	古瀬戸連区自治会	-	2025/7/31	個人	365	環境保全対策書では現地調査を行う前にいくつかの文献を参考にしている。しかし、調査実施からすでに4年が経過し、既存資料の陳腐化が進んでいる。資料が古くなっていたとしても、環境対策をないがしろにする免罪符にはならない。愛知県のレッドデータブックはすでに第五次のリストが公開されている。海上の森調査報告書も年々発刊されている。新しい知見を採用したうえで環境影響評価を行うべき。	○	2025/8/7	2025/8/26	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させていただきます。
					366	維管束植物や昆虫などすでに調査がされている分類群についてそれぞれ調査実施日を確認した。おおむね四季ごとに2日間の調査が行われているようである。通算してもわずか8日間の調査では精度に疑問が残る。たとえば現地に生育している可能性が高い菌従属栄養植物は小さく見つけにくく、調査者泣かせである。それが調査結果にはひとつとして挙げられていない。瀬戸市の同様の環境に比較的多いエンシュウムヨウラン、ヒナノシャクジョウ、ホンゴウソウ、ギンリョウソウ、アキノギンリョウソウなどが見落とされている可能性があり、そのなかには絶滅危惧種が含まれている。夏季から秋季にかけてさらに調査を行う必要がある。	○	2025/8/7	2025/8/26	エンシュウムヨウラン、ヒナノシャクジョウ、ホンゴウソウ、ギンリョウソウ、アキノギンリョウソウなど菌従属栄養植物については、現地調査で確認されておりません。追加調査については、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させていただきます。
109	品野連区自治会	-	2025/7/31	個人	367	管理型処分場計画でありながら、提体道珞以上の高さの盛土は安定型処分になっている。(管理型処分場設置基準違反に該当)	○	2025/8/7	2025/8/26	埋立地内において遮水シート敷設範囲の中で盛り立てを行っていること、流出防止対策として押え盛土（土堰堤）を設けていることから違反には該当しないと判断しております。
					368	浸出水と雨水の分離排水設備が不十分で、管理型廃棄物が提体道路近くになり、その時に豪雨が発生すれば、浸出水が雨水と一緒に提体を溢れ、調整池に流入しそこから河川に直接放流される。(水質汚濁防止法違反に該当) 調整池に浸出水が混入した場合の対応：管理ビットへ送水できる配管設備を設置しておく。	○	2025/8/7	2025/8/26	管理道路（埋立地外周）より高く盛り立てる部分については、押え盛土H=2.5mの土堰堤を設置することにより廃棄物及び浸出水の流出防止を行っていることから、雨水に浸出水が混入しない計画となっております。
					369	埋立中に設置された複数のガス抜管から放出されるガスの処理施設が計画されていない。(大気汚染防止法違反に該当)	○	2025/8/7	2025/8/26	埋め立て廃棄物について有害ガスの発生の恐れのある物質は埋め立てないことから、違反には該当しないと判断しております。
					370	埋立が廃棄物と覆土材のサンドイッチ構造になっており、覆土材の仕様が透水材である記述がない。不透水材であれば遮水層になり「意見番号367」の現象の助長要因になる。 廃棄物と覆土材のサンドイッチ構造において有効な対策：盛土部に縦排水管(有孔管)を複数配置し浸出水排出管に誘水する	○	2025/8/7	2025/8/26	覆土材については透水性のある材質になります。ガス抜き管については2000㎡に1箇所設置する計画となります。
					371	今回の事業は会社の売上高、利益を拡大したいとの会社方針が見え透いている。社長方針で法を守る事業の推進を目指すとの方針に反している。環境保護を第一とするなら、管理施設を残置し永久監視を会社でおこなうと宣言するべきである。市民を安心させれば協議受付が可能かと思う。	○	2025/8/7	2025/8/26	廃止届が受理された時点で環境影響がないと法的に認められた状態なので、廃掃法上の管理義務はなく、水処理や施設点検も廃止後は必要なくなります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
110	長根連区自治会	-	2025/8/4	個人	372	水源の近くで災害リスクも高いこの場所で処分場をつくることに強く反対する。	○	2025/9/5		
111	長根連区自治会	-	2025/8/4	個人	373	水源の近くで災害リスクも高いこの場所で処分場をつくることに強く反対する。	○	2025/9/5		
112	效範連区自治会	-	2025/8/4	個人	374	・事業者説明会について、「開催を知らなかった」「聞きたいことが聞けなかった」との声を多数聞いている。地域に大きな影響を与える計画であるからこそ、より多くの市民が納得できる形での説明と質疑の機会が必要だと感じる。周知の徹底と十分な質疑時間を確保した再説明会の開催を、強くお願い申し上げる。 ・小さなお子さんを連れて参加されたお母さんから、「最後まで聞きたかったけれど、途中で退席せざるを得なかった」とのお声もあった。参加者への配慮として、時間帯や会場環境へのご検討も併せてお願い申し上げる。 ・各説明会の議事録や報告書を市民にもわかる形で公開していただくことを、強く要望する。	○	2025/9/5		
					375	本計画に関する環境保全対策書について、以下の点を懸念している。 希少種の誤同定と標本の不備について 環境保全対策書には「ミヤマタムラソウを確認」との記載がありますが、実際には絶滅危惧種の「シマジタムラソウ」である可能性が指摘されています。ところが、標本や原票は保管されておらず、記録はパソコン入力のみとのことでした。これでは誤同定の検証ができません。 質問：誤同定の可能性があるにもかかわらず、なぜ標本や記録が保存されていないのか。今後、調査の信頼性を確保するために、どのような改善策を講じるのか示すこと。	○	2025/9/5		
					376	外来アリへの対応について 現地で外来種の「ヒゲナガアメイロアリ」「ヒラセムネボソアリ」が確認されていますが、導入経路の調査や防除対策について書かれていない。 質問：外来種の侵入経路や影響評価は実施されているか。今後の防除策やモニタリング体制について具体的に示すこと。	○	2025/9/5		
					377	説明会で環境保全についての質疑の際に、貴社から「計画地はすでに開発された土地であり、我々が新たに開発する部分は少ない」という趣旨の発言があった。この発言は、現在の土地利用が土砂採掘であり、その開始時に大規模な森林伐採が行われたことを根拠とされていると理解している。しかしながら、土砂採掘と産業廃棄物処分場では、その事業の性質と環境への影響が根本的に異なる。土砂採掘は「一時的な土地利用」を前提とするものであり、その終了後には森林回復義務が課せられていることが一般的である。これに対し、貴社が計画されている産業廃棄物処分場は「恒久的な施設」であり、その操業期間は長期にわたり、周辺環境への影響も継続的かつ広範囲に及ぶ可能性がある。このため、土砂採掘に適用される環境保全対策と、産業廃棄物処分場に適用される環境保全対策では、求められるレベルが全く異なるはず。実際、適用される法律も異なるものと認識している。もしも、簡易な調査で済む土砂採掘の名目で森林を伐採し、その後、より厳しい環境保全対策が求められる産業廃棄物処分場に転用した上で「すでに森林がないから環境負荷は少ない」として、本来必要な保全措置を回避しようとしているのであれば、それは極めて問題であると考える。以下の点について確認したい。1.上記の説明にあるように、「すでに森林がないため、自然環境への影響は限定的」としているが、これは過去の伐採によって失われた自然が「なかったもの」とみなされることにつながる。この判断の科学的・制度的根拠は何か。また、失われた生態系を回復する責任はどのように考えているのか?見解を伺う。	○	2025/9/5		
					378	2.今後も同様にこのような手法(=伐採→森林回復義務を履行せず転用保全措置の回避)が許容されることになれば、他地域でも「同様の抜け道的手法」が広がる可能性がある。事業者としてこのような事態をどう捉えているのか、意見を聞きたい。	○	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					379	過去に市内の他の産業廃棄物処分場において、悪臭や水質悪化、魚がいなくなるなど、深刻な環境被害が実際に発生している。こうした事例を長年目の当たりにしてきた地域住民にとって、今回の計画も同様の被害を再び引き起こすのではないかという強い懸念がある。一度汚染された環境は、元に戻すことができない。その業者も優良認定業者として認定を受け、法律に則って運営されていたが、それでも地域では環境被害が生じた。こうした被害は法律や認定基準を守るだけでは防ぎきれなかった現実である。「違う処分場の話だから関係ない」とは到底言えない。貴社が今回新たな処分場を計画されるにあたり、同じ瀬戸市で繰り返してきた環境被害の教訓や地域住民の不安をどう受け止め、どのように再発防止や説明責任を果たすお考えか、具体的に回答すること。	○	2025/9/5		
					380	取水口からわずか70mしか離れていない場所に産業廃棄物処分場を設ける計画について、極めて大きな不安と危機感を抱いている。さらに、計画地は活断層にも近接しており、大規模な自然災害が発生した際には、有害物質が水道水や土壌を汚染するリスクが高い。御社にとって、「市民の安全」は経営判断の中で、具体的に何番目に位置づけられているか。企業利益や効率、コストなどと比較した場合、「最優先」なのか、それ以外なのか、はっきりと答えてほしい。	○	2025/9/5		
					381	瀬戸市は自然が豊かで、子育てに適した環境として多くのご家族が移住してきている。しかし、既に市内には50か所を超える産業廃棄物処理施設があり、これ以上の施設設置は、地域環境の悪化や市のイメージ低下を招きかねない。1.貴社は「地域社会との共存」や「地域への長期的な責任」について、どのような企業方針を持っているのか。2.多くの住民が反対している状況で、この地に計画を進めることが、貴社の掲げる「地球環境の保全に貢献する環境に優しい企業」としてふさわしいとお考えなのか。3、今回のような事業を通じて、将来の瀬戸市が「産廃だらけの街」と見なされる可能性について、どのように捉えているのか。	○	2025/9/5		
					382	2025年6月16日の瀬戸市議会における松原市議の質疑により、以下の事実が明らかになった。 ・平成26年9月から現在まで、アンドウ興業の取締役を務めている人物が、平成28年10月から令和3年7月まで東立テクノクラシーの取締役にも就任していたこと。 ・アンドウ興業は、当該地について「産廃埋立は永久に行わない」とする協定書を地元住民と交わしている。こうした事実から、両社の意見決定に一定の継続性・関与の重なりがあると考えられる。つまり、「産廃は行わない」と約束された土地について、その関係者が後に「産廃を行う」申請を行っていたこととなる。このような経緯に対して、私たち住民は極めて強い不信感を抱いている。「協定に反しない」とされる貴社の立場について、以下の点について明確な説明を求める。 ①上記の兼任事実について、貴社としてどのように認識・整理されているか。 ②「永久に産廃は行わない」とする協定の精神を、貴社はどう評価し、今回の計画と整合的だとお考えなのか。 ③このような形での申請が、「地域との信頼関係」や「説明責任」の観点から正当なものであると、本当にお考えなのか。 法的に問題がないというだけでは、市民の納得は得られない。誠実かつ真摯なご説明を強く求める。	○	2025/9/5		
					383	馬ヶ場浄水場は薬品に頼らず自然の力で浄水する全国的にも希少で貴重な施設であり、誇りある地域資源です。この取水口のすぐ近くにアスベストや水銀を含む産業廃棄物最終処分場を建設する計画について、貴社は本当に「この地域の将来や自然資産、浄水場の価値」よりも優先して実施すべきだと考えているのか。	○	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					384	対象地域の「関係住民」の定義について対象範囲が過度に限定されているのではないかと いう懸念を持っている。計画地の影響は、「関係地域内」にとどまらず、水資源や環境、 景観、交通などを通じて瀬戸市全体、あるいはその周辺にまで及ぶ可能性があると考えら れる。とくに、本市の重要な取水源や自然環境にかかわる問題である以上、瀬戸市民全 体が「利害関係を有する者」に該当すると捉えるのが妥当である。したがって、以下の 2点を強く要望する。1.「関係住民」の定義の見直し 市民の意見表明や関与を制限する ような定義運用は行わず、広く瀬戸市民を「関係住民」とみなし、意見聴取や情報提供 の対象とすることを求める。 2.住民への周知の拡充 現状の周知では、影響を受けうる住民の多くが情報を受け取れ ていないおそれがある。市全体を含めた広報・周知活動(広報紙掲載、全戸配布チラシ、 自治会経由などを強化し、住民が自分ごととして捉えられる環境づくりを求める。	-	2025/9/5		
113	長根連区自治会	-	2025/8/4	個人	385	説明会では限られた情報しか示されず、疑問や不安が解消されない。地域住民の理解と 納得を得るためにも、再度の説明会を開催いただきたい。	○	2025/9/5		
					386	現在でも日中、ダンプカーの通行量が非常に多く、スピードを出して走行する車両も多 いため、日々危険を感じながら生活している。事業計画によれば、ピーク時には1日あ たり約300台のダンプカーが瀬戸市内を通行するとされており、これまで以上に交通量 が増えることが予想されます。これは交通事故のリスク増加や通学時の子どもたちの安 全への影響だけでなく、生活道路や周辺の道路の劣化を早める要因にもなると考える。 道路が傷みやすくなれば、当然、補修や維持管理のための費用も増えるはず。そこで伺 うが、道路の補修費用は誰がどのように負担するのか。多くの市民が通る道路が事業の 影響で劣化した場合、その負担が市民にのしかかるようなことがあってはならない。ぜ ひこの点について明確な説明を求めたい。	○	2025/9/5		
					387	6月1日(日)の馬ヶ城ダム浄水場の一般開放日に、水道課の職員の方に、山路町の最終処 分場計画地の近くにある取水場への影響について質問し、「粉じんの飛散などが心配さ れている。」と聞いた。以下の点について見解と対策の説明を求める。 ・処分場計画地の近くに取水場があることへの影響。特に粉じんが飛散した場合の水 源への影響が心配。 ・現在もシートをかけずに走行するダンプカーが存在する。計画が始まる前でも粉じん や落砂により生活環境へ悪影響を感じる。 ・搬入中のダンプからの粉じん飛散の可能性。走行中や荷下ろし時などに粉じんが舞 うことへの具体的な対策を知りたい。 ・道路に落ちた砂による側溝の詰まり。現時点でも道路に砂が詰まり雨水の排水に支障 が出ている箇所がある。 ・山路町の道路沿いにたまっている砂の性質。この砂は処分場や搬入と関係があるの か。また、その砂が人体や水環境にとって安全なものか明確にしてほしい。	○	2025/9/5		
114	效範連区自治会	-	2025/8/4	個人	388	瀬戸市内の中心部へ飲料水を給水する重要な取水場である西谷取水場から約70mの距離 に処分場が設置されると聞き、心配である。水源の汚染を避けるためにも慎重な対応を してほしい。	○	2025/9/5		
					389	東明連区との協定書について、（東立テクノクラシーとしては）法的に無効であるとの 回答ですが、その法的根拠についてわかりやすく、瀬戸市民である東明連区の人達の立 場に立って、説明をお願いする。	○	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
115	菱野連区自治会	-	2025/8/4	個人	390	廃棄処分場のわずか約70mの距離に水源がある場所。大切な飲料水を守って頂きたい。 浸出水・地下水に異常を検出した場合の対策はどうするのか。産廃の搬入中止は勿論、既に搬入済みの廃棄物への対応はどうするのかに対して、「地下水の異常を検知した場合は、即時搬入を停止するとともに、関係機関（愛知県、瀬戸市、地元自治会）に連絡を行います。」と回答があるが、異常があってからでは遅い。また異常検知があった場合の正確な報告義務も市民からすれば信用できない。 さらに「電氣的漏水検知システムにより遮水工の損傷場所を特定し、具体的な補修方法及び確認方法を関係機関に提示して補修工事を行います。補修工事期間は地下水集水管で集水された地下水を水処理施設へ送水し処理するとともに、処分場内の廃棄物の可能な範囲にシートによるキャッピングを行い、同シート上でポンプ排水を行う等、雨水を極力廃棄物と触れないようにして、外部排水することで、浸出水量を削減します。補修後は県及び市による安全性の確認を経て搬入を再開する計画です。」と回答をいただいているが、いずれも完全な対策とも思えないし、信用に値しない。 何より水源に近い場所であり、回答いただいた内容の事例が発生する可能性も含め絶対に起こってはならないことである。	○	2025/9/5		
116	水南連区自治会	-	2025/8/4	個人	391	計画地は、馬ヶ城浄水場の取水口からわずか約70mしか離れていない。市民の間では、水源への有害物質の影響を心配する声が多く上がっている。しかし、事業者は「取水口は本計画地の上流にあるため問題ない」という説明にとどまり、十分な安全説明がされていない。地表では上流・下流が明確でも、地下水の流れは地形や地質によって複雑に動くことがあり、単純に位置関係だけで安全とは言い切れない。さらに、計画地の下流では農業用水としても利用されているため、問題は飲み水だけでなく、地域の農作物や食の安全にも直結する。一度地下水が汚染されれば、回復は極めて困難である。だからこそ、慎重で予防的な対応が必要である。以上を踏まえ、以下を求める。 ・地下水の流れや地質構造に基づく科学的な調査結果の開示 ・汚染リスクがないと判断できる明確な科学的根拠の提示 ・万が一の漏洩にも対応できる具体的な設計、安全対策の明示	○	2025/9/5		
					392	説明会の開催についての周知が十分に行き届いていない。説明会の再開催と、開催情報の確実な周知(全戸配布など)を要望する。	○	2025/9/5		
117	效範連区自治会	-	2025/8/4	個人	393	浄水場の開放日は子供を連れて行き、美味しい水が安心して確保できている現状を伝えている。浄水場のお水は美味しいと子供が感じている。水が出来るまでを見たから言える言葉かもしれない。この水を守るため産廃施設の計画には反対である。	○	2025/9/5		
118	山口連区自治会	-	2025/8/4	個人	394	有害物質によって長期的な健康被害が心配。住民の健康を最優先に考えて計画を見直してほしい。会社として矛盾点に違和感を感じることも多く信用できない。	○	2025/9/5		
119	品野連区自治会	-	2025/8/4	個人	395	産廃事業者が社会的に信用できない会社であり、その業者はコンプライアンスどおりの事業を行うとは思えない。	-	2025/9/5		
120	水野連区	-	2025/8/4	個人	396	説明会では情報が不十分で、質問の時間も限られていた。住民が納得し、安心できるよう、改めて丁寧な説明の場を設けていただきたい。	-（関係住民外）	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
121	山口連区自治会	-	2025/8/4	個人	397	【環境保全の重要性と住民の健康への影響】安全で快適な生活環境を維持することは、私たち市民にとって非常に重要である。未来の子どもたちが健やかに暮らせるよう、地域の環境保全に十分な配慮をする必要がある。私は瀬戸市民として、公共施設(岩屋堂公園など)を利用する者の立場からも、この地域の自然環境や水資源、大気環境への影響を懸念している。本処分場の計画において、未規制の化学物質や水銀などの有害物質、さらに放射性物質が含まれる可能性があるので、適切な監視体制の整備が求められている。この地域の水源や大気、公共施設の安全性を守るため、環境への影響を慎重に評価し、より安心できる計画への見直しを検討していただきたい。1.未規制の化学物質による水源・生態系の汚染リスクPFOS・PFOAなどのPFAS類は、環境中で分解されにくく、生態系に長期的な悪影響を及ぼす可能性がある。また、処分場で受け入れられる廃プラスチック類、汚泥、ばいじんにはPFASが含まれる可能性があり、水源や河川への影響が懸念される。 地域の水源を守るため、未規制の化学物質に関する検査を義務化し、規制を強化することを求める。	○	2025/9/5		
					398	水銀・有害物質の管理および環境監視体制の不備水銀は生物濃縮を通じて魚介類や農作物に蓄積し、人体に悪影響を及ぼすリスクが高いため、慎重な監視と管理が必要である。事業計画書に記載されている排水基準の別紙3や地下水基準別紙4を確認すると、水銀などの有害物質の検査頻度は年に1回のみであることが判明しました。これは、長期的な環境汚染のリスクに対応するには不十分である。 ①水銀や有害物質の監視頻度を増やし、定期的な検査を義務化すること ②環境監視体制を強化し、監視結果をすべて市民に公開すること ③第三者機関による独立監査を導入し、環境安全性を確保すること	○	2025/9/5		
					399	放射性物質の管理体制の不明確さによる環境リスク 産業廃棄物の中には微量の放射性物質が含まれる可能性があります、現行の事業計画には明確な監視体制が示されていない。 ①放射性物質の検査を義務化し、その結果を市民へ公開すること。 ②放射性物質が検出された場合、適切な廃棄物管理計画を確立し、環境への影響を最小限に抑えること。 ③瀬戸市の自然環境への影響を調査し、保全対策を講じること。	○	2025/9/5		
					400	健康被害が発生した場合の環境責任の所在　水銀・有機汚染物質・放射性物質による健康被害は、過去にも水俣病などの公害病として大きな社会問題となった。万が一、本処分場の運用によって環境汚染が進行し、健康被害が発生した場合、事業者・瀬戸市・関係機関の環境責任の所在が明確にされていない。 ①被害が発生した場合の責任の所在を明確にし、補償制度を確立すること。 ②事業者に対し、環境リスクと安全対策に関する十分な説明を義務付けること。 ③瀬戸市の環境保全を最優先とし、より厳しい規制を導入すること。	○	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					401	【要求事項(環境保全の観点から)】 ①PFASや水銀などの有害物質の検査頻度を増やし、定期的な監視を義務化すること。 ②環境監視体制を強化し、すべての監視結果を市民に公開し、透明性を確保すること。 ③第三者機関による監査を導入し、環境安全性を確保すること。 ④住民の健康・安全を最優先にし、事業計画を抜本的に見直し、より厳しい規制を導入すること。（監視体制の強化を含む） ⑤環境汚染による健康被害が発生した場合の責任の所在を明確にし、補償制度を確立すること。 ⑥放射性物質の監視体制を明確化し、検査を義務付けること。	○	2025/9/5		
122	新郷連区自治会	-	2025/8/4	個人	402	産廃処理場は今後も必要性が増すと思うが、周辺住民及び取水場から水を利用される地域の住民が安心できる対策を講じていただけるか納得できる説明をしてほしい。市当局も他の処理場の現状と安全性、大規模災害発生時のリスクに対して検証、発表願いたい。	-（関係住民外）	2025/9/5		
123	東明連区自治会	2025/3/15	2025/8/5	自治会	403	連区住民として到底容認できるものでなく、断固計画に反対し、白紙撤回を要求する。地域的、社会的、自然的環境保全上の意見・疑問点に対し回答を求める。3月15日説明会では、抽象的回答が多く、ほとんどが真の回答になっていない。具体的数値を挙げて回答すること。 巨大産廃最終処分場建設は、自然との共生、地域住民の豊かな暮らし、やきもののさとの活性化に逆行する。 今回の計画は、すべての点で瀬戸市及びこの地域の目指す方向性とは正反対の方向を示し、「やきものの里の活性化」よりも「産廃だらけの里」へつながるものである。これについて社長はどう釈明するか。	○	2025/9/5		
					404	企業倫理、社会的貢献が叫ばれている今日、事業を構想する場合に、①自然との共生、②地域住民の安全・安心な暮らし、③地域の発展という視点が重要と考えるが、計画を構想するに当たりこの3つについてどのような組織(社長以下、内外のメンバー)で議論され、その内容はどのようなものであったか。	○	2025/9/5		
					405	上の意見と関連して、赤津地区としては前回の説明会では、この地区の自然環境破壊、生態系破壊に関わる詳細な資料の提示・説明がなかった。この件についての説明を求める。	○	2025/9/5		
					406	瀬戸市には50の産廃施設があるが、完全なものは無く、社会環境上多くの問題を引き起こすと共に、住民の暮らしに悪影響を与えている。市長も令和5年5月18日に実施された市民生活部からの山路町東立テクノクラシーに関する市長・副市長説明の時に、「現段階において、過去の考え方(「決して好ましい施設計画であると言えない」)を踏襲することについて承知されている。」 瀬戸市に、もうこれ以上産廃は要らない、当時も瀬戸市ほぼ全域が反対しているなど、この重大な住民の意思を社長はどう受け止められるのか。	○	2025/9/5		
					407	現在操業中の施設では、受け入れ産廃は100%三重、岐阜からであったと聞くが、御社が瀬戸市の環境を破壊してでも、県外受け入れを重点とする姿勢には大いなる疑問を感じる。	○	2025/9/5		
					408	説明時で社長は、動物の死骸は絶対受け入れないと断言されたが、口約束ではなく約束を担保する信頼できる具体的な方策(文書等、法的効力を有するもの)を明確にされたい。	○	2025/9/5		
					409	有害物質アスベストや水銀を受け入れるとあるが、地域住民の健康を害する危険性のあるものを搬入することには、反対である。	○	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					410	建設予定の処分場では、埋め立て面積が広いことから、今後かなりの中間処理施設の追加、もしくは設備能力拡充の必要があると思われるが、それらの詳細は不明であり説明が必要。	○	2025/9/5		
					411	今回の計画では、3m程度の厚みで廃棄物層を並べた上に0.5m程度の覆土層を薄く重ねてゆく手順を何段も繰り返す構造となっている(総計146万m3)。この大量の覆上を運搬供給する連区太子町内の施設と処分場との間の走行ルート、トラック運搬弁数などは、ほとんど知らされていないので、説明が必要。	○	2025/9/5		
					412	地域のイメージや価値が低下する。文化的・自然的価値を有する地域に産業廃棄物最終処分場が建設されることは、まち全体の「ブランド価値」を若しく傷つける行為である。観光・交流人口への打撃がある。 瀬戸市では、陶芸体験、登り窯見学、自然散策、里山保全などを通じて、年間多くの観光客が訪れている。こうした観光資源の多くは、「清潔で安心できる自然環境」と「地域に根ざした文化的魅力」によって支えられているが、「危険物質が埋められている地域」、「ごみの処分場」、「臭いやトラック騒音がある土地」といった負のイメージがつき、観光客は心理的な抵抗を感じるようになることについて社長の見解を問う。	○	2025/9/5		
					413	移住希望者・子育て世帯の流入抑制につながる。近年、地方への移住や自然豊かなまちでの子育てを求める世帯が増加している。瀬戸市も、住環境の良さや文化的魅力を活かして、移住促進を図っている最中である。にもかかわらず、処分場の存在は「不安な環境」「安全ではない土地」と受け取られ、移住希望者にとって大きなマイナス要因となる。特に子育て世代は、健康リスクや教育環境への影響に敏感であり、選択肢から外される可能性が高まるが、社長の見解を問う。	○	2025/9/5		
					414	不動産価値の下落と地域衰退の連鎖について 産業廃棄物処分場が建設された地域では、周辺の住宅地・農地の不動産価格が下落する例が多数報告されている。これは、売却が困難になるだけでなく、金融資産としての価値が損なわれ、住民の資産形成や次世代への相続にも深刻な影響を与えるが、社長の見解を問う。	○	2025/9/5		
					415	まちづくりの方向性との矛盾について 瀬戸市は、「文化・自然・人を活かした持続可能なまちづくり」を掲げている。にもかかわらず、長期的リスクのある処分場を容認することは、市の方針そのものと明確に矛盾しているが、社長の見解を問う。	○	2025/9/5		
					416	汚染された地下水や埋め立て時の粉塵飛散等により、市営馬ヶ城浄水場西谷取水口の水道水汚染や、山口・菱野地区の農業用水汚染が増幅される恐れがある。こうした広範囲に亘る地下水脈の詳細な調査と説明はなされていない。また、埋め立て時の粉塵飛散についても、台風並みの風速15m/sには散水をする他は明確なルールは明示されていない。 地下浸出水漏洩について 処分場予定地の南北の長さ約400m区間の東側(東海環状自動車道沿い)の地下水脈の流れの有無、詳細が不明である。特に東海環状道の下を東向きにくぐり抜け、取水口の上流側で東山路川支流に入る地下水脈の有無を調査すべきである。	○	2025/9/5		
					417	上記の地下水脈の万一の漏洩があれば、観測用井戸が2ヵ所程度では到底不意の水質悪化などの事態には対応できない。	○	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					418	各地域の説明会で出された、有害物質を含む浸出水の漏えいを防ぐ遮水シートについて、御社の答えは非常にあいまいで、住民側が納得できる答えになっていない。遮水シートの破れ箇所の発見とその対処方法は、着手以前に明確に定める必要がある。観測用井戸で水質の異常・変動があったと認められる時、遮水シートの破損が原因の場合には、適切な処理をするとあるが、破れ箇所の特定や適切な破れ修復策を分り易く説明すべきである。	○	2025/9/5		
					419	粉塵飛散について。埋め立て時の粉塵飛散についての対応も、飛散の可能性が大きい風力レベル以上の時の搬入トラックの待機場所・産廃置き場所等についての明確なルール決めがなされていない。空気の乾燥度合いについても、気象庁の乾燥注意報発令時には搬入しないなどのルールも明確でない。	○	2025/9/5		
					420	地震・大雨等での崩落について。処分場予定地に平行して走る東海環状自動車道沿いに、中日本高速(株)の管理用側道がある。その道が処分場予定地の北縁近くで東海環状道下の大きな開口部となり、真ん中辺りで、東から西への小トンネル、南縁でまた西から東への小トンネルにつながっている。それぞれのガード下開口部(3ヵ所)そのものが、地震、異常降雨等で万一、処分場側壁が崩落、決壊した時には、浄水場取水口内に土砂、汚染水等が一挙に流れ込む危険区域になる。従って何らかの方法で完全遮断することが必要であると思われるが、その対策は明らかでない。	○	2025/9/5		
					421	下流域農業用水の水質汚濁や土壌汚染の可能性がある先般の説明会で、山口・菱野地区では土壌汚染や農業用水汚染に関する不安がいくつも提出されている。(株)東立テクノクラシーの最終処分場放流水により、農業用水の水質悪化を増幅すると同時に、万一の施設異常事態等発生の際には、この地域全体の住民の健康保全にも影響が出る可能性がある。水濁法基準や愛知県条例と対比した排水基準は示されているが、農業用水基準(昭和46年農林水産省)等との明確な対比がない。それと各水質パラメーターの予測値に至る、河川流量と施設排水量に基づく中間計算経過(値)も示されていない。現在稼働中の施設では、主要河川ごとの水質予測計算値が示されていた。これらのデータを基に、今回も農業関係者との十分な協議、話し合いが必要である。	○	2025/9/5		
					422	現施設では、県の定期的水質検査結果を合格、不合格でしか把握していないようである。数値が判明している部分は、自社データの内部報告のみということでは、データの第三者的信憑性が疑われる。	○	2025/9/5		
					423	大雨・台風等、異常気象時の予測と対策が不十分である。大雨については、名古屋における10年確率で想定される設計雨量強度121mm/日を参考に、処理施設能力を250m3/日の処理ができるように定めているが、瀬戸山間部での異常気象データに基づく検討は十分になされていないと考える。この異常豪雨等の災害について、天和元年(1681年)、今から340年前、万徳寺付近で山崩れが起き、川幅の狭隘部がふさがれ、赤津地内が池となりついには決壊、下流域の山口、菱野一帯の人家、田畑が流され、当時で約300人の人命が失われたという古文書の記述がある。今回の場合、「東立産廃崩れ」で同様の惨事が起こらないという保証はどこにもない。 砂防法、森林法などを基準に浸出水調整池、沈砂調整池等の能力を決めているようであるが、例えば平成12年の東海豪雨なら1日で降った雨量は、これら調整槽の8,100m3の約3倍になる(雨量:428mm/日+翌日138mm/日)。その時は貯留堤を介して工事中の埋め立て予定地自身が巨大なマスになるという説明であるが、23,200m3を240m3/日の処理施設で処理するならば、約97日間、約3か月かかる。御社の計算は、この地域の異常気象に対応していない。	○	2025/9/5		
					424	更に、異常豪雨等に対して、通常の河川堤防に比べれば、かなり脆弱な構造と思われる貯留堤強度で上記のような仮定が成り立つものかは疑わしい。一部が決壊、破損して、近接している馬ヶ城浄水場西谷取水口に溢れ出た汚染水が入る可能性は皆無とは言えないし、盛土規制法の擁壁にも合わないのでは。	○	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					425	東海・東南海地震、猿投断層直下型地震等についての記述・説明がない。馬ヶ城の取水口と今回の施設とは約70mしか離れていない。しかも高低差で行くと処分場の方が最終45～50m高くなる予想である。地震などの際、取水口側に崩れて行く可能性は十分にある。埋め立て予定地周辺には、山路町内個人の田畑、伊藤忠セラテック山路工場、東海環状自動車道、そして東山路川沿い1km以内には、数戸の人家と銭屋鋼産、瀬戸市クリーンセンター、宗林寺、その先太子会館、万徳寺と連なっている。にもかかわらず、太平洋沿岸部は地震活動期に入っており、地震周期から見ればいつ起きても不思議ではないと言われるマグニチュード7.7クラスの東海・東南海地震等についての記述が全く無い。近くに猿投山北断層もあるが、それによる直下型地震等についても詳細不明である。不明なままにもかかわらず、住民に何一つ知らせないまま、建設計画は進行している。地震規模、被害状況について住民との議論、検討もなされないまま計画は進行している。これについて、社長はどう釈明されるのか。	○	2025/9/5		
					426	こうした大地震(もしくは異常気象による大雨)等が、御社の操業期間中、もしくは事業撤収した後に起きて、周辺にかなりの大被害が出た場合、御社のフォロー体制、責任の有無は全く不明である。	○	2025/9/5		
					427	この東海・東南海地震や猿投山北断層の直下型地震等の被害予想は、次回再説明会の重要検討事項の一つである。	○	2025/9/5		
					428	処分場として広すぎる、標高が高すぎる、河川の源流地点であるために起きる広域型災害の可能性がある今回の処分場は、山路町で既存のものに比べて、埋立区域、砂防他事業区域共に格段に広く、埋立予定量も13倍以上大きい規模である。それだけに万一の場合の危険性、事後処理すべき汚染領域の広範さも類を見ない。既存のものでも、土砂採掘や廃棄物による自然環境への悪影響はあり、ダム、高速道路、橋梁などのようなコンクリート構造物でも建造後何十年後には老朽化して、大雨、大地震などでの亀裂決壊、崩落、土石流などの恐れが出てくる。とりわけ、この最終処分場は、自然の森林の根で強度が確保されているだけの「環境保保全」の中に、埋立区域面積だけで東京ドームの1.4倍もある大穴を開け、深さで最大35mの掘り込み、盛り上げ高さで最大15mという大工事をするものである。例え条例上は合法であるとしても巨大過ぎると同時に、本来は大雨などの災害に強い筈の保全林強度を損ね、今後何十年、何百年経ってもびくともしないという保証はない。また、巨大最終処分場として、太子町などの麓から見れば、かなりの標高差がある山上(頭上)にあるということも問題である。今回関連説明を要する地域は、予定施設から半径3km以内の各連区、馬ヶ城浄水場の飲料水供給を受ける旧市街地区域、矢田川流域の農業用水利用にかかわる区域の計16連区に亘る。従って、万一の事故発生の場合、極めて広範囲な影響が予測される。このように、一私企業の利益のために公共の利益が損なわれる図式は、比較にならないほどの大きなスケールとなる。この件について、社長の見解を問う。	○	2025/9/5		
					429	産廃受け入れ事業の透明性、信頼性を担保するシステムの確立がなされていない。産廃の受け入れ品目の目視・分析検査、観測用井戸水の水質検査、放流水の水質検査などの事業の安全性の確保、不正防止のための各種チェック体制が自社による検査・報告が主となっているが、産廃事業の透明性、信頼性の観点からは、まだまだ不十分で不備な点が多い。過去の事例では、多くの企業で隠蔽、偽装、虚偽報告などが起き、住民に多人の被害、損害をもたらしている。今回の場合、新規計画が実現する、しないに関わらず、地域住民が安心・信頼できる事業の展開をするために、透明性、信頼性を徹底的に高めるシステムが確立されるべきである。今回の計画ではまだそれがなされていないと思われる。この件について、社内のリスクマネジメント体制、外部第三者機関による監視体制、専門機関によるデータ信憑性の確認の仕組み等をきちんと構築する必要があると思われるが、社長の見解を問う。	○	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					430	東立テクノクラシーの処分場危機管理と責任能力、補償能力が欠如している。デジタルタワー近辺のフェロシルトでも、1日50台ペースで2年かけて、やっと半分撤去できたとされる。万一それに似た違法廃棄物埋め立て等の状況が起きたとき、当該企業に相応の体力があったが、資本金2,000万円の(株)東立テクノクラシーにそれだけの力があるだろうか。今回の開発では、御社と東北構造社、WMCは元受け、下請けの関係でしょうが、あまりにも両社に頼りきりである。本件工事完了後にその関係がなくなると、メンテナンスが御社の責任の範疇で技術的にできる会社なのか、説明会を聞いていて非常に不安である。また、説明会でこちらから出した提案に対し、どちらも主体的に動こうとしていない体質が見て取れた。すべてが一つの会社で全うする場合は、社運をかけて住民に分かり易い説明手法を考えようとするが、その意気込みがないことが垣間見えた。埋め立て終了後、処分場管理期間が過ぎたらどうなるのか。会社は管理責任を放棄する可能性が大である。事が起これば、結局は市、県が行政代執行せざるを得ない。述べてきたような本格災害発生の際には、膨大な費用が要することは自明であり、当該企業としての補償能力、復元能力不足は明らかであり、保険会社単独では難しいのではないであろうか。また馬ヶ城浄水場施設など施設によっては二度と復元できないものもある。こうした将来に亘って莫大な補償を伴う事業の危機管理と補償能力について、社長の見解はどうか。	○	2025/9/5		
					431	現在の企業規模からして、こうした短い期間で、自社の限界を超えた巨大設備を企画することは、事業内容が特殊なだけに危険極まりないと思われる。目先の利益に囚われ、将来にわたっての地域社会、住民に対する企業責任の放棄が感じられる。企業倫理はどこへ行ったのか。社長の見解を問う。	○	2025/9/5		
					432	不祥事、違法な事業経営を繰り返す可能性を持つ事業体質に不安がある。御社の前身である(株)海青は過去、産廃の不法投棄により産業廃棄物処分業と産廃収集運搬業の認可取り消しになった。その後御社が事業を引き継ぎ、(株)海青の設備管理や運用をしている。一般企業であれば、(株)海青は不祥事倒産(廃業)に当たるが、社長交代だけで、事業の在り方、体質はほとんど変わっていない。二度と再び法律違反、不祥事を起こさない会社内部の機構改革、情報公開や透明性の確保などの仕組みは整えられず、操業だけが継続されている。社内改革はなされただろうか。トップが代わっただけで何も変わっていない。このような体質では、再び、不祥事、違法な事業経営を繰り返す恐れがある。免許取り消し5年の期限後、今度は(株)東立テクノクラシーが同じ不祥事を起こせば、またまた元の(株)海青に戻るだけになる。高付加価値の売上高、事業継続性の保証など、産廃事業ほど法律の抜け道を利用したおいしい事業はない。焼け太りで、何をやっても倒産しないなどの事業構造は、一般人から見て不可解そのものである。こうした見方について、社長はどう反論されるのか。	○	2025/9/5		
					433	不祥事企業は、金融業などと同じく一定期間公営化、もしくは市場から退場するしくみがあっていいと思われる。民から民への直接的業務移転は不可である。社長の見解を問う。	○	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					434	住民が納得の行くまで、再説明会の開催を要求する今回の説明会は、(株)東立側から見た説明会であって、住民側から見た説明会ではない。以後何十年、何百年もの間、住民生活に多大の影響が予想される施設への理解が、たった4時間程度の質疑で十分な納得を得られる筈がない。地域住民の要望に応じて、何回でも繰り返し説明会を開催すべきである。今回の処分場計画には、細部を見るほど危険な箇所が多すぎる。また、多くの疑問点がある。もっと住民に丁寧な説明をすべきであり、住民の納得を得るために最大限の努力をすることは、企業責務である。県に出している地震データの資料等も含め、住民側に立った説明会を要求に応じて何度でも開催することを求める。	○	2025/9/5		
124	本地連区自治会	-	2025/8/5	個人	435	※添付資料は事業者に送付。 5/19で市に提出した、意見番号46「断層までの距離について、より精度の高い国土地理院の「都市圏活断層図」では計画位置から0.6kmの位置を経過」に対する事業者見解書が6/30に提出されている。そこでは「今回の断層位置については産総研のデータを引用しており、指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います」とされている。この点に関して1ヶ月以上経過した8/1に実施された説明会（菱野連区）に参加したが、従来から説明されていた1.1kmの距離が主張され、検証の内容は報告されなかった。事業者の「環境保全対策書（令和5年1月）」では「図1.3.1-19 活断層の位置」の出典は「愛知県活断層アトラス、縮尺5万分の1 平成9年9月」とされており、産総研のデータは見当たらない。当方にて産総研の活断層データベースを確認したところ、起震断層・活動セグメント検索で表示された図面は縮尺20万分の1で「本図に示された断層線は既存資料を1/20万地図上で編集したものであり、場所によっては最大数百メートルの誤差がある可能性がある。また地図自体にも誤差があり、拡大してご利用の際はご注意ください」との注記があった。猿投山北断層については国も県も特に優先すべき活断層として様々な調査・研究が進められてきており、自分なりにその経過を以下に整理した。	○	2025/9/5		
						・平成9年9月 県民用の「愛知県活断層アトラス 1/10万～1/5万 愛知県」発行 ・平成13年3月「愛知県の活断層(その3) 2.5万分の1 愛知県防災会議地震部会」発行 断層変位地形、断層位置の確認など活断層としての証拠ポイントを積み重ねて活断層の通過位置を特定している。 ・平成16年10月「都市圏活断層図 瀬戸2.5万分の1 国土地理院」発行 愛知県防災会議のマップをベースにその後の断層変位地形調査、断層露頭調査、トレンチ調査などの詳細な調査が進められて、活断層としての証拠ポイントを積み重ねて通過位置を特定している。 以上のように「都市圏活断層図」は調査内容・縮尺などのすべてにおいて猿投山北断層に関して最も精度の高い図面となっており、当然県民用の「愛知県活断層アトラス」や産総研の図面に比べて格段に精度の高いものといえる。 ・「環境保全対策書」での出典「愛知県活断層アトラス、縮尺5万分の1」を説明会では採用せずに、「環境保全対策書」にはでてこない「産総研のデータ」から1.1kmの距離となった、と説明会で報告された理由は何か。	○	2025/9/5		
					436	・5/19に意見書を提出し、事業者見解書が6/30に提出され、さらに1ヶ月以上経過した8/1の説明会（菱野連区）でも、従来の1.1kmの距離が報告されている。事業者として「検証を行う」とされているので、国土地理院のデータ「都市圏活断層図」との検証結果を9/14の本地連区の説明会までに市のホームページなどで知らせてほしい。	○	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					437	5/19に市に提出した、意見番号46「断層までの距離について、より精度の高い国土地理院の「都市圏活断層図」では計画位置から0.6kmの位置を通過」に対する事業者見解書が6/30に提出されている。そこでは「今回の断層位置については産総研のデータを引用しており、指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います」とされている。猿投山北断層については国も県も特に優先すべき活断層として様々な調査・研究が進められてきている。そのうちの成果のひとつとして、豊田市環境部自然保全課が平成11年3月に発行した「豊田市の活断層と地震縮尺25万分の1」というものがある。この成果は「環境保全対策書」で活断層の位置の出典としている「愛知県活断層アトラス・縮尺5万分の1平成9年9月」に対し、調査時期、縮尺ともに、より新しく、精度も高いものとなっている。事業者が国土地理院のデータとの検証を行う中で、こうした成果も当然考慮されることになると思われる。その図を見ると猿投山北断層の主断層の海上の森の山路車止め(ポイント18)あたりから断層が北西方向に派生し、中部電力瀬戸変電所の脇を通り、山路川に沿って、南東から北西に約870m延びる派生断層が記録されている。	○	2025/9/5		
					438	この派生断層は計画位置のすぐ脇から100m以内を通過している。この断層が実在し、地震が発生した場合、産業廃棄物関連施設は壊滅的な被害を受けることが予想されます。事業者の責任として、学識経験者のサポートも含め、ボーリング調査、トレンチ調査などにより、断層の存在を確認する必要があります。リニモ陶磁資料館南駅にある愛知県産業科学技術総合センターでは、敷地内を猿投山北断層が通過するため、学識経験者の指導を受け、トレンチ調査などにより、断層通過位置を特定し、断層直上を挟んで別々の構造物を建設し、これを繋ぐことで、断層活動時の変位による構造物の破壊を回避する工夫がなされています。(出典:新修豊田市史23別編自然2018)。また、事業計画位置から南西約3kmの活断層上に位置する瀬戸市上之山住宅地(瀬戸市愛知万博記念公園西)サンヒル上之山愛パークフロントでは宅地内を通過する「猿投山北断層」の上には地震時の影響を考慮して、建物を建てることを避け、農地等としている。	○	2025/9/5		
125	長根連区自治会	一	2025/8/8	個人	439	水源近くで災害リスクも高いこの場所で処分場を作ることは反対	○	2025/9/5		
126	長根連区自治会	一	2025/8/8	個人	440	水源近くで災害リスクも高いこの場所で処分場を作ることは反対	○	2025/9/5		
127	品野連区自治会		2025/8/8	自治会	441	水質汚染が基準値以上で認められた時はタイムリーに住民に知らせて頂けるのか。その場合、放流はただちにストップして頂けるか。	○	2025/9/5		
					442	・説明会の流れはスマートで評価はできる。法令基準、条例なども大切にしているとも思える。是非その精神で事業をして下さい。 ・工事に入ると現場サイドの事情が優先され、ともすれば地区住民との約束も守らない、現場へ行き説明を求めると「上からそんな協定があると聞いてない」とか言ってとにかく事業現場工程を強行する。工事中は権限を有する者の常駐を求める。	○	2025/9/5		
					443	最近この種の工事に予定外残土を持ち込むことが新聞等で報じられる。予定外とはCOガラAsガラを含む土砂のことで本来は産廃である。サンドイッチ工法の土砂は正規使用を。	○	2025/9/5		
					444	工事中又は完成後に汚水が流出することがあった場合原因者はよく「うちから出した汚水とは確認されない」などと言って問題を先延しすることが多く見られる。同種工事は多分ここだけと思うので、矢板設置等で地下水脈を断ち切ってほしい。	○	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					445	・説明会資料がA4中4枚配置され、文字もよみにくく、図は白黒で、スクリーンも小さく、提示資料から読みとることができない。（所在地、全体計画図等P52,P56,57等）再度の提出をされたい。 ・会社の各計画の担当者は口頭で紹介で、責任の所在が不明。連絡先の住所やTEL番もなく不誠実。明示した文書を次回出されたい。	○	2025/9/5		
					446	搬入物の安全性（性状、危険性など）の説明が不十分（廃石綿、水銀等）。処理して搬入か。	○	2025/9/5		
					447	生態への影響についての調査は年間でおこなわれていたか。調査日等が明示されていない。	○	2025/9/5		
					448	排水等の公表回数、何をどれだけいつ調査し、どう開示するか。	○	2025/9/5		
					449	事業の実施計画が明示されていないことが問題である。	○	2025/9/5		
					450	数字や化学的な事を言われても普通の人は理解できないので説明会において大切な事は関わる人が信用できるのかどうかという事だと思う。 地域の人の不安に寄りそっているという感じは全くしなかった。法律的に許されるのであれば責任はとりませんよというスタンスなのだなと感じた。50年後に汚染が生じたとしても、あの場にいた人はほぼ誰もいないでしょうと思ってますか？ 事業主の方の正義も理解はできるし、産廃事業も必要だというのはわかるが、安全ならば、事業主の方の住んでいる地域に作ればいいと思う。公園で拾ったごみを隣人の庭に捨てるようなもの。事業主の方の「俺は環境保全のために良いことしてるんだ」という傲慢さを感じられた。交通安全の話の時、「もっと子どもの数が少ないと思っていた」と言われたので数の多い少ないは関係ないと思った。その発言からも人口の少ない田舎ならいいだろうという心理を感じられた。今回の説明会で全く信用できないなぁと感じた。もう一度説明会をすべきだと思う。誰も納得していない感じがした。 ※水質検査に地域側から推せんした第3者に入ってもらうことは可能か？ 前社長がこの事業をなぜストップしたのか。その理由が知りたい。現社長とどういった点で考えの相違があるのか。	○	2025/9/5		
					451	遮水シートに関して ・直射日光において劣化するまでの期間が50年という説明だったがまずのところ直射日光で使わないので他の観点からの耐性の説明が必要なこと。酸性物(酸性雨)他の物質との複合的な状態での耐性 ・50年というとても短い期間に感じます。化学物質などはそんな短い期間でなくなるとは思えません。それ以降のことはどう考えているのか。	○	2025/9/5		
					452	地震・大雨など単体での安全性を机上での説明だったが同時に起こった場合など最悪の事態などの想定はされているのか。もし起こった場合、想定外だったと逃げるつもりなのか。	○	2025/9/5		
					453	水脈については調査されているのか。 地すべりなどは地下の水脈を考えずに水脈を遮断することによって起こるので地下水の水脈を専門家に調べてほしい。	○	2025/9/5		
					454	水質調査について ・地域側から選んだ第3者に入ってもらうことは可能か。 ・水質調査の結果を広報にのせてほしい。 ・放射能検査もしてほしい。	○	2025/9/5		
					455	瀬戸市には地域住民の反対がある場合、建設はできないという条例があるという話を聞いた事があるがそれは今はないのですか？	-	2025/9/5		
					456	工事開始すれば定期的に市と住民の立場で現場を見せてほしい。（許可基準が守られていること、住民の生活に支障がないこと等）	○	2025/9/5		
					457	放流先河川(西山路川)の水質検査を定期的に行ってほしい。もし河川の水が汚染されていたら対策工事を行ってもらよう事業者と協定してほしい。	○	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					458	産廃処理量を増やす目的で、説明会より盛土こう配をきつくすることが時々聞く。これは土砂崩れの原因となりますので盛土こう配をチェックを事業者・市・住民の立会で行ってほしい。	○	2025/9/5		
					459	許可権者の県との協議もあると思いますが紛争の予防は市の業務でありますので、何卒宜しくおねがいします。	-	2025/9/5		
128	下野連区自治会	-	2025/8/12	個人	460	・計画地に関してはきちんと土地のことや地域のことを考えた結果なのか?あまりにも考えが浅はかすぎる。 ・瀬戸市には沢山の産発施設があるのに増やす理由が分からない。 ・今ある産発施設だけでどうにかしろ。	○	2025/9/5		
129	菱野連区自治会	-	2025/8/12	個人	461	すぐ近くに水源があり、処分場から有害物質が流出した場合に飲み水や農業用水の汚染が心配です。また、川に有害物質が流れ川が汚染され、川の生物が死に、そして、川が死ぬのが心配。自分達の今ではなく、自分達の子供そして、その子供達が川で遊べなくなるといったたまれない。数字的にはいくら良いとは言っても将来予測ははずれますし、外れた場合、誰も責任を取らない。自然を汚染させるのは簡単。逆に、汚染させた自然を元に戻すのはすごく時間と労力がかかるとを理解して頂きたい。作ってしまって、数年管理(数値を測る)し、業者の方はそれで終りで無関係になりますが、作られてしまって、その後汚染されてしまった住民はずっと住み続けないといけない。理解して下さい。説明会、参加したが御社含め関係者様の一方的なやりたい気持ちは分かりますが、住民の気持ちによりそうコメントがなく、残念で、心配しか残りません。	○	2025/9/5		
130	菱野連区自治会	-	2025/8/12	個人	462	どこかに処分場を作らないといけないのは理解しているが、瀬戸市内の中心部へ飲料水を給水する取水地から約70mしか離れていない場所に特別管理産業廃棄物が埋め立てられることに不安をおぼえる。ここは活断層が近くにあるうえ、崩壊土砂流出危険地区に指定されている場所であり、近いうちに来ると言われている南海トラフ巨大地震が発生した場合、短期的、また長期的に見て、防水シートに一切のダメージがないとは言い切れない。万が一健康被害が出て、補償があったとしても人の健康や命には全く代えられないものではありません。土地が他にないとおっしゃっていたが、水質汚染の点からみても、災害の点からみても、こんなにリスクの高い場所への建設は住民の安全を守るため、考え直してほしい。そこに住んでいる住民の飲料水への影響がなく、もっと地震のリスクの少ない場所への検討し直しをお願いしたい。	○	2025/9/5		
131	菱野連区自治会	-	2025/8/12	個人	463	水銀や石綿などの廃棄物によって健康に被害が出るのではないかと心配。	○	2025/9/5		
132	菱野連区自治会	-	2025/8/12	個人	464	瀬戸市内の中心部へ飲料水を給水する重要な取水場である西谷取水場から約70mの距離に処分場が建設されると聞き、水源の汚染が心配。	○	2025/9/5		
					465	災害時の処分場崩壊や有害物質流出による二次災害を防いでほしい。	○	2025/9/5		
133	長根連区自治会	-	2025/8/12	個人	466	水源の近くで災害リスクの高いこの場所に処分場をつくることは強く反対。	○	2025/9/5		
134	長根連区自治会	-	2025/8/12	個人	467	水源の近くで災害リスクの高いこの場所に処分場をつくることは反対。	○	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
135	下品野連区自治会	-	2025/8/12	個人	468	南海トラフ地震が、いつ来てもおかしくないという昨今において今回計画されている産廃処分場の場所は、はなはだ危険すぎると思う。猿投山北断層まで「600m」に位置しているということは、危険すぎる。しかも崩落土砂流出危険地区に指定されている。災害時の安全性が、強く強く疑われる。市民が、このような不安の中で日々、生活していかなければならないのは、納得いかない。本当に大地震が起きた時、処分場の周囲の地域は地獄絵図となり、住民の健康は、いちじるしく破壊されるだろう。私達瀬戸市民は、自分達の生活を守る権利がある。瀬戸市に何の益もない産業廃棄物処分場を、どうして、建設されなければならないのか?命をかけて、生活を、瀬戸市の環境を守ります。	○	2025/9/5		
136	菱野連区自治会	-	2025/8/18	個人	469	令和7年8月1日幡山公民館で開催された「説明会」に参加した。埋め立て事業者(以下「事業者」)側の説明は、専門分野の担当者からのもので、素人の私には正しい内容のものか、安全性は維持されるものかの判断はできなかった。しかし、この説明会の中で、当該産廃埋め立て事業は概ね15年間行われ、処分場が満タンになった時点で「事業者」が所轄官庁に「廃止」の届け出が出され、それが認可された以降は、「事業者」にはその後の責任が及ばないことが判明した。埋め立て事業期間中は、「事業者」が管理するとともに、併せて「独立行政法人環境再生機構」へ「廃止」の届け出以降「廃止確認(事業廃止が承認されたこと)」までの保安全管理費用が積み立てられ、積立金は、「廃止」から「廃止確認」の間の保安全管理費用に充当されることも確認できた。問題は、「廃止確認」以降に、「有害物質」が災害等により埋め立て地から流出した場合、「事業者」にはその責任が及ばず、その土地の所有者が責任を負うことである。処分場の構造から「有害物質」が漏れ出す可能性は、処分場最深部に敷き詰められた「遮水シート」の耐用年数による。「事業者」の説明では、35～50年間は大丈夫とのことだが、同様の「遮水シート」を使用した全国の処分場のうち最も古いもので50年ほど経過しただけで、今後、経年劣化した「遮水シート」が永久的に漏れを防止してくれる保証は全くない。	○	2025/9/5		
					470	この処分場の近くには活断層があり、東海地方には大規模地震がかなりの確率で発生することも想定されている。	○	2025/9/5		
					471	私たちが25年前に経験した「東海豪雨」のような大雨による「土砂崩れ」が発生すること考えられる。この処分場が作られることにより利益を得るのは、土地の所有者と「事業者」だけで、流域住民にはメリットは全くないどころか、いつ流出するかわからない「有害物質」におびえながら永久に暮らし続けることになる。私たち矢田川流域の住民にとって、子々孫々にまで危険を及ぼす「バクダン」の設置は絶対に許すことができず絶対反対である。	○	2025/9/5		
137	本地連区自治会		2025/8/20	個人	472	周知が著しく不足していると感じる。市民が十分に知らされないまま、このような事業を進めようとしているのではないかと強く懸念している。	○	2025/9/5		
					473	水源が近いことから、アスベストや水銀など有害物質の流出が非常に不安である。また、地元と「埋め立てはしない」との約束がある土地にもかかわらず、「別法人だと、この場所を処分場にしようとしている点に疑問を感じる。 事業は金儲けだけでなく、市民の生活と安全を第一に考えるべきである。私は子どもが3人おり、この子たちが将来も安全に瀬戸市に住み続けられるかと被害が起きないかどうかは何よりも心配である。	○	2025/9/5		
138	深川連区自治会		2025/8/20	個人	474	生活する上で大切な水が汚染される懸念もあるし、瀬戸市特有の生物の生態系が崩れるのではないかと。計画書にも水質や生態系への配慮が書かれているが、具体的な保全策が書かれていない。どのように実施・確認されるのか、詳しい説明を求める。	○	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					475	瀬戸市の住民は、この計画についてほとんど知らされていない。住民が十分な理解と判断を行えるよう、市をあげて情報の周知徹底を強く求める。	-	2025/9/5		
					476	説明会に都合がつかず参加できないことが多いため、もっと頻繁に開催していただきたい。 特に、水源に関わる当該地域の住民には一人残らず情報が行き届くことが重要である。そのためにも、全員に周知できるまで追加の説明会を開催していただくことを強く要望する。	○	2025/9/5		
					477	自分の住まいの地域の水は、馬ヶ城ダムから来ている。今回の産廃処分場がその取水場からすぐ近くに建設されると聞き、水が汚染ないかと心配である。 設計上問題ないとしても、万が一災害があつた場合にどうなるのか非常に心配である。具体的に、どういう災害を想定し、それに対して安全である設計なのか、教えて欲しい。	○	2025/9/5		
139	下品野連区自治会		2025/8/20	個人	478	この処分場計画について、私は市内に住む親戚から偶然聞いたことで初めて知った。市から直接の案内を受けた覚えはなく、説明会がすでに終わっていたことに大変驚いた。多くの市民も同じように、存在すら知らされていない状況だと思う。説明会は、市民にとって意見を述べる大切な場である。にもかかわらず、回覧もなかった(あるいはあったとしても見逃してしまうほど目立たなかった)ため、周知が極めて不十分であったと感じている。 ・周知はどのような方法で行ったのか。本当に市民に届いていたのか。 ・対象地域住民に確実に伝わる手段(郵送通知・学校経由の配布など)を検討するのか。 ・今回参加できなかった住民のために、追加説明会を開催する意思はあるのか。 市民の多くが知らないまま手続きが進むことは、公平性を欠き、行政への信頼を大きく損なうものである。説明責任を果たすためにも、追加説明会の開催を強く求める。	○	2025/9/5		
					479	今回の処分場計画では、工事や搬入に伴い大量のダンプトラックが通行することになる。計画書では「1日往復110台、ピーク時には往復300台」と示されているが、これは4分に1台の頻度で大型車両が通行する計算となり、地域の交通環境は大きく変わる。 住民としては、次のような点について強い懸念を持っている。 ・通学路や生活道路での交通事故リスクの増大 ・騒音や振動による生活環境の悪化 ・渋滞やすれ違い困難による日常生活への影響 そこで、以下の具体的な質問に対する明確な説明を求める。 ・計画書に記載された台数は、工事ピーク時や不測の事態を含めた最大想定なのか。増加の可能性があるのか。 ・交通安全対策(通学時間帯の運行制限・交通誘導員配置・速度規制など)を具体的にどう講じるのか。 ・道路の劣化や補修費用の負担は誰が担うのか。 交通量の増加は、住民の安全と暮らしに直結する最重要課題である。計画書の数字だけでは不十分であり、実際の生活環境に即した具体的な対策を明示することを求める。	○	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
140	下品野連区自治会		2025/8/20	個人	480	大型車両の頻繁な通行は、道路や橋の劣化を早めることが明らかである。結果的に補修費用が増え、市民の税負担につながるのではないかと懸念する。 1.ダンプ通行による道路損傷の調査を行っているのか。 2.補修・維持管理にかかる費用は、事業者が負担するのか、市民の税金で賄うのか。 地域に長期的な負担を押し付ける形で事業進行は認められない。費用負担の明確化を求める。	○	2025/9/5		
					481	私は、この処分場計画についてまったく知らなかった。市の広報でも目にしておらず、説明会が行われていたことも後から知って驚いた。 市民生活に直接かわる重大な計画を、多くの人が知らないまま進めるのはおかしいと思う。説明会の存在を知らされないのでは、意見を述べる機会が奪われてしまう。 市には、対象地域だけでなく市民全体に確実に伝わる方法で周知し、追加説明会を開催して改めて説明と意見交換の場を設けることを求める。	-	2025/9/5		
141	下品野連区自治会		2025/8/20	個人	482	工事運搬車両の通行ルートについて強い不安を感じている。事業者から示されたルート図は、国道248号線から瀬戸設楽線に入り、万徳寺バス停付近で途切れており、処分場までの具体的な進入ルートが明示されていない。これは、日常生活に直結する重要な情報であり、住民にとって極めて不十分である。特に、にじの丘学園周辺は多くの子どもが徒歩で通学しており、ダンプ車両が頻繁に通ることになれば、今までの生活環境は大きく変わる。説明会でもこの点は繰り返し指摘されているが、事業者の回答は「今後学校と協議する」「検討させていただく」といった抽象的なものにとどまっている。これでは住民として安心できない。以下の点について明確な回答を求める。 ・なぜ事業計画書で処分場までの進入ルートを明記していないのか。法的に省略できる理由があるのか。 ・学校周辺の通行について、具体的にどのルートを予定しているのか。 候補ルートが複数あるなら、それぞれの安全性比較を示してほしい。 ・にじの丘学園との協議はいつ、どのような形で行うのか。住民にもその内容を公開するのか。 ・交通誘導員の配置・時間帯規制など、安全対策をどの段階で決定するのか。 事前に地域住民の意見を反映できるのか。 工事車両の通行ルートは、単なる技術的問題ではなく、市民の暮らしと子どもたちの安全に直結する問題である。計画書に不足している情報を早急に補い、誠実な説明を求める。	○	2025/9/5		
					483	今回の処分場計画について、説明会が開催されていたことを知らないまま、すでに終了していたことに大きな疑問を抱いている。私はもちろん、周囲の市民の多くも計画の存在すら認識していない。 市民生活に直接関わる重大な計画であるにもかかわらず、このように周知が徹底されていないことは、説明責任の観点から看過できない。情報が届かない以上、住民が意見を述べる機会を実質的に奪われていることになる。 市には、公平で開かれた手続きを保障するために、確実に周知できる方法を講じたうえで、追加説明会を開催することを強く求める。	-	2025/9/5		
142	菱野連区自治会		2025/8/21	個人	484	・水質汚染の懸念　かけがえのない自己水源馬ヶ城浄水場から70mしか離れていない。処分場から有害物質が流出した場合飲み水&農業用水の汚染が心配です。 ・災害リスク　災害時の安全性に強い不安 ・次世代の子供達へ美しい水源を残すのが大人の役割	○	2025/9/5		
143	深川連区自治会		2025/8/21	個人	485	飲み水の心配である。災害時の安全性。	○	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
144	西陵連区自治会		2025/8/21	個人	486	飲み水の心配。災害時の安全性の心配。	-（関係住民外）	2025/9/5		
145	市外		2025/8/21	個人	487	飲み水が心配である。災害時の安全性が心配である。	-（関係住民外）	2025/9/5		
146	西陵連区自治会		2025/8/21	個人	488	飲み水が汚せんされるのが心配。子供達の時代が特に。災害時の安全性が心配である。	-（関係住民外）	2025/9/5		
147	水野連区自治会		2025/8/22	個人	489	瀬戸市内ではこの10年間で大型トラックを目にする機会が増加しており、今後さらに産業廃棄物処理場への搬入作業が加わることで、交通事故の多発が懸念される。 特に高齢者の割合が30%を超える瀬戸市においては、騒音や振動などによる住環境の悪化により、聴覚障害や睡眠障害、心血管系疾患、精神的ストレス、さらには学習・作業能力の低下など、住民の健康被害の発生が強く危惧される。	-（関係住民外）	2025/9/5		
					490	処分場からの汚水流出により、水源の汚染が懸念される。過去には、安全とされていたにもかかわらず、結果として汚染が発生した地域も少なくない。 近年では地震や大雨が頻発しており、今後発生が予測される南海トラフ巨大地震においても甚大な被害が懸念される。このような状況下では、いかなる施設であっても「100%安全である」とは言い切れない。 災害による被害は「仕方がない」では済まされず、未然に防ぐ努力が求められる。真に安全を確保する唯一の方法は、そもそも建設を行わないことだと考える。 水源は人間にとって不可欠な資源であり、次世代に向けてもその良好な状態を維持・保全する責任がある。	-（関係住民外）	2025/9/5		
					491	※表は事業者に送る意見書には記載されている。 上の表は、令和7年1月8日付の瀬戸市告示文にある「産業廃棄物関連施設において処理する産業廃棄物の種類」をもとに、生成AI(ChatGPT)を用いて整理・作成したものである。この表からも、人体への影響が大きい廃棄物ほど、長期間にわたって土地に残留することが分かる。 こうした性質の廃棄物が周辺環境に蓄積されれば、住民は将来的に健康への不安を抱えながら生活せざるを得なくなるおそれがある。	-（関係住民外）	2025/9/5		
148	道泉連区自治会		2025/8/22	個人	492	道泉町の住人である。馬ヶ城浄水場からの水をおいしくいただいている。 西谷取水場極近の産廃処分場建設には、安心して水をいただくことに不安が生じる。立地の再検討を是非願いたい。	○	2025/9/5		
149	原山台連区自治会		2025/8/25	個人	493	馬ヶ城浄水場は薬品を使わず、自然の浄化能力を利用して水をきれいにしている。処分場が原因で水質が汚染される可能性がある。処分場を水源の近くに作ることに強く反対する。 崩壊土砂流出危険区に指定されていることもあり、災害時に処分場崩壊や有害物質流出による二次災害を防ぐため、計画に強く反対する。	○	2025/9/5		
150	下品野連区自治会		2025/8/27	個人	494	人口が年々減少していく中で、少しでも若い人を呼び込もうとしているのに、これ以上産廃の処分場が増えたら、誰も瀬戸には来なくなってしまう。子供たちにも瀬戸に住んでとは言えなくなってしまう。産廃の町、瀬戸なんてごめんだ。	-	2025/9/5		
					495	南海トラフがいつ来てもおかしくない。昨近全国的にも貴重な、薬品に頼らない自然の浄化能力を利用した優良な飲み水の馬ヶ城浄水場を私たちは、守らなければいけない。それなのに水源から、わずか70mしか処分場は離れていない、地震が来たら飲み水などが汚染されるかと思うと心配で眠れない。	○	2025/9/5		
151	古瀬戸連区自治会		2025/8/27	個人	496	健康被害への懸念。水銀や石綿などの特別管理産業廃棄物によって健康被害が出るのではないかと心配である。	○	2025/9/5		
152	下品野連区自治会		2025/8/27	個人	497	水源からすぐ近いところに処分場を作るというのは水質が汚染されるのではないかという不安がすごくある。瀬戸市内にはもう処分場を作らないでほしい。	○	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
153	下品野連区自治会		2025/8/27	個人	498	現状でも市内に50以上の産廃処理施設があるのにこれ以上増やさないで欲しい。	○	2025/9/5		
154	山口連区自治会		2025/8/27	個人	499	処分場から、すぐ近くに水源があり、体に悪い物質が流出した場合、飲み水や農業用水の汚染が心配。また、自然がこわれ、元々いる動物達への影響が心配。	○	2025/9/5		
					500	業者の出入りが増え騒音や振動で生活環境が損なわれるのではないかと心配。	○	2025/9/5		
					501	安心、安全な町だと思っていたのに、これから先も住み続けるのが不安。子供達もずっと住んでいける瀬戸市にしてほしい。	-	2025/9/5		
					502	土砂災害の危険地区に指定されているので災害時の安全性に強い不安を感じる。	○	2025/9/5		
155	下品野連区自治会		2025/8/27	個人	503	今、計画されている産業廃棄物処理場は、水銀、石綿、アスベスト等の恐ろしい程の有害物質がでる特別管理産業廃棄物をも、処理する計画だと聞いている。どのような経路で、それが、周囲の土に浸透するかわからない状況で、寝むれない程、不安になる。	○	2025/9/5		
156	效範連区自治会		2025/8/28	個人	504	水源からの極端な近接 わずか70mしか離れておらず、万が一の漏洩や事故が発生した場合、飲料水や農業用水への深刻な汚染が懸念される。水源の安全性を脅かす施設の立地は到底容認できない。	○	2025/9/5		
					505	活断層からの近接 活断層からわずか600mしか離れておらず、地震による地盤の変動や施設の損壊リスクが高いと思う。災害時に廃棄物が流失する可能性は否定できず、極めて不適切な立地である。	○	2025/9/5		
					506	崩壊土砂流出危険地区であること リスクの高い地域があるので、この場所に設置することは二次災害の誘発につながりかねない。	○	2025/9/5		
					507	透明性の欠如 本計画に関して、十分な説明や住民との協議が行われていないことも問題である。市議会で松原大介議員がこの件に関して発言したのも拝読したが、透明性や誠意に欠ける2社の関係性がうきばりとなった。	○	2025/9/5		
					508	このような企業に施設建設をさせることは、地域住民の健康・環境・精神的負担をさらにおわせるだけである。地域の未来に関わる重大な決定である以上、住民の声を尊重し、開かれた対話の場をもっと求め、設けるべきである。計画の即時見直しを強く要望する。	○	2025/9/5		
157	水南連区自治会		2025/8/28	個人	509	水源、猿投山北断層に隣接した場所に産業廃棄物処分場を建設することに断じて反対である。 水源の安全安心が確実に担保されるには計画場所に処理場を作らないという決定しかない。仮に建設した場合、処理場廃止後の数十年先まで愛知県、当該事業者は水質に責任を持てるのか。	○	2025/9/5		
					510	猿投山北断層から1.1kmは間違いで600mしか離れていない。都合のよい資料・調査データを基にした計画に信頼性はなく、安全安心できる施設は建設できない。	○	2025/9/5		
					511	建設が始まれば大量の伐採木材や残土が出るがその受け入れ先は未定(4月の説明会時点)、工事車両(最大300台/日)や産業廃棄物運搬車両(110台/日)の影響、処理水・排水や持ち込まれる産業廃棄物の検査体制の信頼・公正が担保されていないなど様々な問題が軽視されている。	○	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
158	菱野連区自治会		2025/8/28	個人	512	まず愛知県内の産廃処分場が瀬戸市に集中しすぎ。いくら山が多くて土の採掘跡地が安く利用しやすいとはいえ、いいかげんにしていただきたい。 瀬戸市も県の要望を安易に受けすぎ。 福島原発も安全だと言われていて結局大きな被害を出した。瀬戸市の水源が汚染されたら市民の命に関わる。 産廃は瀬戸市に押し付けとけばいいという考えは愛知県・瀬戸市共によく再考していただきたい。	-	2025/9/5		
159	菱野連区自治会		2025/8/28	個人	513	水源近くにもかかわらず、毒性の強いものも含まれる産廃処分場が作られるのには反対。愛地球博会場であった場所のすぐ横に環境を悪くするものができるなんて。県としては本当に環境に影響を及ぼさない処理法で、されるのかもしっかり見極めてほしい。その川の下流で子供たちが小さい頃よく水遊びをした。孫のときには、させられない。	-	2025/9/5		
160	東明連区自治会		2025/8/29	個人	514	処分場予定地から水源まで70～80mしかないのは、水質汚染が恐いので、この場所での建設には反対。	○	2025/9/5		
					515	私達の地元処処分場は要らない	-	2025/9/5		
					516	大地震が起こると言われているのに不安しかない	○	2025/9/5		
					517	水銀や石綿など産業廃棄物によって健康被害がでるのでは？だれが責任とるのか？	○	2025/9/5		
161	東明連区自治会		2025/8/29	個人	518	瀬戸にゴミ処理場ばかり作って、人の住んでる場所を汚染する事は、いいことでは、ないと思う。	○	2025/9/5		
					519	以前取り下げられた計画が再度計画されるのは納得できない。飲み水等か心配。	○	2025/9/5		
					520	川の源流が近く、水質汚染のリスクがとて高く、きれいな川がよごされるのは許容できない。安全安心してすごせなくなる。 これまで守ってきた豊かな山と水を維持して大切にしていきたい。山の湧水は、生でも飲めるほどきれいなのに、そこが廃棄物で汚されるのは瀬戸にとって、この地域にとっても損失。	○	2025/9/5		
162	東明連区自治会		2025/8/29	個人	521	標高の高い位置に産廃処分場を造れば下流部に影響が出ることは明らかであり、山路町に処分場を造ることに絶対に反対である。	○	2025/9/5		
					522	瀬戸市は60%が山であるため、産廃のすて場である。農業用水や井戸水、水道など水の汚染が広がるからこれ以上広げることは反対である。	○	2025/9/5		
					523	長期的に微量な有害物質にさらされることで呼吸器系疾患やアレルギーの増加など健康被害が懸念される。小さな子供や高齢者にはリスクが大きいのでは。	○	2025/9/5		
					524	産廃処分場はこれ以上瀬戸には要らない。	-	2025/9/5		
					525	水源の山になぜ産廃なのか、企業は何をしてもよいのか。	○	2025/9/5		
					526	有害物質や土砂災害のリスクが大きい。	○	2025/9/5		
					527	水道水取水の近くに、汚染水の漏水リスクがあるのに処理場の立地は、反対する。	○	2025/9/5		
163	東明連区自治会		2025/8/29	個人	528	水源から近く農業用水に利用しているとのことで流出が心配。 自然を破壊する様な処分場はいらない。	○	2025/9/5		
					529	処分場は不要。断固不要。	-	2025/9/5		
					530	かけがえのない故里の自然を守るため、処分場建設拒否。	○	2025/9/5		
					531	自己水源の汚染や大地震のリスクがある土地に処分場を建設するのは反対である。有害物質を含む粉じんの飛散もとても心配である。	○	2025/9/5		
					532	水源から近いため、水の汚染や、有害物質の流出が心配である。	○	2025/9/5		
					533	有害物質等による水質汚染が心配。処分場建設は必要なし。	○	2025/9/5		
					534	飲み水は大変、大事である。他の病気のようにみなまた病チッソを心配する。	○	2025/9/5		
					535	大雨が多い近年、水質汚染が心配、もうこれ以上はやめて。	○	2025/9/5		
					536	産廃処理場に反対である。	-	2025/9/5		
					537	名前を変えてまた同じことしてくるなんて最低である。	-	2025/9/5		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					538	巨大産廃処分場は必要ない。私達の水の安全性が心配である。	○	2025/9/5		
					539	産廃は必要ない。やめて下さい。	-	2025/9/5		
					540	これからの若い人達の健康な生活を守るためにも絶対に反対。	○	2025/9/5		
					541	産廃百害あって一利なし。	-	2025/9/5		
					542	ゲリラ豪雨発生により土砂災害が発生することがあり、水質がおかされる危険がある。	○	2025/9/5		
					543	地域住民として今回の産廃処分計画に強く反対である。	-	2025/9/5		
					544	有害物質が流出した場合、飲み水や農作物が汚染され、人体に悪影響が心配の為。	○	2025/9/5		
					545	災害時の安全性に強い不安を感じる為。	○	2025/9/5		
					546	水源が近くにあるので何かが流出する場合、汚染されそうで不安である。	○	2025/9/5		
					547	計画が一度取り下げられた後、別会社で処分場へ変更するようなずる賢い事業者を全く信用できず、きちんとした処分管理がなされるとは到底考えられない。 何か起きてしまった場合、健康被害が出るだけでなく、不動産の価値も下がってしまう。	○	2025/9/5		
					548	水源から近い為、飲み水や農業用水の汚染が心配である。	○	2025/9/5		
					549	災害リスクに指定されているエリアを土壌改造していることに不安がある。	○	2025/9/5		
					550	一旦産廃埋め立て地として取り下げられた計画がなぜ今になって再度計画されているのか。判然としない。 今現在でも「廃棄物運搬車両」を付近で多く見かけるし、粉じんが気になり、外に洗濯物も干せない。車の窓を開けるのもためられる。	○	2025/9/5		
					551	産廃埋め立て地反対。必ず有害物質が流出して川に流れ出るでしょう。子供達の環境に影響が出る。	○	2025/9/5		
					552	水源の近くに産廃処分場はいらないと思う。汚染が心配である。	○	2025/9/5		
164	菱野連区自治会		2025/8/29	個人	553	当初通り、林地開発(土砂採掘後の埋め立て、植林)を行うべきであり、法人がかわっても継承されるべきである。	○	2025/9/5		
					554	今後産廃はつくらない。⇒前者、法人がかわれば、前言まるで関係なし、これが現状であり、一体何が信用できるのか、理解出来ない。	○	2025/9/5		
					555	市の浄水場取水口が近くに有り、汚染の可能性が充分心配される。	○	2025/9/5		
					556	飲み水、農作物への汚染により、住民の健康への影響が想定され、何十年後に実害が出た場合、取りかえしが見つからない。	○	2025/9/5		